

第6章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

対象事業実施区域及びその周囲の概況については、主に既存資料による調査結果を記載した。調査範囲は、煙突からの排出ガスによる大気質への影響を考慮し、対象事業実施区域から半径6 kmの範囲を基本とした。

6-1 自然的状況

6-1-1 大気質の状況

対象事業実施区域及びその周辺の大気質については、半径約6 kmの範囲に存在する大気環境常時測定局のうち一般環境大気測定局（以下、「一般局」という。）の測定結果を用いて把握した。なお、自動車排出ガス測定局（以下、「自排局」という。）については、当該範囲内に存在しないことから、最寄りの自排局である葭川測定局（対象事業実施区域から約7.6km）の測定結果を用いた。

対象事業実施区域及びその周辺の各測定局等における測定項目は表6-1.1に、位置は図6-1.1に示すとおりである。以下、各項目についての大気汚染の状況を述べる。

表 6-1.1 各測定局の測定項目（平成 27 年度）

種別	地点番号	測定局 ^{注)}	所在地	測定項目								対象事業実施区域からの距離	
				二酸化硫黄	窒素酸化物	一酸化炭素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	風向・風速	温度・湿度		ダイオキシン類
一般局	1	大宮小学校	千葉市若葉区	-	○	-	○	○	-	○	-	-	約2.5km
	2	千城台北小学校	千葉市若葉区	○	○	-	○	○	○	○	-	○	約2.7km
	3	都公園	千葉市中央区	○	○	-	○	○	-	○	-	-	約5.5km
自排局	4	葭川	千葉市中央区	-	○	-	-	○	-	-	-	-	約7.6km
その他	5	総合公園体育館	四街道市和田	-	-	-	-	-	-	-	-	○	約4.9km

注) 測定局名について、地点1～4は「平成27年度大気環境測定結果」（千葉市ホームページ）、地点5は「ダイオキシン類濃度測定調査結果」（四街道市ホームページ）に記載されている名称を用いている。

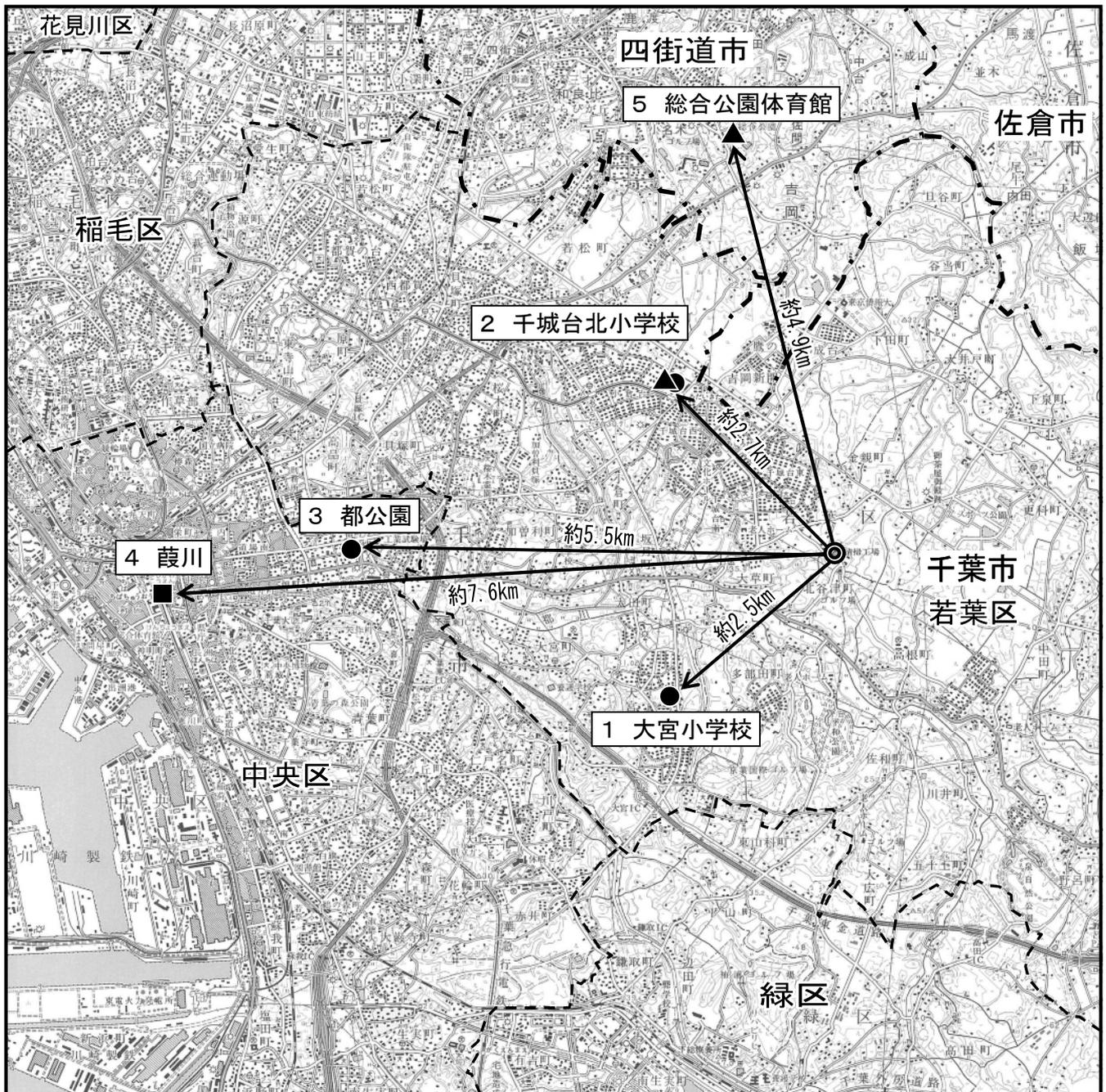
出典：「平成27年度大気環境常時測定結果」（平成28年8月 千葉県）

「平成27年度大気環境測定結果」（千葉市ホームページ）

「平成27年度ダイオキシン類に係る常時監視結果について」（千葉県ホームページ）

「平成27年度ダイオキシン類調査結果」（千葉市ホームページ）

「平成27年度ダイオキシン類濃度測定調査結果」（四街道市ホームページ）



凡 例

- | | | | |
|---------|----------|---|----------------|
| ◎ | 対象事業実施区域 | ● | 大気環境常時測定局（一般局） |
| - · - · | 市境 | ■ | 大気環境常時測定局（自排局） |
| - - - - | 区境 | ▲ | ダイオキシン類測定地点 |

出典：「平成27年度大気環境常時測定結果」（平成28年8月 千葉県）
「平成27年度大気環境測定結果」（千葉市ホームページ）
「平成27年度ダイオキシン類に係る常時監視結果について」（千葉県ホームページ）
「平成27年度ダイオキシン類調査結果」（千葉市ホームページ）
「ダイオキシン類濃度測定調査結果」（四街道市ホームページ）

この地図は、国土地理院発行の1:50,000地形図「千葉」「佐倉」を使用し、1:70,000の縮尺に編集したものである。

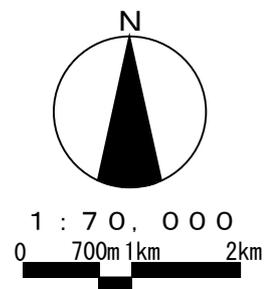


図 6-1.1 大気環境常時測定局位置図

1. 二酸化硫黄 (SO₂)

対象事業実施区域及びその周辺の大気環境常時測定局における、二酸化硫黄の平成27年度の測定結果は表6-1.2(1)に示すとおりである。また、年平均値の経年変化は表6-1.2(2)及び図6-1.2に示すとおりである。

二酸化硫黄は、いずれの測定局においても日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であり、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したこともなく、環境基準及び千葉県環境目標値（以下、「環境目標値」という。）を達成している。

年平均値の経年変化は、いずれの測定局も横ばい傾向である。

表6-1.2(1) 二酸化硫黄年間測定結果（平成27年度）

種別	地点	測定局	年平均値	1時間値が 0.1ppmを 超えた 時間数	日平均値が 0.04ppmを 超えた日数	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.04ppmを 超えた日が 2日以上連続 したことの有無 (有×・無○)	環境基準の 達成状況 ^{注1)}	環境目標値の 達成状況 ^{注2)}
			(ppm)	(時間)	(日)	(ppm)			
一般局	2	千城台北小学校	0.002	0	0	0.005	○	○	○
	3	都公園	0.002	0	0	0.007	○	○	○

注1) 環境基準の達成状況：○は環境基準（1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。）を達成。

注2) 環境目標値の達成状況：○は環境目標値（1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。）を達成。

出典：「平成27年度大気環境常時測定結果」（平成28年8月 千葉県）

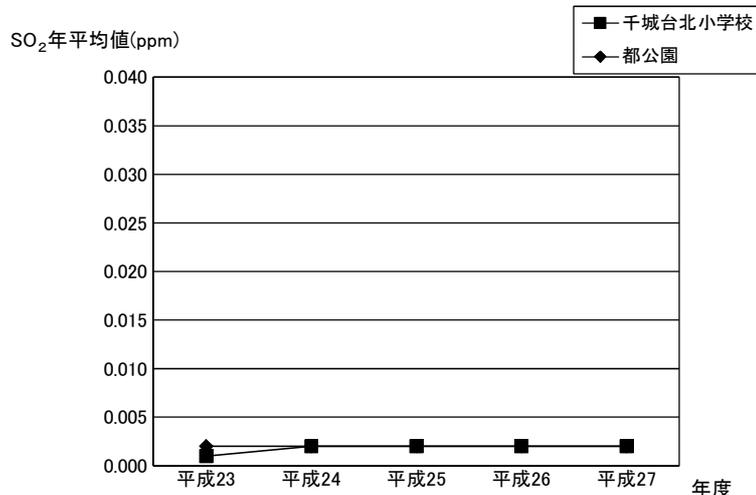
「平成27年度大気環境測定結果」（千葉県ホームページ）

表6-1.2(2) 二酸化硫黄年平均値の推移

単位：ppm

種別	地点	測定局	年度				
			平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般局	2	千城台北小学校	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002
	3	都公園	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002

出典：「平成23～27年度大気環境測定結果」（千葉県ホームページ）



出典：「平成23～27年度大気環境測定結果」（千葉県ホームページ）

図6-1.2 二酸化硫黄年平均値の推移

2. 二酸化窒素 (NO₂)

対象事業実施区域及びその周辺の大気環境常時測定局における、二酸化窒素の平成27年度の測定結果は、表6-1.3(1)に示すとおりである。また、二酸化窒素の年平均値の経年変化は、表6-1.3(2)及び図6-1.3に示すとおりである。

二酸化窒素は、すべての測定局で日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であり、環境基準を達成している。また、二酸化窒素の環境目標値（1時間値の日平均値が0.04ppm以下であること。）については、葭川測定局を除くすべての測定局で達成している。

年平均値の経年変化は、各測定局とも減少傾向である。

表6-1.3(1) 二酸化窒素年間測定結果（平成27年度）

種別	地点	測定局	年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準の達成状況 ^{注1)}	環境目標値の達成状況 ^{注2)}
			(ppm)	(ppm)		
一般局	1	大宮小学校	0.009	0.025	○	○
	2	千城台北小学校	0.010	0.027	○	○
	3	都公園	0.014	0.031	○	○
自排局	4	葭川	0.024	0.041	○	×

注1) 環境基準の達成状況：○は環境基準（1時間値の1日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。）を達成。

注2) 環境目標値の達成状況：○は環境目標値（1時間値の1日平均値の年間98%値が0.04ppm以下であること。）を達成。×は未達成。

出典：「平成27年度大気環境常時測定結果」（平成28年8月 千葉県）

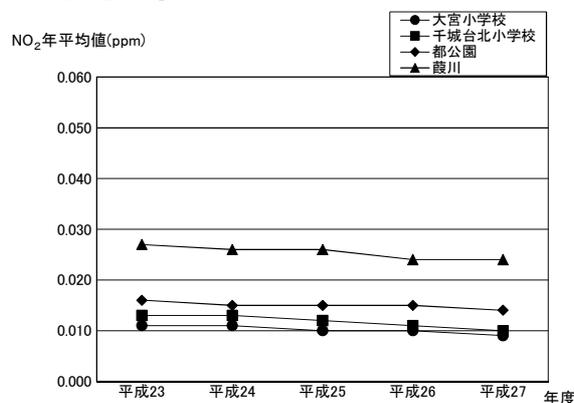
「平成27年度大気環境測定結果」（千葉市ホームページ）

表6-1.3(2) 二酸化窒素年平均値の推移

単位：ppm

種別	地点	測定局	年度				
			平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般局	1	大宮小学校	0.011	0.011	0.010	0.010	0.009
	2	千城台北小学校	0.013	0.013	0.012	0.011	0.010
	3	都公園	0.016	0.015	0.015	0.015	0.014
自排局	4	葭川	0.027	0.026	0.026	0.024	0.024

出典：「平成23～27年度大気環境測定結果」（千葉市ホームページ）



出典：「平成23～27年度大気環境測定結果」（千葉市ホームページ）

図6-1.3 二酸化窒素年平均値の推移

3. 光化学オキシダント

対象事業実施区域及びその周辺の大気環境常時測定局における、光化学オキシダントの平成27年度の測定結果は、表6-1.4(1)に示すとおりである。また、昼間の1時間値が0.12ppm（光化学スモッグ注意報の発令基準レベル。ただし、注意報はこの状態が継続すると判断されるときに発令される。）以上の日数の経年変化は、表6-1.4(2)に示すとおりである。

昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数は大宮小学校測定局で93日、千城台北小学校測定局で74日、都公園測定局で76日であり、いずれの測定局も環境基準及び環境目標値は達成されていない。また、平成23～27年度において1時間値が0.12ppmを超えた日数は1～4日となっている。

なお、光化学オキシダントについて、近年環境基準の達成状況が低いのは、当該地域特有ではなく全国的な傾向である。

表6-1.4(1) 光化学オキシダント年間測定結果（平成27年度）

種別	地点	測定局	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		環境基準の達成状況 ^{注1)}	環境目標値の達成状況 ^{注2)}	時間達成率 ^{注3)} (%)
			日	時間			
一般局	1	大宮小学校	93	463	×	×	91.5
	2	千城台北小学校	74	330	×	×	93.9
	3	都公園	76	315	×	×	94.0

注1) 環境基準の達成状況：×は環境基準（1時間値が0.06ppm以下であること。）を未達成。

注2) 環境目標値の達成状況：×は環境目標値（1時間値が0.06ppm以下であること。）を未達成。

注3) 時間達成率：(昼間の環境基準達成時間/昼間の測定時間)×100(%)

出典：「平成27年度大気環境常時測定結果」（平成28年8月 千葉県）

「平成27年度大気環境測定結果」（千葉市ホームページ）

表6-1.4(2) 光化学オキシダントの昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数の推移

単位：日

種別	地点	測定局	年度				
			平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般局	1	大宮小学校	4	1	4	1	4
	2	千城台北小学校	2	1	1	1	3
	3	都公園	— ^{注)}	2	3	3	4

注) 都公園測定局では、平成24年度から測定が実施されている。

出典：「平成27年度大気環境常時測定結果」（平成28年8月 千葉県）

「平成27年度大気環境測定結果」（千葉市ホームページ）

4. 浮遊粒子状物質 (SPM)

対象事業実施区域及びその周辺の大気環境常時測定局における、浮遊粒子状物質の平成27年度の測定結果は、表6-1.5(1)に示すとおりである。また、浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化は、表6-1.5(2)及び図6-1.4に示すとおりである。

浮遊粒子状物質は、すべての測定局で環境基準及び環境目標値を達成している。

年平均値の経年変化は、いずれの測定局も概ね横ばい傾向である。

表6-1.5(1) 浮遊粒子状物質年間測定結果 (平成27年度)

種別	地点	測定局	年平均値	1時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間数	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日が 2日以上連続 したことの有無 (有×・無○)	環境基準の 達成状況 ^{注1)}	環境目標値の 達成状況 ^{注2)}
			(mg/m ³)	(時間)	(日)	(mg/m ³)			
一般局	1	大宮小学校	0.017	0	0	0.043	○	○	○
	2	千城台北小学校	0.025	0	0	0.054	○	○	○
	3	都公園	0.015	0	0	0.039	○	○	○
自排局	4	葭川	0.021	0	0	0.045	○	○	○

注1) 環境基準の達成状況：○は環境基準（日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下であり、かつ、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続していないこと。）を達成。

注2) 環境目標値の達成状況：○は環境目標値（日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下であり、かつ、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続していないこと。）を達成。

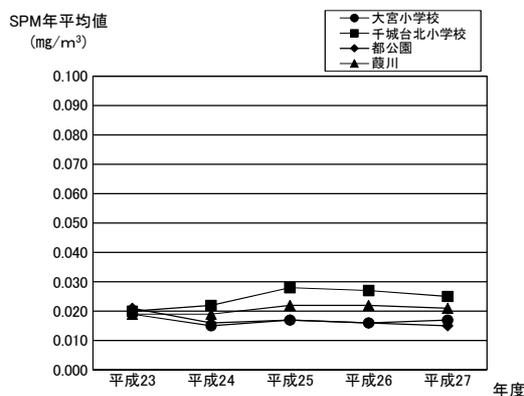
出典：「平成27年度大気環境常時測定結果」（平成28年8月 千葉県）
「平成27年度大気環境測定結果」（千葉市ホームページ）

表6-1.5(2) 浮遊粒子状物質年平均値の推移

単位：mg/m³

種別	地点	測定局	年度				
			平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般局	1	大宮小学校	0.019	0.015	0.017	0.016	0.017
	2	千城台北小学校	0.020	0.022	0.028	0.027	0.025
	3	都公園	0.021	0.016	0.017	0.016	0.015
自排局	4	葭川	0.019	0.019	0.022	0.022	0.021

出典：「平成23～27年度大気環境測定結果」（千葉市ホームページ）



出典：「平成23～27年度大気環境測定結果」（千葉市ホームページ）

図6-1.4 浮遊粒子状物質年平均値の推移

5. 微小粒子状物質 (PM2.5)

対象事業実施区域及びその周辺の大気環境常時測定局における、微小粒子状物質の平成27年度の測定結果は、表6-1.6(1)に示すとおりである。また、微小粒子状物質の年平均値の経年変化は、表6-1.6(2)及び図6-1.5に示すとおりである。

微小粒子状物質は、千城台北小学校測定局で測定されており、環境基準及び環境目標値を達成している。

また、年平均値の経年変化は、平成25年度以降減少傾向にある。

表6-1.6(1) 微小粒子状物質年間測定結果 (平成27年度)

種別	地点	測定局	年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準の達成状況 ^{注1)}	環境目標値の達成状況 ^{注2)}
			($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		
一般局	2	千城台北小学校	13.0	33.5	○	○

注1) 環境基準の達成状況：○は環境基準（年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、日平均値の年間98%値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。）を達成。

注2) 環境目標値の達成状況：○は環境目標値（年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、日平均値の年間98%値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。）を達成。

出典：「平成27年度大気環境測定結果」（千葉市ホームページ）

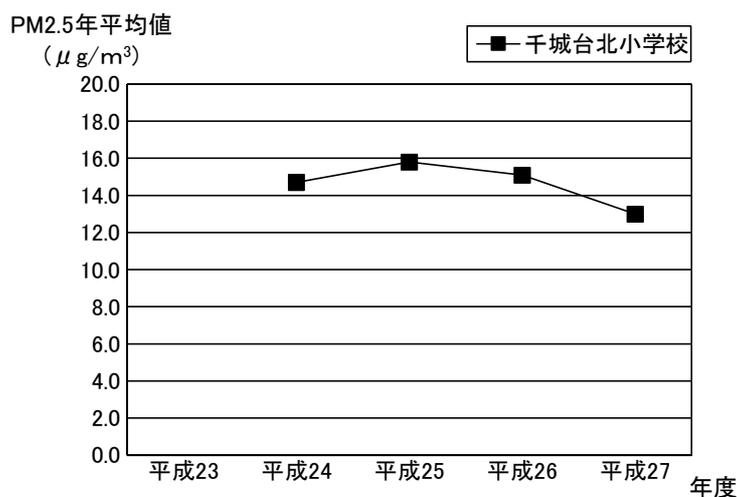
表6-1.6(2) 微小粒子状物質年平均値の推移

種別	地点	測定局	年度				
			平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般局	2	千城台北小学校	— ^{注)}	14.7	15.8	15.1	13.0

単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$

注) 千城台北小学校測定局では、平成24年度から測定が実施されている。

出典：「平成23～27年度大気環境測定結果」（千葉市ホームページ）



出典：「平成23～27年度大気環境測定結果」（千葉市ホームページ）

図6-1.5 微小粒子状物質年平均値の推移

6. ダイオキシン類

対象事業実施区域及びその周辺における、ダイオキシン類の平成27年度の測定結果は、表6-1.7(1)に示すとおりである。また、ダイオキシン類の年平均値の経年変化は、表6-1.7(2)及び図6-1.6に示すとおりである。ダイオキシン類は、いずれの測定局においても年平均値が0.6pg-TEQ/m³以下であり、環境基準を達成している。

また、年平均値の経年変化は、いずれの測定局も横ばい傾向である。

表6-1.7(1) ダイオキシン類年間測定結果（平成27年度）

単位：pg-TEQ/m³

種別	地点	測定局	測定結果			環境基準の達成状況 ^{注2)}
			夏季 ^{注1)}	冬季 ^{注1)}	年平均値	
一般局	2	千城台北小学校	0.0072	0.052	0.030	○
その他	5	総合公園体育館	0.0096	0.093	0.051	○

注1) 夏季は平成27年7月9日～7月16日、冬季は平成28年1月6日～1月13日の期間の測定結果を示している。

注2) 環境基準の達成状況：○は環境基準（年平均値が0.6pg-TEQ/m³以下であること。）を達成。

出典：「ダイオキシン類調査結果」（千葉市ホームページ）

「ダイオキシン類濃度測定結果」（四街道市ホームページ）

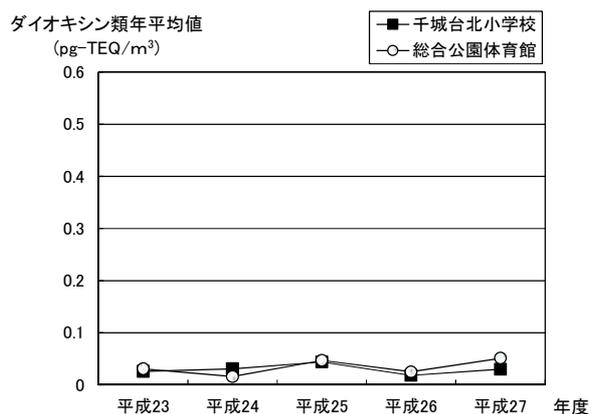
表6-1.7(2) ダイオキシン類年平均値の推移

単位：pg-TEQ/m³

種別	地点	測定局	年度				
			平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般局	2	千城台北小学校	0.026	0.031	0.044	0.018	0.030
その他	5	総合公園体育館	0.031	0.016	0.047	0.025	0.051

出典：「ダイオキシン類調査結果」（千葉市ホームページ）

「ダイオキシン類濃度測定結果」（四街道市ホームページ）



出典：「ダイオキシン類調査結果」（千葉市ホームページ）

「ダイオキシン類濃度測定結果」（四街道市ホームページ）

図6-1.6 ダイオキシン類年平均値の推移

6-1-2 気象の状況

対象事業実施区域の最寄りの気象観測所である千葉特別地域気象観測所（対象事業実施区域から西約8.9km）における10年間（平成19～28年）の気象概況は、表6-1.8(1)～(3)に示すとおりである。なお、千葉特別地域気象観測所の概要及び位置は、表6-1.9及び図6-1.7に示すとおりである。

過去10年間の平均をみると、平均降水量は1,502.5mm（最大日降水量：238.0mm）、平均気温は16.4℃（最高気温：38.5℃、最低気温：-1.9℃）、平均風速は3.8m/秒（最大風速：24.4m/秒）となっている。

表6-1.8(1) 千葉特別地域気象観測所の気象概況（降水量）

年	項目	年間（月間） 降水量 (mm)	最大日降水量		最大時間降水量	
			(mm)	起日	(mm)	起日
平成 19 年		1,190.0	110.0	10月27日	33.5	9月12日
平成 20 年		1,639.0	83.5	4月8日	39.5	8月30日
平成 21 年		1,636.5	112.5	8月10日	48.5	8月10日
平成 22 年		1,525.0	153.0	9月8日	68.0	9月8日
平成 23 年		1,258.5	92.5	10月5日	25.5	9月21日
平成 24 年		1,614.0	64.0	10月4日	54.5	10月5日
平成 25 年		1,446.5	238.0	10月16日	61.5	10月16日
平成 26 年		1,495.5	112.5	6月6日	52.5	7月19日
平成 27 年		1,615.5	117.0	9月10日	45.0	7月3日
平成 28 年		1,604.5	98.5	9月20日	55.0	9月13日
	1月	80.0	59.0	1月18日	8.0	1月18日
	2月	60.0	34.0	2月20日	9.0	2月20日
	3月	140.0	45.0	3月7日	13.5	3月7日
	4月	91.0	35.5	4月7日	12.0	4月7日
	5月	160.0	50.5	5月17日	15.0	5月17日
	6月	134.5	78.0	6月13日	12.5	6月13日
	7月	94.5	34.5	7月15日	23.0	7月15日
	8月	250.5	81.0	8月22日	16.5	8月22日
	9月	286.0	98.5	9月20日	55.0	9月13日
	10月	104.0	26.5	10月3日	18.5	10月3日
	11月	147.0	47.5	11月11日	9.0	11月11日
	12月	57.0	31.5	12月14日	11.0	12月14日
	全期間	平均 1,502.5	最大 238.0	—	最大 68.0	—

出典：「各種データ・資料」（気象庁ホームページ）をもとに作成

表6-1.8(2) 千葉特別地域気象観測所の気象概況（気温）

年	項目 年間（月間） 平均気温 （℃）	最高気温		最低気温	
		（℃）	起日	（℃）	起日
平成 19 年	16.6	37.4	8 月 11 日	-0.2	2 月 25 日
平成 20 年	16.1	35.3	8 月 4 日	-1.0	2 月 18 日
平成 21 年	16.3	33.7	7 月 16 日	0.2	1 月 16 日
平成 22 年	16.6	37.3	7 月 21 日	-1.1	2 月 4 日
平成 23 年	16.3	36.3	8 月 12 日	-1.2	1 月 31 日
平成 24 年	15.9	35.4	8 月 17 日	-1.9	1 月 31 日
平成 25 年	16.6	38.4	8 月 11 日	-0.9	2 月 25 日
平成 26 年	16.3	35.0	7 月 25 日	-1.6	2 月 6 日
平成 27 年	16.7	38.5	8 月 7 日	-0.8	2 月 10 日
平成 28 年	16.8	37.7	8 月 9 日	-0.6	1 月 26 日
1 月	6.7	15.9	1 月 5 日	-0.6	1 月 26 日
2 月	7.6	22.1	2 月 14 日	0.0	2 月 8 日
3 月	10.3	19.9	3 月 8 日	1.7	3 月 2 日
4 月	15.7	24.8	4 月 18 日	5.0	4 月 12 日
5 月	20.1	30.0	5 月 23 日	12.7	5 月 18 日
6 月	22.6	32.9	6 月 18 日	14.7	6 月 3 日
7 月	25.4	33.9	7 月 7 日	19.1	7 月 23 日
8 月	27.3	37.7	8 月 9 日	21.2	8 月 28 日
9 月	24.9	32.3	9 月 8 日	18.3	9 月 20 日
10 月	19.4	32.8	10 月 6 日	10.5	10 月 25 日
11 月	12.1	21.3	11 月 6 日	0.8	11 月 24 日
12 月	9.9	21.7	12 月 22 日	1.4	12 月 17 日
全期間	平均 16.4	最高 38.5	—	最低 -1.9	—

出典：「各種データ・資料」（気象庁ホームページ）をもとに作成

表6-1.8(3) 千葉特別地域気象観測所の気象概況（風速及び年間日照時間）

年	項目 年間（月間） 平均風速 （m/秒）	最大風速			年間（月間） 日照時間 （時間）
		（m/秒）	風向	起日	
平成 19 年	3.8	20.9	南東	9 月 6 日	1,980.2
平成 20 年	3.6	17.9	北西	2 月 24 日	1,873.2
平成 21 年	3.9	19.7	南西	10 月 8 日	1,701.2
平成 22 年	4.0	24.4	南南西	3 月 21 日	1,931.8
平成 23 年	3.9	21.4	南南西	9 月 21 日	2,082.6
平成 24 年	3.7	22.2	南南西	6 月 20 日	2,039.3
平成 25 年	4.0	20.3	北西	10 月 16 日	2,135.3
平成 26 年	3.7	22.2	西	10 月 6 日	2,113.4
平成 27 年	3.8	18.3	南南西	12 月 11 日	2,034.1
平成 28 年	3.6	21.6	南西	8 月 22 日	1,856.7
1 月	3.1	15.8	南西	1 月 19 日	194.2
2 月	3.7	16.2	南南西	2 月 14 日	168.4
3 月	3.5	11.5	南西	3 月 28 日	149.6
4 月	4.4	19.7	南南西	4 月 17 日	138.9
5 月	4.4	16.4	南西	5 月 11 日	215.9
6 月	3.7	15.6	南西	6 月 25 日	135.1
7 月	3.4	11.2	南西	7 月 3 日	155.6
8 月	4.0	21.6	南西	8 月 22 日	168.8
9 月	3.3	12.8	南南東	9 月 8 日	90.3
10 月	3.0	16.0	南南西	10 月 6 日	132.2
11 月	2.9	10.8	北東	11 月 11 日	123.1
12 月	3.4	16.6	南南西	12 月 23 日	184.6
全期間	平均 3.8	最大 24.4	—	—	平均 1,974.8

注) ---: 観測所の移転、観測方法の変更、測器の変更などの理由により、観測データがこの前後で均質でない可能性がある。

出典：「各種データ・資料」（気象庁ホームページ）をもとに作成

表6-1.9 千葉特別地域気象観測所の概要

所在地	北緯	東経	観測所の 標高	風速計の 地上高さ	観測開始年月日
千葉市中央区 中央港	35度36.1分	140度6.2分	3 m	47.9m	昭和56年3月30日

出典：「地域気象観測所一覧」（気象庁ホームページ）

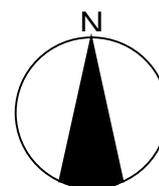


凡 例

- ⊙ 対象事業実施区域
- 気象観測所
- · - 市境
- 大気環境常時測定局（一般局）
- - - 区境

出典：「平成27年度大気環境常時測定結果」（平成28年8月 千葉県）
 「平成27年度大気環境測定結果」（千葉市ホームページ）
 「地域気象観測所一覧」（気象庁ホームページ）

この地図は、国土地理院発行の1:50,000地形図「千葉」を使用し、1:70,000の縮尺に編集したものである。

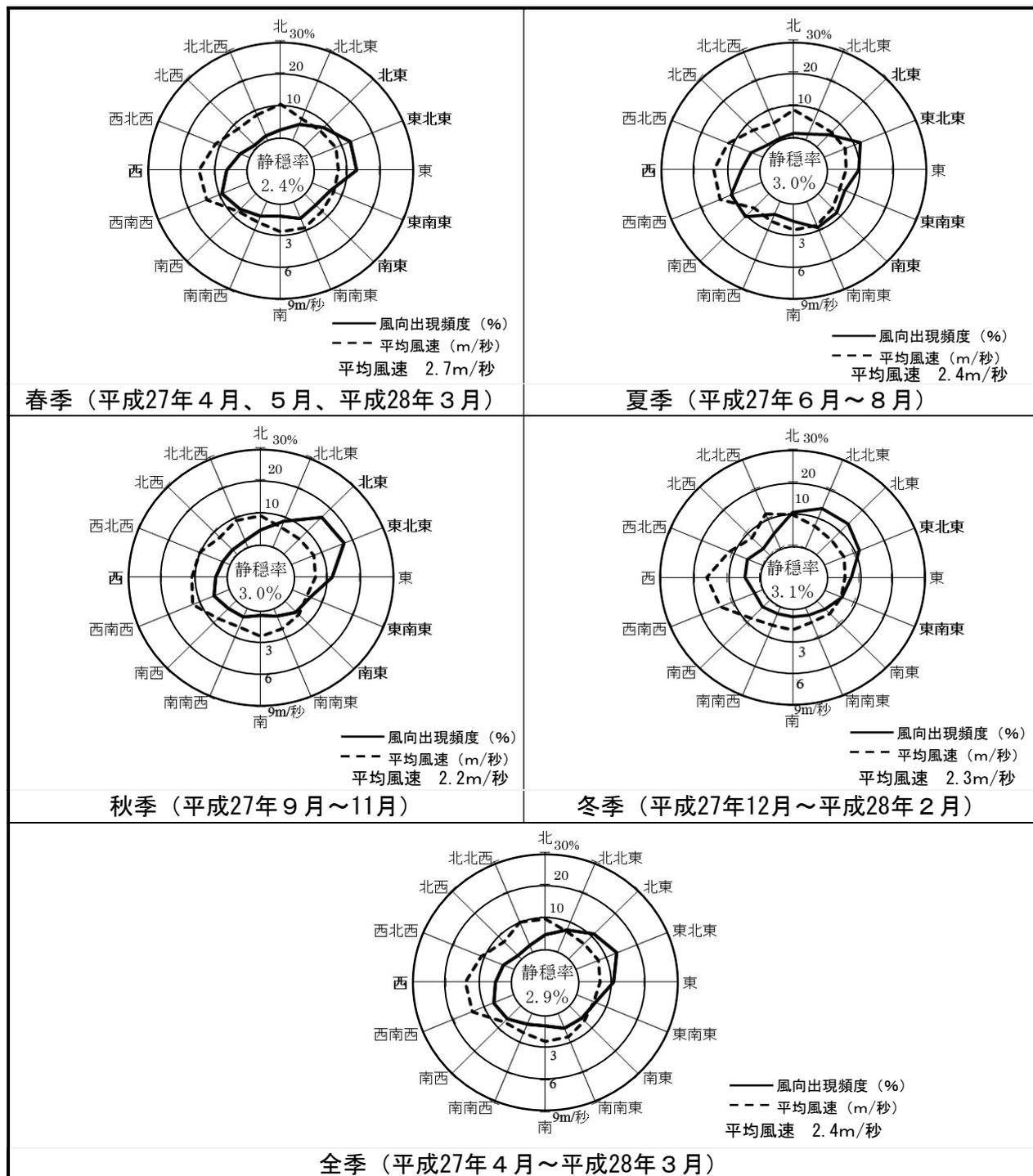


1 : 70, 000
 0 700m 1km 2km

図 6-1.7 対象事業実施区域周辺の気象観測地点

また、対象事業実施区域及びその周辺における風の状況は、対象事業実施区域と風の状況が類似していると考えられる千城台北小学校測定局（一般局）を用いて把握した。千城台北小学校測定局における平成27年度の季節別風配図は、図6-1.8に示すとおりである。全季の風配図を見ると、平均風速は2.4m/秒であり、東北東の風が最も多くなっている。

なお、千城台北小学校測定局の位置は、図6-1.7に示したとおりである。



注1) 静穏：0.2m/秒以下

注2) 測定局名については、「平成27年度大気環境測定結果」(千葉県ホームページ)に記載されている名称を用いている。

出典：「千葉県大気環境常時監視リアルタイム表示システム常時監視データ(過去データ)」(千葉県ホームページ)をもとに作成
「平成27年度大気環境測定結果」(千葉県ホームページ)

図6-1.8 千城台北小学校測定局における風配図

6-1-3 水質の状況

対象事業実施区域及びその周辺において実施されている公共用水域の水質測定地点は、表6-1.10及び図6-1.9に示すとおりである。平成27年度の測定結果は、表6-1.11(1)～(2)に示すとおりである。

生活環境の保全に関する環境基準は類型指定されている水域に、人の健康の保護に関する環境基準は全公共用水域に適用される。

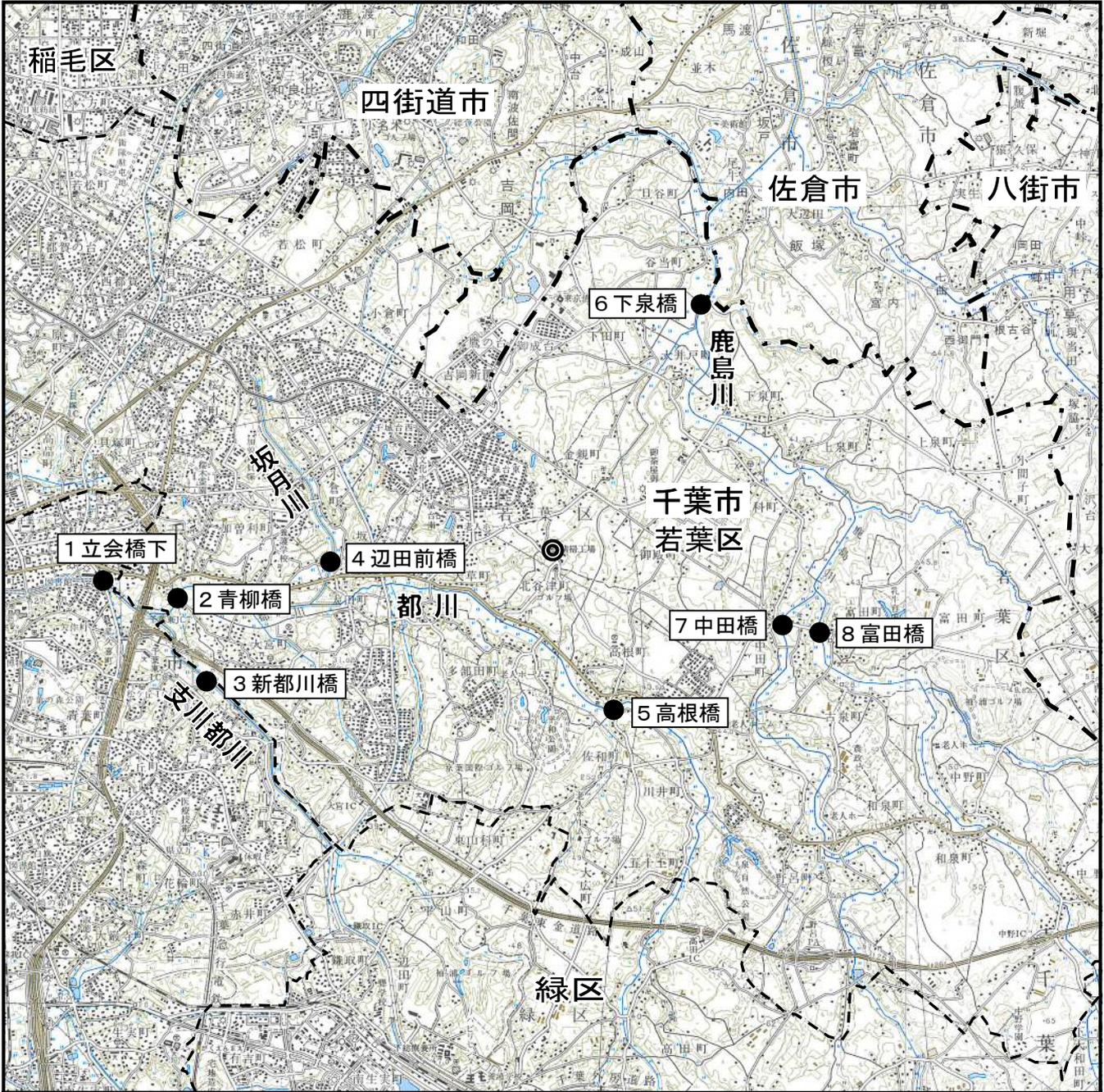
測定結果をみると、下泉橋の大腸菌群数を除くすべての項目が環境基準及び環境目標値に適合している。

表6-1.10 公共用水域水質測定地点（平成27年度）

区分	水域名	地点番号	地点名	環境基準類型 ^{注)}	環境目標値の有無	調査機関名
				BOD等	有：○ 無：－	
河川	都川	1	立会橋下	E	－	千葉市
		2	青柳橋	E	○	
		3	新都川橋	－	○	
		4	辺田前橋	－	○	
		5	高根橋	E	○	
	鹿島川	6	下泉橋	A	○	
		7	中田橋	－	－	
		8	富田橋	－	－	

注) 環境基準類型は表6.2-22(1)を参照。生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）は類型指定されている水域に適用され、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）は全公共用水域に適用される。

出典：「平成27年度公共用水域水質調査結果」（千葉市ホームページ）



凡 例

- ◎ 対象事業実施区域
- 市境
- 区境
- 水質測定地点
- 河川
- 貯水池等

出典：「平成 27 年度公共用水域水質調査結果」（千葉市ホームページ）

この地図は、国土地理院発行の 1:50,000 地形図「千葉」「東金」を使用し、1:70,000 の縮尺に編集したものである。

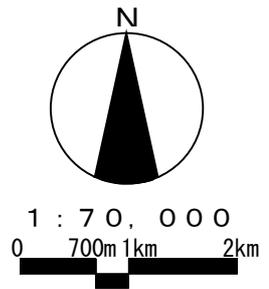


図 6-1.9 公共用水域水質測定地点

表6-1.11(1) 公共用水域の水質測定結果（平成27年度）

項目		測定地点名	河川					環境基準	環境目標値		
			都川						青柳橋・高根橋	新都川橋	辺田前橋
			立会橋下	青柳橋	新都川橋	辺田前橋	高根橋				
環境基準類型 ^{注1)}	BOD等	E	E	—	—	E	E	—	—	—	
生活環境項目	pH	7.7	7.7	7.6	7.5	7.7	6.5～8.5	—	—	—	
	DO (mg/L)	9.0	9.3	8.9	8.5	8.9	2以上	7.5以上	5以上	5以上	
	BOD (mg/L)	1.5	1.7	1.0	2.1	1.1	10以下	3以下	3以下	5以下	
	COD (mg/L)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	SS (mg/L)	5	5	4	5	4	ごみ等の浮遊が認められないこと。	—	—	—	
	大腸菌群数 (MPN/100mL)	—	—	—	—	—	—	1,000以下	5,000以下	5,000以下	
	N-ヘキサノ抽出物質 (mg/L)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	全窒素 (mg/L)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	全リン (mg/L)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	全亜鉛 (mg/L)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
健康項目	カドミウム (mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下	0.003以下			
	全シアン (mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	検出されないこと			
	鉛 (mg/L)	<0.001	<0.001	0.002	<0.001	0.002	0.01以下	0.01以下			
	六価クロム (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下	0.05以下			
	砒素 (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下	0.01以下			
	総水銀 (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下	0.0005以下			
	アルキル水銀 (mg/L)	—	—	—	—	—	検出されないこと	検出されないこと			
	PCB (mg/L)	—	—	—	—	—	検出されないこと	検出されないこと			
	ジクロロメタン (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下	0.02以下			
	四塩化炭素 (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下	0.002以下			
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004以下	0.004以下			
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1以下	0.1以下			
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下	0.04以下			
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1以下	1以下			
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下	0.006以下			
	トリクロロエチレン (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下	0.01以下			
	テトラクロロエチレン (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下	0.01以下			
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下	0.002以下			
	チウラム (mg/L)	—	—	—	—	—	0.006以下	0.006以下			
	シマジン (mg/L)	—	—	—	—	—	0.003以下	0.003以下			
	チオベンカルブ (mg/L)	—	—	—	—	—	0.02以下	0.02以下			
	ベンゼン (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下	0.01以下			
	セレン (mg/L)	—	—	—	—	—	0.01以下	0.01以下			
	ふっ素 (mg/L)	0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.8以下	0.8以下			
	ほう素 (mg/L)	0.2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1以下	1以下			
	1,4-ジオキサン (mg/L)	—	—	—	—	—	0.05以下	0.05以下			
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	2.3	2.8	2.1	2.8	3.1	10以下	10以下			

注1) 環境基準類型は表6.2-22(1)を参照。

注2) 表中の値のBODは年間75%値、全シアンは最高値、その他は年平均値を示している。

注3) 表中の は、環境基準を超過していることを示している。

注4) 表中の「—」は調査を行っていない、または環境基準類型が設定されていないことを示している。

出典：「平成27年度公共用水域水質調査結果」（千葉市ホームページ）

表6-1.11(2) 公共用水域の水質測定結果（平成27年度）

項目		測定地点名		河川			環境基準	環境目標値
				鹿島川				下泉橋
				下泉橋	中田橋	富田橋		
環境基準類型 ^{注1)}	BOD等	A	—	—	A	—		
生活環境項目	pH	7.7	7.8	7.8	6.5～8.5	—		
	DO (mg/L)	10	11	10	7.5以上	7.5以上		
	BOD (mg/L)	1.0	1.6	0.8	2以下	2以下		
	COD (mg/L)	—	—	—	—	—		
	SS (mg/L)	4	3	3	25以下	—		
	大腸菌群数 (MPN/100mL)	240,000	310,000	8,500	1,000以下	1,000以下		
	N-ヘキササン抽出物質 (mg/L)	—	—	—	—	—		
	全窒素 (mg/L)	—	—	—	—	—		
	全リン (mg/L)	—	—	—	—	—		
	全亜鉛 (mg/L)	—	—	—	—	—		
健康項目	カドミウム (mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下	0.003以下		
	全シアン (mg/L)	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	検出されないこと		
	鉛 (mg/L)	0.001	0.001	0.001	0.01以下	0.01以下		
	六価クロム (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下	0.05以下		
	砒素 (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下	0.01以下		
	総水銀 (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下	0.0005以下		
	アルキル水銀 (mg/L)	—	—	—	検出されないこと	検出されないこと		
	PCB (mg/L)	不検出	—	—	検出されないこと	検出されないこと		
	ジクロロメタン (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下	0.02以下		
	四塩化炭素 (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下	0.002以下		
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004以下	0.004以下		
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	0.1以下	0.1以下		
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下	0.04以下		
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	1以下	1以下		
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下	0.006以下		
	トリクロロエチレン (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下	0.01以下		
	テトラクロロエチレン (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下	0.01以下		
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下	0.002以下		
	チウラム (mg/L)	—	—	—	0.006以下	0.006以下		
	シマジン (mg/L)	—	—	—	0.003以下	0.003以下		
	チオベンカルブ (mg/L)	—	—	—	0.02以下	0.02以下		
	ベンゼン (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下	0.01以下		
	セレン (mg/L)	—	—	—	0.01以下	0.01以下		
	ふっ素 (mg/L)	<0.08	<0.08	<0.08	0.8以下	0.8以下		
ほう素 (mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	1以下	1以下			
1,4-ジオキサン (mg/L)	<0.005	—	—	0.05以下	0.05以下			
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	4.4	3.5	5.2	10以下	10以下			

注1) 環境基準類型は表6.2-22(1)を参照。

注2) 表中の値のBODは年間75%値、全シアンは最高値、その他は年平均値を示している。

注3) 表中の■は、環境基準を超過していることを示している。

注4) 表中の「—」は調査を行っていない、または環境基準類型が設定されていないことを示している。

出典：「平成27年度公共用水域水質調査結果」（千葉市ホームページ）

対象事業実施区域及びその周辺における平成27年度の地下水質の概況調査の結果は、表6-1.12(1)～(3)に示すとおりである。

概況調査では若葉区野呂町の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素で環境基準の超過がみられるものの、その他の地点ではすべての項目が環境基準及び環境目標値に適合している。

また、要監視項目調査の結果は表6-1.13に示すとおりである。調査結果をみると、すべての項目が指針値に適合している。

なお、千葉市では汚染範囲の確認を目的として、汚染が確認された地区を対象に汚染確認調査を独自に行っている。汚染確認調査の結果は、表6-1.14に示すとおりである。調査結果をみると、有機塩素系化合物及び六価クロムにおいて環境基準を超過した井戸が確認されたものの、砒素についてはすべての地点で環境基準に適合している。

表 6-1.12(1) 地下水質調査結果（平成27年度、概況調査）

項目	地点	千葉市					環境基準	環境目標値
		若葉区						
		大広町	大宮町	貝塚町	加曾利町	更科町		
カドミウム (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.003以下	0.003以下
全シアン (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	検出されないこと
鉛 (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01以下	0.01以下
六価クロム (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.05以下	0.05以下
砒素 (mg/L)		0.004	0.001	不検出	不検出	不検出	0.01以下	0.01以下
総水銀 (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0005以下	0.0005以下
アルキル水銀 (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	検出されないこと
PCB (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	検出されないこと
ジクロロメタン (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02以下	0.02以下
四塩化炭素 (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002以下	0.002以下
塩化ビニルモノマー (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002以下	0.002以下
1,2-ジクロロエタン (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.004以下	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1以下	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.04以下	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	1以下	1以下
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.006以下	0.006以下
トリクロロエチレン (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01以下	0.01以下
テトラクロロエチレン (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01以下	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002以下	0.002以下
チウラム (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.006以下	0.006以下
シマジン (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.003以下	0.003以下
チオベンカルブ (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02以下	0.02以下
ベンゼン (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01以下	0.01以下
セレン (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01以下	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)		0.15	1.9	9.8	1.4	不検出	10以下	10以下
ふっ素 (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.8以下	0.8以下
ほう素 (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	1以下	1以下
1,4-ジオキサン (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.05以下	0.05以下

注1) 表中の は、環境基準を超過していることを示している。

注2) 表中の「-」は調査を行っていないことを示している。

注3) 項目の名称は調査実施年度である平成27年度時点の名称を用いている。なお、地下水の水質汚濁に係る環境基準については、平成28年3月29日付けの環境省告示第31号において、「塩化ビニルモノマー」の名称が「クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）」に変更されている。

出典：「平成27年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）

表 6-1.12(2) 地下水質調査結果（平成 27 年度、概況調査）

項目	地 点	千葉市					環境基準	環境目標値
		若葉区		中央区		緑区		
		下泉町	野呂町	赤井町	都町 2 丁目	高田町		
カドミウム (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.003以下	0.003以下
全シアン (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	検出されないこと
鉛 (mg/L)		不検出	不検出	不検出	0.001	不検出	0.01以下	0.01以下
六価クロム (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.05以下	0.05以下
砒素 (mg/L)		不検出	不検出	不検出	0.002	0.002	0.01以下	0.01以下
総水銀 (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0005以下	0.0005以下
アルキル水銀 (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	検出されないこと
PCB (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	検出されないこと
ジクロロメタン (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02以下	0.02以下
四塩化炭素 (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002以下	0.002以下
塩化ビニルモノマー (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002以下	0.002以下
1,2-ジクロロエタン (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.004以下	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1以下	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.04以下	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	1以下	1以下
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.006以下	0.006以下
トリクロロエチレン (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01以下	0.01以下
テトラクロロエチレン (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01以下	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002以下	0.002以下
チウラム (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.006以下	0.006以下
シマジン (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.003以下	0.003以下
チオベンカルブ (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02以下	0.02以下
ベンゼン (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01以下	0.01以下
セレン (mg/L)		不検出	不検出	不検出	0.001	不検出	0.01以下	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)		0.16	15	3	8.9	4.4	10以下	10以下
ふっ素 (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.8以下	0.8以下
ほう素 (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	1以下	1以下
1,4-ジオキサン (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.05以下	0.05以下

注 1) 表中の は、環境基準を超過していることを示している。

注 2) 表中の「-」は調査を行っていないことを示している。

注 3) 項目の名称は調査実施年度である平成27年度時点の名称を用いている。なお、地下水の水質汚濁に係る環境基準については、平成28年3月29日付けの環境省告示第31号において、「塩化ビニルモノマー」の名称が「クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）」に変更されている。

出典：「平成27年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）

表 6-1. 12(3) 地下水質調査結果（平成 27 年度、概況調査）

項目	地点	千葉市		四街道市		八街市	環境基準	環境目標値
		緑区		和田	和田	沖		
		平山町	市場町					
カドミウム (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.003以下	0.003以下
全シアン (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	検出されないこと
鉛 (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01以下	0.01以下
六価クロム (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.05以下	0.05以下
砒素 (mg/L)		不検出	不検出	0.002	不検出	不検出	0.01以下	0.01以下
総水銀 (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0005以下	0.0005以下
アルキル水銀 (mg/L)		不検出	不検出	—	—	—	検出されないこと	検出されないこと
PCB (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	検出されないこと
ジクロロメタン (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02以下	0.02以下
四塩化炭素 (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002以下	0.002以下
塩化ビニルモノマー (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002以下	0.002以下
1,2-ジクロロエタン (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.004以下	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1以下	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.04以下	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	1以下	1以下
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.006以下	0.006以下
トリクロロエチレン (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01以下	0.01以下
テトラクロロエチレン (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01以下	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002以下	0.002以下
チウラム (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.006以下	0.006以下
シマジン (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.003以下	0.003以下
チオベンカルブ (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02以下	0.02以下
ベンゼン (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01以下	0.01以下
セレン (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01以下	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)		2.6	不検出	不検出	不検出	8.8	10以下	10以下
ふっ素 (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.8以下	0.8以下
ほう素 (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	1以下	1以下
1,4-ジオキサン (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.05以下	0.05以下

注1) 表中の は、環境基準を超過していることを示している。

注2) 表中の「—」は調査を行っていないことを示している。

注3) 項目の名称は調査実施年度である平成27年度時点の名称を用いている。なお、地下水の水質汚濁に係る環境基準については、平成28年3月29日付けの環境省告示第31号において、「塩化ビニルモノマー」の名称が「クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）」に変更されている。

出典：「平成27年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）

表6-1.13 地下水質調査結果（平成27年度、要監視項目調査）

項目	地点	千葉県	
		若葉区	指針値
		加曽利町	
クロロホルム (mg/L)	—	0.06以下	
1,2-ジクロロプロパン (mg/L)	—	0.06以下	
p-ジクロロベンゼン (mg/L)	—	0.2以下	
イソキサチオン (mg/L)	—	0.008以下	
ダイアジノン (mg/L)	—	0.005以下	
フェニトロチオン (mg/L)	—	0.003以下	
イソプロチオラン (mg/L)	—	0.04以下	
オキシシン銅 (mg/L)	—	0.04以下	
クロロタロニル (mg/L)	—	0.05以下	
プロピサミド (mg/L)	—	0.008以下	
EPN (mg/L)	不検出	0.006以下	
ジクロロボス (mg/L)	—	0.008以下	
フェノブカルブ (mg/L)	—	0.03以下	
イプロベンホス (mg/L)	—	0.008以下	
クロルニトルフェン (mg/L)	—	—	
トルエン (mg/L)	—	0.6以下	
キシレン (mg/L)	—	0.4以下	
フタル酸ジエチルヘキシル (mg/L)	—	0.06以下	
ニッケル (mg/L)	0.001	—	
モリブデン (mg/L)	—	0.07以下	
アンチモン (mg/L)	不検出	0.02以下	
エピクロロヒドリン (mg/L)	不検出	0.0004以下	
全マンガン (mg/L)	不検出	0.2以下	
ウラン (mg/L)	0.001	0.002以下	

注) 表中の「—」は調査を行っていない又は指針値が設定されていないことを示している。
 出典：「平成27年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）

表6-1.14 地下水質調査結果（平成27年度、汚染確認調査（千葉県独自））

調査項目	調査地区	調査本数	基準超過本数 (測定地点)	環境基準
有機塩素系化合物	稲毛区	9	2 (稲毛区長沼原町)	—注)
六価クロム	中央区	250	19 (中央区生実町)	0.05mg/L 以下
砒素	稲毛区	8	0	0.01mg/L 以下

注) 有機塩素系化合物に属する複数の物質を対象に調査を行っており、物質ごとの情報を公表していないため、環境基準を記載していない。
 出典：「平成27年度地下水水質調査結果」（千葉県ホームページ）

また、対象事業実施区域及びその周辺の水質のダイオキシン類については、対象事業実施区域から半径約6kmの範囲に調査地点が存在しないことから、最寄りの調査地点である鹿島川の岩富橋（対象事業実施区域の北東約8.5km）の測定結果を用いて把握した。過去5年間における測定結果は表6-1.15に、測定地点は図6-1.10に示すとおりである。

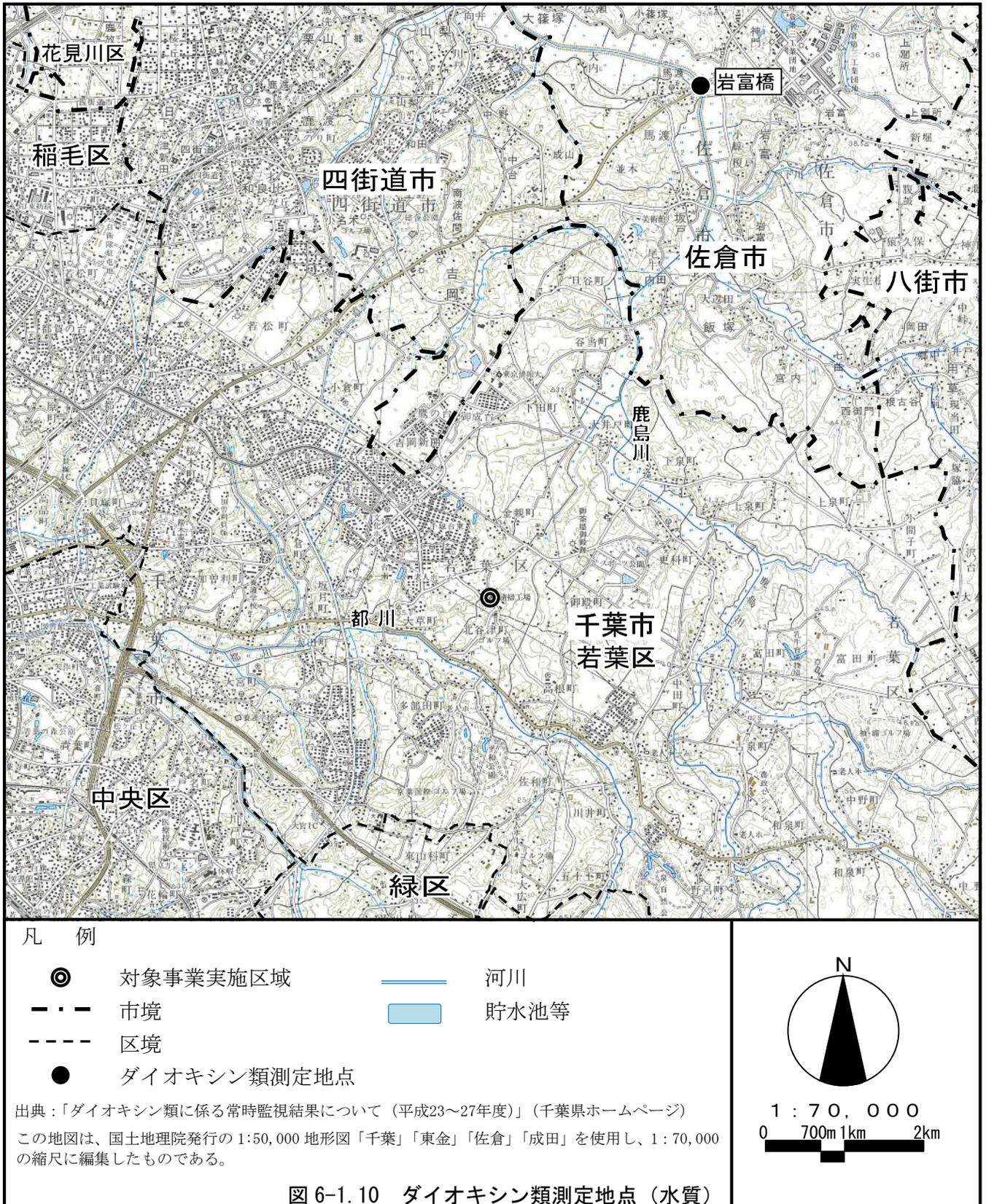
平成27年度の測定結果は0.23pg-TEQ/Lとなっており、環境基準（年平均値が1pg-TEQ/L以下）に適合している。また、平成23～27年度の年平均値は0.13～0.27pg-TEQ/Lであり、すべての年度で環境基準に適合している。

表6-1.15 ダイオキシン類の測定結果（水質）

単位：pg-TEQ/L

区分	水域名	地点名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	環境基準
河川	鹿島川	岩富橋	0.13	0.14	0.27	0.27	0.23	1以下

出典：「ダイオキシン類に係る常時監視結果について（平成23～27年度）」（千葉県ホームページ）



6-1-4 水象の状況

対象事業実施区域及びその周辺の主要な河川は表6-1.16に、河川等の状況は図6-1.11に示すとおりである。

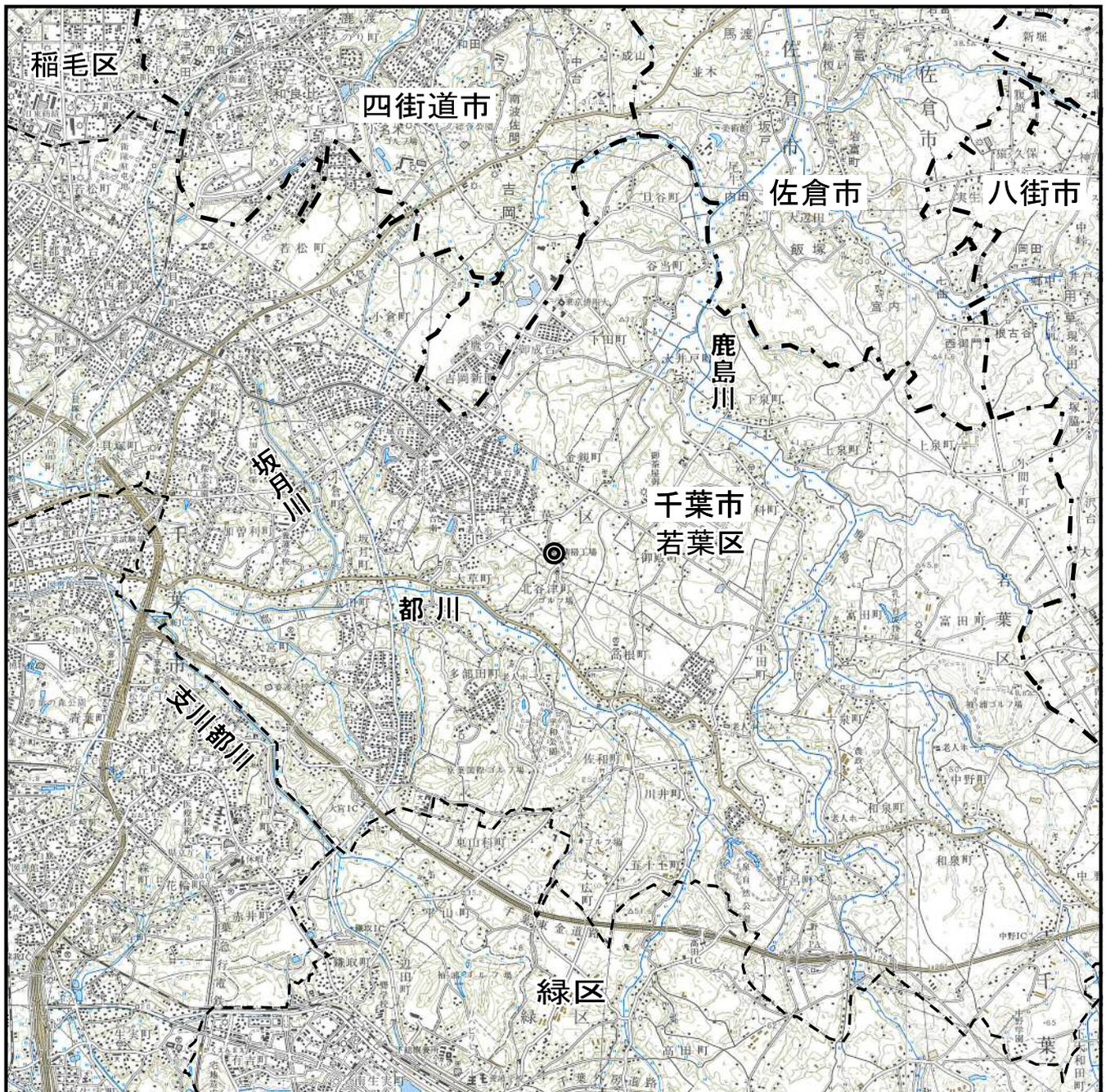
対象事業実施区域及びその周辺の主要な河川としては、対象事業実施区域東側に鹿島川が流れており、印旛沼に流入している。また、西側を流れる支川都川、坂月川は都川に合流している。

表6-1.16 主要な河川

種別	水系名	河川名	市内流路延長 (m)	流域面積 (km ²)
一級河川	利根川	鹿島川	2,000	251.90
二級河川	都川	都川	13,051	71.65
		支川都川	6,550	△12.64 ^{注)}
		坂月川	3,100	△8.02 ^{注)}

注) △を付した流域面積は、都川の流域面積に含まれることを示している。

出典：「千葉市統計書（平成28年度版）」（平成29年3月 千葉市）



凡 例

- | | | | |
|-------|----------|---|------|
| ◎ | 対象事業実施区域 | — | 河川 |
| - · - | 市境 | ■ | 貯水池等 |
| - - - | 区境 | | |

出典：「千葉市統計書（平成 28 年度版）」（平成 29 年 3 月 千葉市）

この地図は、国土地理院発行の 1:50,000 地形図「千葉」「東金」を使用し、1:70,000 の縮尺に編集したものである。

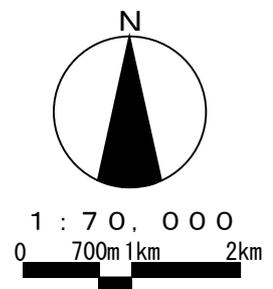


図 6-1.11 水象の状況

6-1-5 水底の底質の状況

対象事業実施区域及びその周辺では、水底の底質の調査は実施されていない。

また、対象事業実施区域及びその周辺の底質のダイオキシン類について、対象事業実施区域から半径約6kmの範囲に調査地点が存在しないことから、最寄りの調査地点である鹿島川の岩富橋（対象事業実施区域の北東約8.5km）の測定結果を用いて把握した。過去5年間における測定結果は表6-1.17に、測定地点は図6-1.12に示すとおりである。

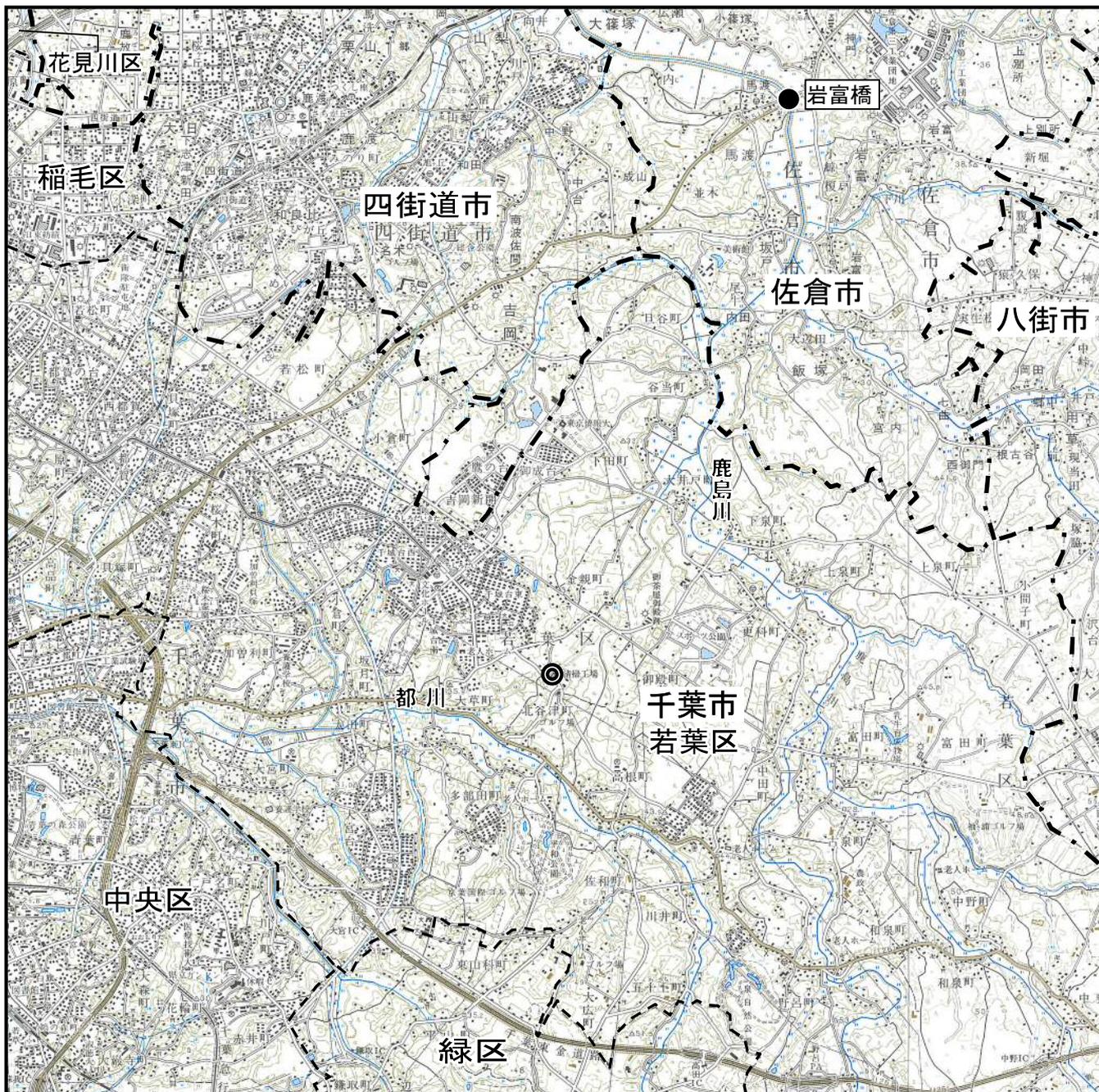
平成27年度の測定結果は、0.76pg-TEQ/gとなっており、環境基準（150pg-TEQ/g以下）に適合している。また、平成23～27年度の年平均値は0.16～0.76pg-TEQ/gであり、すべての年度で環境基準に適合している。

表6-1.17 ダイオキシン類の測定結果（底質）

単位：pg-TEQ/g

区分	水域名	地点名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	環境基準
河川	鹿島川	岩富橋	0.42	0.47	0.44	0.16	0.76	150以下

出典：「ダイオキシン類に係る常時監視結果について（平成23～27年度）」（千葉県ホームページ）



凡 例

- ◎ 対象事業実施区域
- 市境
- 区境
- ダイオキシン類測定地点

- 河川
- 貯水池等

出典：「ダイオキシン類に係る常時監視結果について（平成23～27年度）」（千葉県ホームページ）

この地図は、国土地理院発行の1:50,000地形図「千葉」「東金」「佐倉」「成田」を使用し、1:70,000の縮尺に編集したものである。

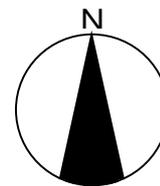


図 6-1.12 ダイオキシン類測定地点（底質）

6-1-6 騒音及び低周波音の状況

対象事業実施区域及びその周辺における一般環境騒音の調査結果は表6-1.18に、調査地点は図6-1.13に示すとおりである。調査結果をみると、すべての地点において環境基準（目標値）を達成している。

表6-1.18 一般環境騒音調査結果（平成27年度）

単位：デシベル

調査地点名	所在地	地域 類型 ^{注1)}	測定結果		環境基準（目標値）	
			昼間 ^{注2)}	夜間 ^{注2)}	昼間 ^{注2)}	夜間 ^{注3)}
木戸公園	千葉県若葉区 大宮台3丁目11	A	42	37	55	45
御成台 三丁目公園	千葉県若葉区 御成台3丁目19-12	A	41	37		
高根児童公園	千葉県若葉区 中田町1195-20	B	44	36		
仁戸名遊園地 第三公園	千葉県中央区 仁戸名町101-5	A	47	44		

注1) 地域類型は表6-2.30(1)を参照。

注2) 昼間の時間区分は6:00～22:00、夜間の時間区分は22:00～6:00である。

出典：「平成28年版千葉県環境白書」（平成28年12月 千葉県）

また、対象事業実施区域及びその周辺では、道路交通騒音について、住宅の立地状況を考慮した面的評価に係る調査が行われている。

面的評価の調査結果は表6-1.19(1)～(2)に、対象区間は図6-1.13に示すとおりである。調査結果をみると、「道路に面する地域の騒音に係る環境基準」において、昼間・夜間とも基準値以下の割合が45.7～100%となっている。

なお、対象事業実施区域及びその周辺において低周波音の調査は行われていない。

表6-1.19(1) 道路交通騒音調査結果（面的評価、平成27年度）

地点番号	道路名	観測地点の住所	評価区間の住所	等価騒音レベル (デシベル)		評価区間の延長 (km)	昼間・夜間とも 基準値以下 (%)	昼間のみ 基準値以下 (%)	夜間のみ 基準値以下 (%)	昼間・夜間とも 基準値超過 (%)
				昼間 ^{注)}	夜間 ^{注)}					
1	一般国道16号	千葉市若葉区高品町	千葉市若葉区高品町 〽 千葉市若葉区高品町	58	55	0.3	100	0.0	0.0	0.0
2	一般国道16号	千葉市若葉区貝塚町	千葉市若葉区高品町 〽 千葉市若葉区貝塚町	69	69	0.5	68.0	32.0	0.0	0.0
3	一般国道16号	千葉市中央区都町	千葉市中央区都町 〽 千葉市若葉区加曽利町	72	70	0.5	45.7	13.2	0.0	41.0
4	一般国道16号	千葉市若葉区加曽利町	千葉市若葉区加曽利町 〽 千葉市若葉区加曽利町	57	53	0.4	100	0.0	0.0	0.0
5	一般国道16号	千葉市中央区星久喜町	千葉市中央区星久喜町 〽 千葉市中央区星久喜町	59	58	1.1	100	0.0	0.0	0.0
6	一般国道16号	千葉市中央区松ヶ丘町	千葉市中央区松ヶ丘町 〽 千葉市中央区宮崎町	55	51	0.5	91.5	0.9	0.0	7.7
7	一般国道16号	千葉市中央区宮崎町	千葉市中央区宮崎町 〽 千葉市中央区宮崎町	59	55	0.4	86.8	0.0	0.9	12.3
8	一般国道16号	千葉市中央区大森町	千葉市中央区宮崎町 〽 千葉市中央区大森町	54	50	0.8	86.6	1.5	0.0	11.9
9	一般国道16号	千葉市中央区今井町	千葉市中央区大森町 〽 千葉市中央区今井町	55	51	0.8	89.1	2.7	0.0	8.2
10	一般国道16号	千葉市中央区今井町	千葉市中央区今井町 〽 千葉市中央区蘇我5丁目	58	55	0.5	79.9	0.7	0.7	18.8
11	一般国道16号	千葉市中央区蘇我町2丁目	千葉市中央区蘇我5丁目 〽 千葉市中央区生実町	56	51	0.7	85.1	0.0	0.0	14.9
12	一般国道16号	千葉市中央区南生実町	千葉市中央区浜野町 〽 千葉市中央区浜野町	55	52	0.7	95.8	2.5	0.0	1.7
13	一般国道51号	千葉市中央区都町1丁目	千葉市中央区本町1丁目 〽 千葉市中央区都町	69	64	2.3	98.6	1.1	0.0	0.3

注) 昼間の時間区分は6:00~22:00、夜間の時間区分は22:00~6:00である。

出典:「平成28年版環境白書」(平成29年3月 千葉県)

表 6-1. 19(2) 道路交通騒音調査結果（面的評価、平成 27 年度）

地点 番号	道路名	観測地点の住所	評価区間の住所	等価騒音レベル (デシベル)		評価 区間 の延 長 (km)	昼間・ 基準 値以下 も (%)	昼間 のみ 基準 値以下 (%)	夜間 のみ 基準 値以下 (%)	昼間・ 基準 値超過 も (%)
				昼間 ^{注)}	夜間 ^{注)}					
14	一般国道51号	千葉市若葉区 桜木5丁目	千葉市中央区都町 ） 千葉市若葉区 桜木北1丁目	68	66	2.2	83.0	16.8	0.0	0.2
15	一般国道51号	千葉市若葉区 桜木6丁目	千葉市若葉区貝塚町 ） 千葉市若葉区 桜木北2丁目	73	71	1.7	75.2	11.9	0.0	12.8
16	一般国道51号	千葉市若葉区 若松町	千葉市若葉区 桜木北1丁目 ） 千葉市若葉区若松町	69	66	2.3	100	0.0	0.0	0.0
17	一般国道126号	千葉市中央区都町 2丁目	千葉市若葉区加曾利町 ） 千葉市中央区中央2丁目	70	68	2.6	76.4	22.9	0.4	0.2
18	主要地方道 千葉大網線	千葉市中央区 仁戸名町	千葉市中央区松ヶ丘町 ） 千葉市緑区鎌取町	70	68	4.3	87.1	11.8	0.0	1.1
19	一般県道 岩富山田台線	千葉市若葉区 小間子町	千葉市若葉区小間子町 ） 千葉市若葉区小間子町	70	66	2.4	93.8	0.0	0.0	6.3
20	一般国道51号	佐倉市馬渡	佐倉市坂戸 ） 佐倉市長熊	72	71	8	57.5	35.0	0.0	7.5
21	岩富山田台線	佐倉市宮内	佐倉市岩富町 ） 佐倉市西御門	61	51	3.5	100	0.0	0.0	0.0
22	一般国道51号	四街道市吉岡613-45	四街道市南波佐間 ） 四街道市成山	73	73	2.4	56.8	40.5	0.0	2.7
23	浜野四街道 長沼線(2)	四街道市下志津新田	四街道市四街道 ） 四街道市下志津新田	67	65	0.7	100	0.0	0.0	0.0

注) 昼間の時間区分は6:00~22:00、夜間の時間区分は22:00~6:00である。

出典:「平成28年版環境白書」(平成29年3月 千葉県)

6-1-7 振動の状況

対象事業実施区域及びその周辺における道路交通振動の調査結果は表6-1.20に、調査地点は図6-1.14に示すとおりである。

調査結果をみると、いずれの地点も要請限度以下の値となっている。

なお、対象事業実施区域及びその周辺では、環境振動の調査は実施されていない。

表6-1.20 道路交通振動調査結果（80%レンジ上端値、平成27年度）

地点 番号	道路名	調査地点	区域の 区分 ^{注1)}	振動レベル (デシベル)		要請限度 判定 ^{注3)}	要請限度値 (デシベル)	
				昼間 ^{注2)}	夜間 ^{注2)}		昼間 ^{注2)}	夜間 ^{注2)}
1	一般国道16号 (京葉道路)	千葉市若葉区加曾利町	1	47	43	○	65	60
2	一般国道51号	千葉市若葉区若松町	1	50	48	○	65	60
3	主要地方道 千葉大網線	千葉市中央区仁戸名町	1	52	49	○	65	60
4	一般国道126号	千葉市中央区都町2丁目	2	41	35	○	70	65
5	源町大森町線	千葉市若葉区みつわ台 3-14-20	1	47	42	○	65	60
6	岩富山田台線	佐倉市宮内	—	25	16	○ ^{注4)}	—	—

注1) “1”は第一種区域、“2”は第二種区域区域を示しており、区域の区分は表6-2.35を参照。

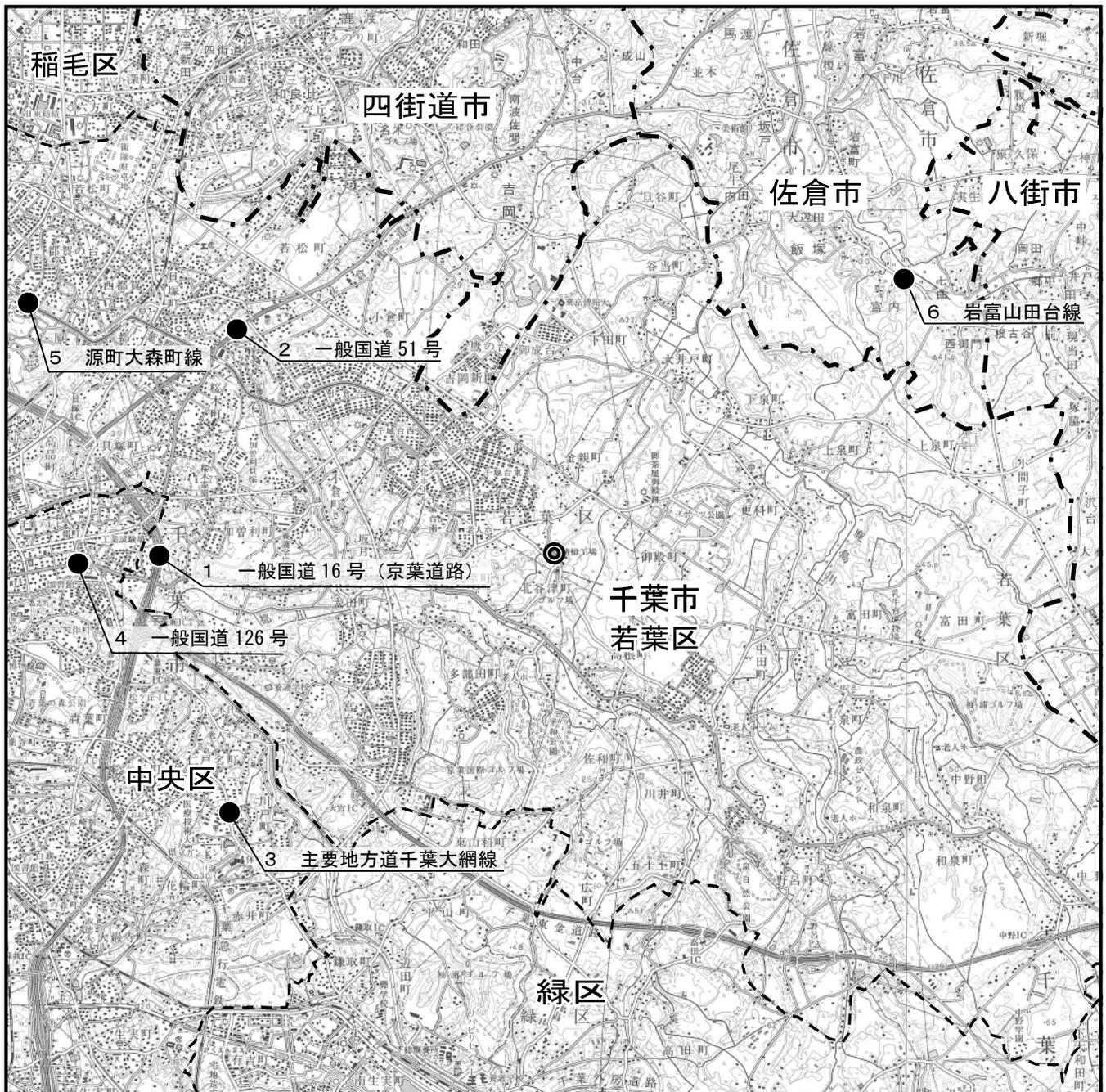
注2) 昼間の時間区分は8:00~19:00、夜間の時間区分は19:00~8:00である。

注3) ○は要請限度以下であることを示している。

注4) 測定地点は、振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度は適用されないが、参考として第2種区域の要請限度（昼間70デシベル、夜間65デシベル）と比較し、要請限度判定を行っている。

出典：「平成28年版環境白書」（平成29年3月 千葉県）

「平成28年版千葉市環境白書」（平成28年12月 千葉市）



凡 例

- ◎ 対象事業実施区域
- · - 市境
- - - 区境
- 道路交通振動調査地点

出典：「平成28年版環境白書」（平成29年3月 千葉県）
「平成28年版千葉市環境白書」（平成28年12月 千葉市）

この地図は、国土地理院発行の1:50,000地形図「千葉」「東金」を使用し、1:70,000の縮尺に編集したものである。

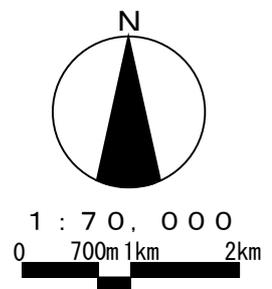


図 6-1.14 道路交通振動調査地点

6-1-8 悪臭の状況

対象事業実施区域及びその周辺では、悪臭の調査は実施されていない。

6-1-9 地形及び地質等の状況

1. 地形

対象事業実施区域及びその周辺の地形は、図6-1. 15に示すとおりである。

対象事業実施区域内は、上位砂礫台地となっており、対象事業実施区域の周辺は、主に上位砂礫台地及び切地・改良地となっている。鹿島川や都川などの河川沿いには、河谷に沿うように谷底平野が分布し、台地中に谷地田として入る地形となっている。

また、分水界の位置は図 6-1. 15 に示すとおりであり、対象事業実施区域南側に隣接する市道北谷津町 4 号線付近を谷津頭とする谷が北方向及び南方向に開析しており、鹿島川水系（北方向）と都川水系（南方向）に分かれている。なお、対象事業実施区域は鹿島川水系に含まれる。

2. 地質

対象事業実施区域及びその周辺の表層地質図は、図6-1. 16に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺は、大部分が火山性岩石（ローム）となっており、鹿島川、都川、支川都川、坂月川等の河川に沿って泥がち堆積物、砂がち堆積物がみられる。

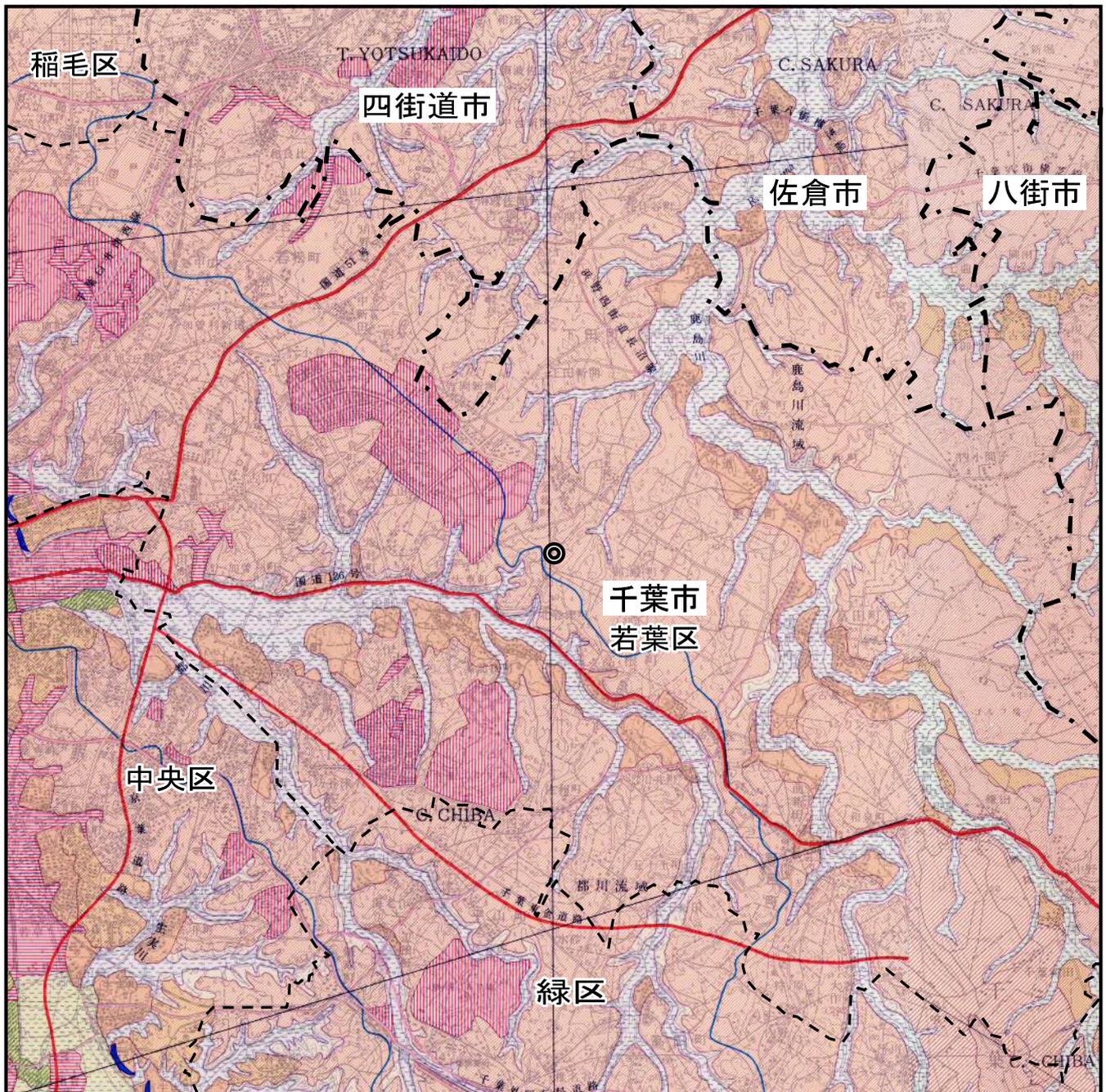
3. 湧水

対象事業実施区域及びその周辺の主要な湧水としては、表6-1. 21に示すとおり銘湧水が 3 地点存在する。

表6-1. 21 主要な銘湧水

湧水の名称	湧水の所在地	概要
都川白鷺橋付近自噴井	千葉市中央区 星久喜町	当該自噴井は千葉市で最大の湧出量（170～240 t/日）で水質も良好である。都川と支川都川の合流地点の白鷺橋のたもとにあり、平蓋自立型で横一文字の湧出口から地下水がほとぼしっている。
姫池湧泉 (谷地斜面据湧水穴型)	千葉市若葉区 北谷津町	金光院谷地最上流に位置する。水量70 t/日ほどであるが、NO ₃ 濃度が高い。
野呂清水不動尊 (谷地斜面木の根型)	千葉市若葉区 野呂町	不動尊入口左に位置する。水量20 t/日ほどであり、NO ₃ 濃度も低いが、電気伝導度が高いため、相当数の各種無機イオンが溶存していると思われる。

出典：「千葉県の自然誌 本編2：千葉県の大地」（平成9年3月 千葉県）



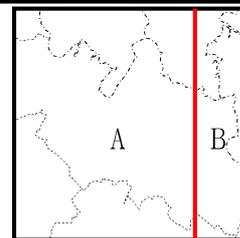
凡例

- ◎ 対象事業実施区域
- - - 市境
- - - 区境

注) 図中のA、Bブロックでは凡例が異なるため、それぞれのブロックにおける凡例を示す。

出典：「土地分類基本調査図（地形分類図）（千葉）」
 （昭和54年6月 千葉県）
 「土地分類基本調査図（地形分類図）（東金・木戸）」
 （昭和52年7月 千葉県）

台地	
A	B
	上位砂礫台地
	中位砂礫台地
	下位砂礫台地
	斜面
低地	
	谷底平野
	海岸平野
	砂堆・自然堤防
人工地形	
	切地・改良地
	盛土地
	旧水面埋立地
その他	
	崖
	分水界
	地形界
	国道
	主要地方道



色凡例区分

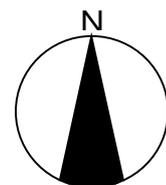
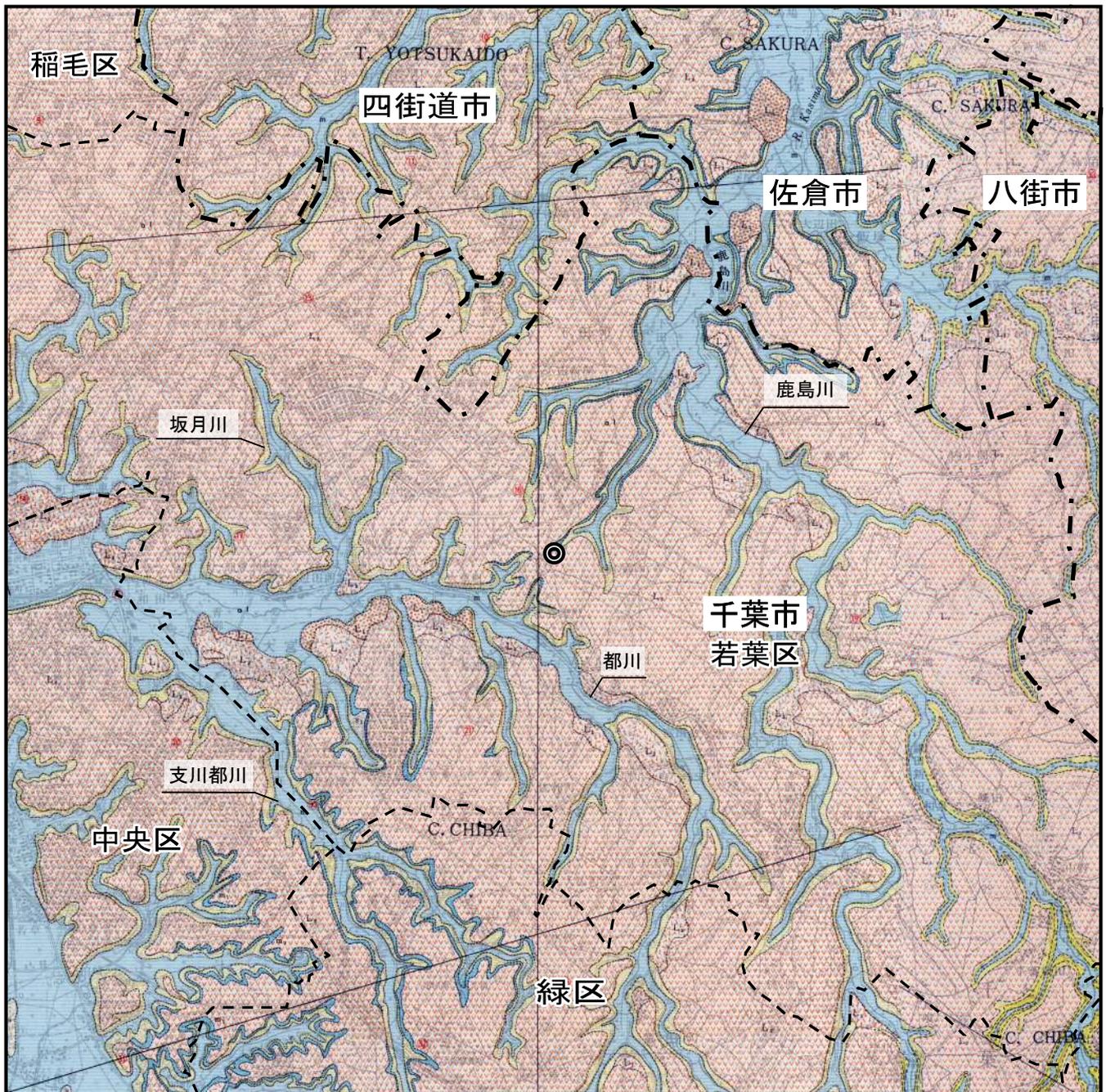


図 6-1.15 地形分類図



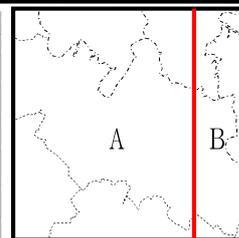
凡 例

- ◎ 対象事業実施区域
- - - 市境
- - - 区境

注) 図中のA、Bブロックでは凡例が異なるため、それぞれのブロックにおける凡例を示す。

出典：「土地分類基本調査図（表層地質図）（千葉）」
 （昭和54年6月 千葉県）
 「土地分類基本調査図（表層地質図）（東金・木戸）」
 （昭和52年7月 千葉県）

未固結堆積物		
A	B	
m	m	泥がち堆積物
s	s	砂がち堆積物
m1	m1	泥 1
s1	s1	砂 1
s2	s2	砂 2
s3	-	砂 3
s4	-	砂 4
re	-	埋立堆積物
半固結堆積物		
-	s3	砂 3
-	ss1	泥質砂岩 1
火山性岩石		
L1	L1	ローム 1
L2	L2	ローム 2
L3	L3	ローム 3



色凡例区分

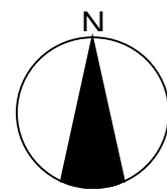


図 6-1.16 表層地質図

6-1-10 地盤の状況

対象事業実施区域及びその周辺の水準点における、平成23～27年の地盤変動の状況は、表6-1.22(1)～(3)に示すとおりである。また、水準点の位置は、図6-1.17に示すとおりである。

対象事業実施区域の位置する北谷津町には、水準点は存在しない。

周辺の水準点の変動量は、東北地方太平洋沖地震の影響により、平成23年1月～平成23年度観測日（平成23年11月～平成24年3月）に-57.3～-43.2mmとなっている。

なお、それ以降では、いずれの年も環境省が地盤沈下の注意が必要となる目安としている年間沈下量20mm以上沈下した地域はない。

表6-1.22(1) 水準点の変動状況

標石番号	所在地	変動量 (mm)				
		平成23年1月～平成23年度観測日 ^{注1)}	平成24年1月～平成25年1月	平成25年1月～平成26年1月	平成26年1月～平成27年1月 ^{注2)}	平成27年1月～平成28年1月
35-278-002	千葉市若葉区佐和町 148	-47.7	+3.2	+2.1	-5.4	-4.3
35-278-003	千葉市若葉区中田町 1129	-48.5	+4.3	+0.3	-6.5	-4.2
35-278-005	千葉市若葉区和泉町 199	-51.8	+5.2	-0.3	-8.7	-4.6
原補3標石	千葉市若葉区富田町 983-1	-52.4	+1.1	-2.1	-7.0	-9.9
原補3金属標	千葉市若葉区富田町 983-1	-52.3	+1.0	-2.1	-6.8	-9.9
C-49	千葉市若葉区若松町 712	-51.2	+4.6	+2.0	—	—
C-50	千葉市若葉区若松町 485	-52.9	+4.7	+2.3	—	—
C-51 ^{注3)}	千葉市若葉区若松町 2092	-52.5	—	—	—	—
	千葉市若葉区小倉町 1763-7	—	—	+1.0	-0.7	-6.3
C-52	千葉市若葉区桜木町 44 ^{注4)}	-50.4	+6.8	+1.7	+0.1	-6.8
C-53	千葉市若葉区若松町 983-113	-51.8	+3.9	+4.5	-5.4	-2.6
C-54	千葉市若葉区小倉台五丁目 1-1	-53.3	+5.1	+2.1	-3.3	-4.8
C-55	千葉市若葉区加曾利町 680	-48.4	+6.9	+3.0	+0.9	-6.9

注1) 測量期間において平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う地殻変動が一定速度であると仮定できないため、基準日補正を行っていない。

注2) 表中の「—」は未観測であることを示している。

注3) 標石番号C-51は平成24年に、千葉市若葉区若松町2092から千葉市若葉区小倉町1763-7に移設している。

注4) 若葉区桜木町は現在、若葉区桜木となっている。

出典：「千葉県水準測量成果表（平成24～28年）」（千葉県環境生活部）

「千葉市水準測量成果表（平成24～28年）」（千葉市環境局環境保全部）

表6-1.22(2) 水準点の変動状況

標石 番号	所在地	変動量 (mm)				
		平成23年1月 ～ 平成23年度 観測日 ^{注1)}	平成24年1月 ～ 平成25年1月	平成25年1月 ～ 平成26年1月	平成26年1月 ～ 平成27年1月	平成27年1月 ～ 平成28年1月
C-60	千葉市若葉区坂月町 277	-50.6	+5.4	+2.0	—	—
C-61	千葉市若葉区多部田町 352	-49.9	+5.4	+2.5	—	—
C-62	千葉市若葉区大宮町 2077	-50.3	+3.7	+0.8	-3.1	-5.6
C-63	千葉市若葉区多部田町 1622	-52.5	+5.8	-0.5	—	—
C-64	千葉市若葉区大広町 248	-48.0	+2.7	+3.1	—	—
C-66	千葉市若葉区千城台東一丁目 15	-54.2	+4.0	+1.0	-5.9	-5.8
C-67	千葉市若葉区下田町 1098-7	-53.4	+3.6	+1.8	-6.4	-6.1
C-68	千葉市若葉区大井戸町 617-2	-54.9	+2.5	-0.1	-7.1	-10.5
C-69	千葉市若葉区更科町 2073	-53.6	+1.2	-0.7	-7.7	-8.8
C-70	千葉市若葉区御殿町 3	-51.3	+3.4	+1.3	-5.8	-7.8
C-71	千葉市若葉区中田町 860-1	-50.7	+2.6	+1.6	-5.9	-7.3
C-72	千葉市若葉区野呂町 215	-47.5	+3.7	+0.4	-7.1	-4.4
C-73	千葉市若葉区野呂町 1583	-47.5	+4.0	+2.5	—	—
C-76	千葉市若葉区中野町 1698	-47.4	+2.9	-1.6	-8.2	-4.4
富田 水位観測井	千葉市若葉区富田町 983-1	-52.4	+2.0	-2.4	-6.4	-11.2
C-2	千葉市中央区都町一丁目 51	-48.3	+5.4	-0.3	+2.6	-6.0
C-3	千葉市中央区矢作町 670	-46.0	+5.9	+0.8	+1.6	-4.9
C-27	千葉市中央区松ヶ丘町 (青葉の森公園野球場裏)	-48.8	+6.3	+3.1	—	—
C-28	千葉市中央区仁戸名町 483-6	-48.5	+7.6	+3.5	-1.4	-4.7
C-56	千葉市中央区星久喜町 334	-47.5	+7.0	+4.3	-1.7	-4.8
C-59	千葉市中央区赤井町 379	-43.4	+9.0	+3.3	-5.2	+1.7
CC-1	千葉市中央区生実町 1928	-47.0	+8.3	+2.3	-3.4	-1.3

注1) 測量期間において平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う地殻変動が一定速度であると仮定できないため、基準日補正を行っていない。

注2) 表中の「—」は未観測であることを示している。

出典：「千葉県水準測量成果表（平成24～28年）」（千葉県環境生活部）
「千葉市水準測量成果表（平成24～28年）」（千葉市環境局環境保全部）

表6-1. 22(3) 水準点の変動状況

標石 番号	所在地	変動量 (mm)				
		平成23年1月 ～ 平成23年度 観測日 ^{注1)}	平成24年1月 ～ 平成25年1月	平成25年1月 ～ 平成26年1月	平成26年1月 ～ 平成27年1月 ^{注2)}	平成27年1月 ～ 平成28年1月
W-7	千葉市中央区浜野町 1335	-44.4	+8.8	+4.0	-2.0	-2.0
W-26	千葉市中央区白旗一丁目 5-3	-43.6	+7.4	+3.8	-0.8	-3.5
W-27	千葉市中央区浜野町 1335	-43.7	+7.5	+3.4	-2.8	-3.4
生実1号 A	千葉市中央区生実町 1928	-44.8	+8.3	+3.6	-1.8	-1.7
生実1号 B	千葉市中央区生実町 1928	-45.9	+8.1	+2.4	-2.1	-1.8
生実1号 C	千葉市中央区生実町 1928	-44.6	+8.2	+5.2	-0.6	-2.6
生実1号 D	千葉市中央区生実町 1928	-44.3	+8.5	+4.8	-0.8	-2.3
10688	千葉市緑区鎌取町 112-80	-43.2	+5.7	-0.6	-5.1	+0.4
35-278- 001	千葉市緑区平山町 733 地先	-45.9	+5.3	+3.0	-1.9	-4.9
C-29	千葉市緑区鎌取町 273 地先	-44.8	+6.6	+4.8	-6.5	-0.1
C-65	千葉市緑区平山町 1048	-45.5	+3.2	+3.4	—	—
SK-6	佐倉市岩富町 540	-57.3	-4.7	-5.7	<i>+1.3</i>	-16.0
SK-7	佐倉市坂戸 846-5	-55.7	+0.3	-1.7	<i>+1.0</i>	-9.5
Yo-1	四街道市四街道 1577	-55.4	+2.9	+0.9	<i>-1.0</i>	-1.8
Yo-3	四街道市和良比 728-1	-52.1	+3.3	+4.5	<i>-1.6</i>	-1.4
Yo-6	四街道市小名木 77-3	-53.1	+1.6	+1.3	<i>+2.1</i>	-2.9
Yo-7	四街道市吉岡 477	-56.4	+4.2	-0.5	<i>+4.4</i>	-9.1
Yo-8	四街道市吉岡 1219-3	-56.0	+4.3	-0.8	<i>+3.2</i>	-10.2
Yo-16	四街道市南波佐間 267	-55.2	+2.2	+2.4	<i>+1.0</i>	-2.7

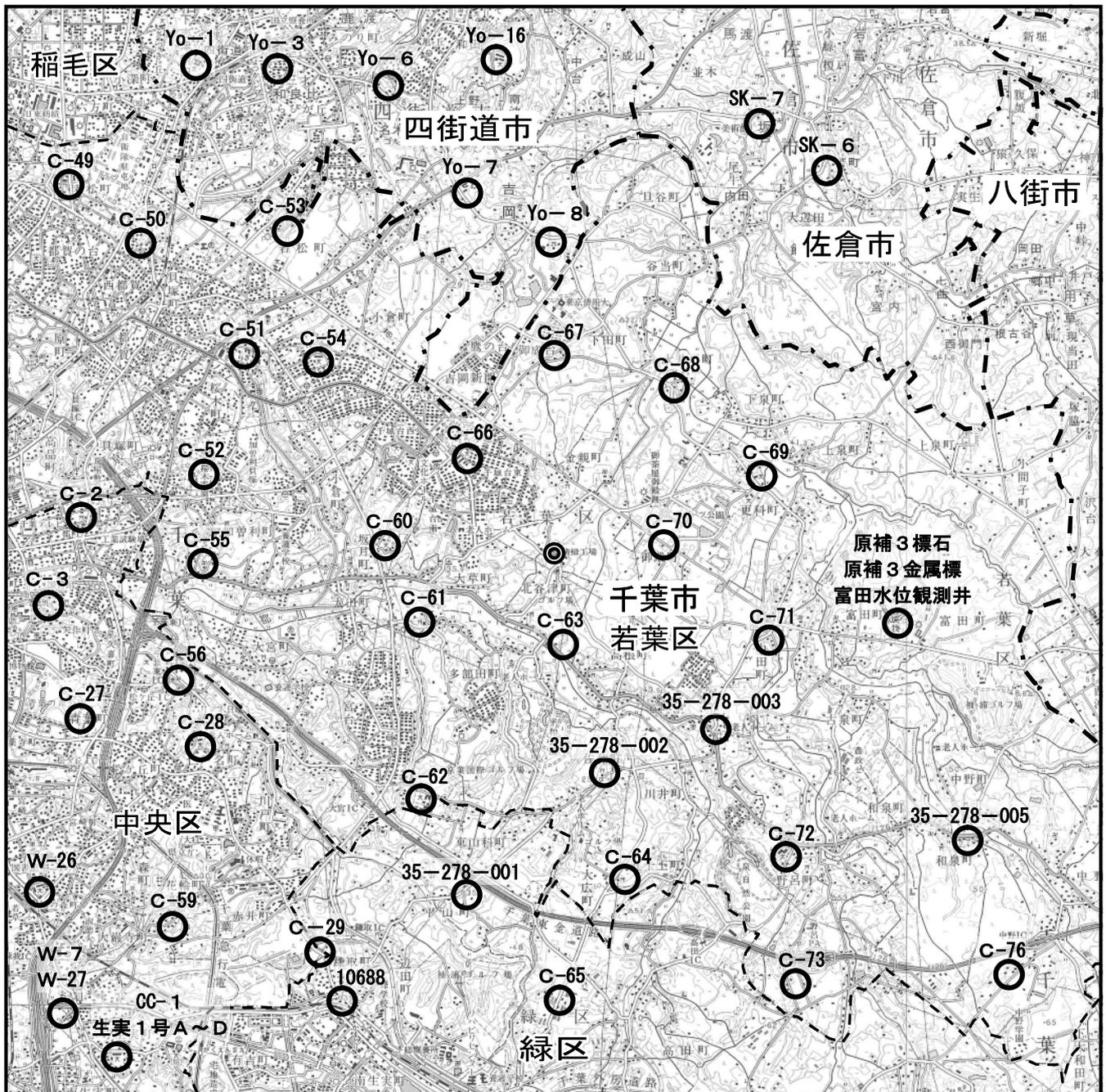
注1) 測量期間において平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う地殻変動が一定速度であると仮定できないため、基準日補正を行っていない。

注2) 固定点の標高の点検により固定水準点(千葉-1)の標高が改定されており、斜体で示した変動量は改定後の標高を用いて算出している。

注3) 表中の「—」は未観測であることを示している。

出典: 「千葉県水準測量成果表(平成24～28年)」(千葉県環境生活部)

「千葉市水準測量成果表(平成24～28年)」(千葉市環境局環境保全部)



凡 例

- ◎ 対象事業実施区域
- - - 市境
- - - 区境
- 水準点位置

出典：「千葉県水準測量成果表（平成 24～28 年）」（千葉県環境生活部）
 「千葉市水準測量成果表（平成 24～28 年）」（千葉市環境局環境保全部）

この地図は、国土地理院発行の 1:50,000 地形図「千葉」「東金」を使用し、1:70,000 の縮尺に編集したものである。

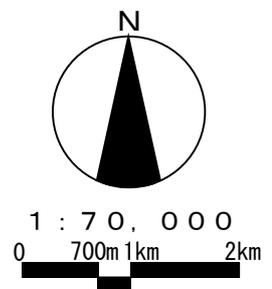


図 6-1.17 水準点位置図

6-1-11 土壌の状況

1. 土壌

対象事業実施区域及びその周辺の土壌図は、図6-1.18に示すとおりである。

対象事業実施区域は、地形分類図（図6-1.15参照）に示すとおり台地となっており、土壌は八街統の黒ボク土壌となっている。対象事業実施区域周辺は、主に八街統の黒ボク土壌となっており、鹿島川や都川等の川沿いの低地は、黒部統や下総統などグライ土壌となっている。

2. 土壌汚染

対象事業実施区域近傍には、土壌汚染対策法に基づく指定区域は存在しない（平成29年7月14日現在）。

また、平成23～27年度において、対象事業実施区域及びその周辺で実施されたダイオキシン類の調査結果は表6-1.23に、調査地点は図6-1.19に示すとおりである。すべての年度において、環境基準（1,000pg-TEQ/g以下）を下回っている。

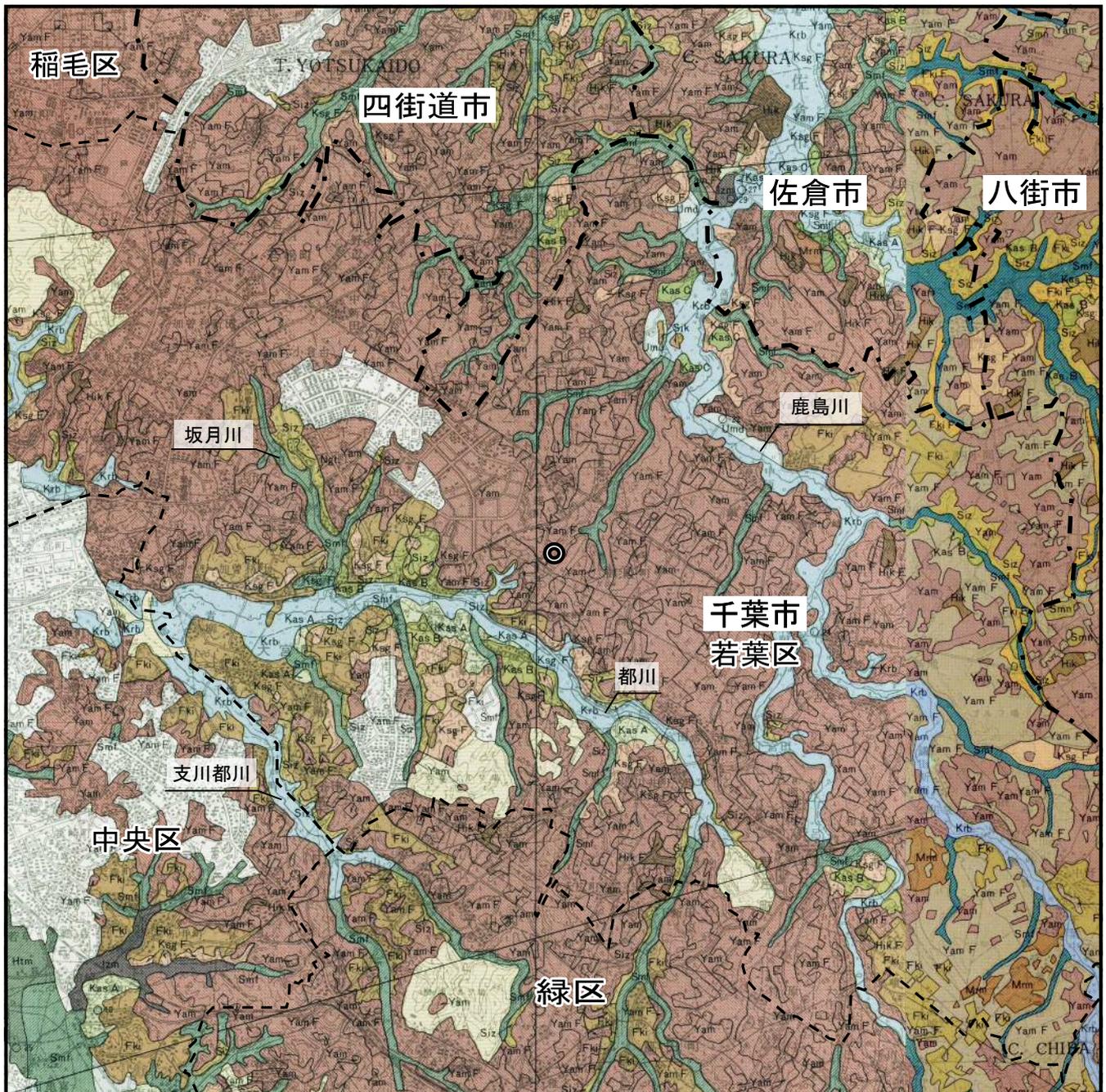
表6-1.23 ダイオキシン類調査結果（土壌）

単位：pg-TEQ/g

市区名	番号	調査地点	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	環境基準
千葉市	若葉区	1 更科	—	—	—	—	0.26	1,000以下
		2 野呂町	—	0.0046	—	—	—	
	中央区	3 松ヶ丘町	—	—	1.6	—	—	

注) 表中の「—」は調査が行われていないことを示している。

出典：「ダイオキシン類調査結果」（千葉市ホームページ）



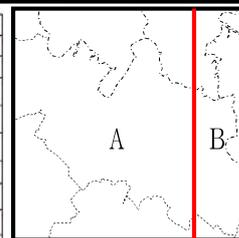
凡 例

- ◎ 対象事業実施区域
- - - 市境
- - - 区境

注) 図中のA、Bブロックでは凡例が異なるため、それぞれのブロックにおける凡例を示す。

出典：「土地分類基本調査図（土壌図）（千葉）」（昭和54年6月 千葉県）
 「土地分類基本調査図（土壌図）（東金・木戸）」（昭和52年7月 千葉県）

台地の土壌		低地の土壌	
A	B	A	B
厚層黒ボク土壌		グライ土壌	
Hkf	Hkf	Umd	馬立統
Hik	Hk	Snf	下總統
—	Mrm	Krb	黒部統
黒ボク土壌		粗粒グライ土壌	
—	Snm	Htm	一松統
YamF	YamF	低位泥炭土壌	
Yam	Yam	Ysd	吉田統
—	FkiF	黒泥土壌	
Fki	Fki	Lzm	和泉統
淡色黒ボク土壌		その他	
KsgF	KsgF	—	未区分地1
KasA	—	—	未区分地2
KasB	KasB		
KasC	—		
Siz	Siz		



色凡例区分

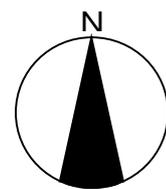
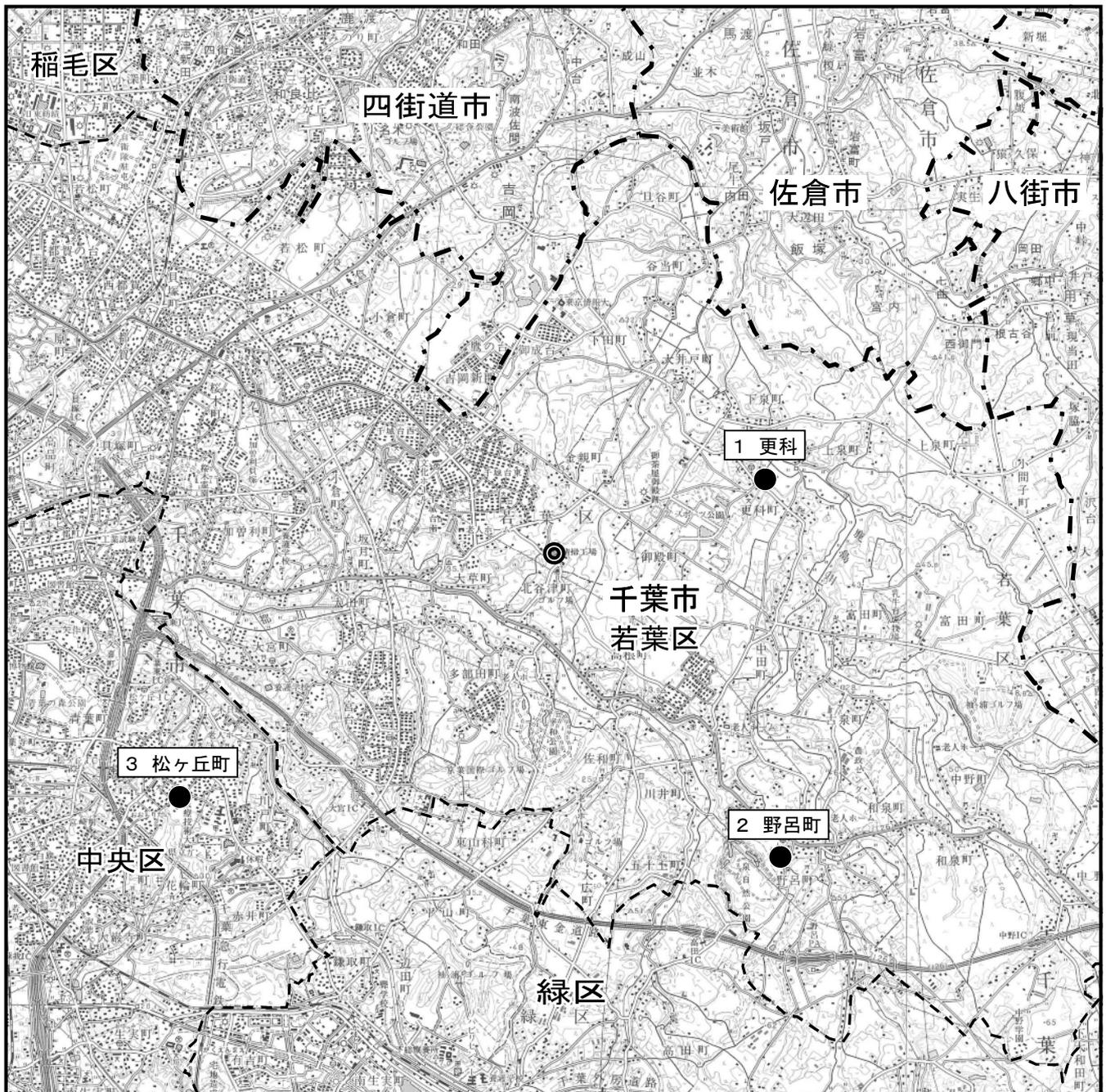


図 6-1.18 土壌図



凡 例

- ◎ 対象事業実施区域
- · - 市境
- - - 区境
- ダイオキシン類調査地点

出典：「平成 23～27 年度ダイオキシン類調査結果」（千葉市ホームページ）

この地図は、国土地理院発行の 1:50,000 地形図「千葉」「東金」を使用し、1:70,000 の縮尺に編集したものである。

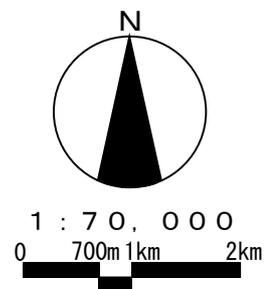


図 6-1.19 ダイオキシン類調査地点（土壌）

6-1-12 植物の生育及び植生の状況

1. 植物相の状況

植物相の状況については、既存資料調査を行い整理した。

(1) 文献調査

対象事業実施区域及びその周辺の植物相の状況について、既存資料を整理した。

確認した文献等は、表6-1.24に示すとおりである。

表 6-1.24 植物種の確認文献等

	文 献 名	整理の対象とした種
A	「千葉県の保護上重要な野生生物 ー千葉県レッドデータブックー植物・菌類編 2009年改訂版」 (2009年3月 千葉県環境生活部自然保護課)	調査対象とした野生植物のうち千葉市若葉区、中央区、稲毛区、緑区、佐倉市、四街道市、八街市で確認された種(海域及び沿岸部のみで確認された種及び「千葉県の保護上重要な野生生物ー千葉県レッドデータブックー植物・菌類編 2009年改訂版」または「千葉市の保護上重要な野生生物ー千葉市レッドリスト」で消息不明・絶滅生物に指定されており、かつその他の文献で生育が確認されていない種については除いている)
B	「千葉市の保護上重要な野生生物 ー千葉市レッドリストー」 (平成16(2004)年5月 千葉市環境局環境保全部 環境保全推進課)	調査対象とした野生植物のうち千葉市で確認された種(海域及び沿岸部のみで確認された種及び「千葉県の保護上重要な野生生物ー千葉県レッドデータブックー植物・菌類編(2009年改訂版)」または「千葉市の保護上重要な野生生物ー千葉市レッドリスト」で消息不明・絶滅生物に指定されており、かつその他の文献で生育が確認されていない種については除いている)
C	「いきものログ」 ^{注)} (環境省 生物多様性センターホームページ)	調査対象とした野生植物のうち千葉市若葉区、中央区、緑区、佐倉市、八街市で確認された種(海域及び沿岸部のみで確認された種及び「千葉県の保護上重要な野生生物ー千葉県レッドデータブックー植物・菌類編(2009年改訂版)」または「千葉市の保護上重要な野生生物ー千葉市レッドリスト」で消息不明・絶滅生物に指定されており、かつその他の文献で生育が確認されていない種については除いている)

注) 稲毛区及び四街道市では、調査は実施されていない。

2. 注目すべき種の状況

文献調査で確認された種について、国、千葉県、千葉市及び各自治体が指定する選定根拠に基づき注目すべき種の指定状況を整理した。

(1) 選定根拠・基準

注目すべき植物種の選定根拠は表6-1.25に、選定基準は表6-1.26に示すとおりである。

表6-1.25 注目すべき植物種の選定根拠

選定根拠		選定基準
法令による指定	① 「文化財保護法」(昭和25年5月30日 法律第214号)	・特別天然記念物(特天)
	② 「千葉県文化財保護条例」(昭和30年3月29日 条例第8号)	・国指定天然記念物(国天)
	③ 「千葉市文化財保護条例」(昭和33年10月7日 条例第18号)	・県指定天然記念物(県天)
	「佐倉市文化財保護条例」(昭和51年3月29日 条例第8号)	・市指定天然記念物(市天)
	「四街道市文化財の保護に関する条例」(昭和46年6月17日 条例第12号)	
④ 「八街市文化財保護に関する条例」(昭和49年9月14日 条例第25号)		
文献による指定	⑤ 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」(平成4年6月5日 法律第75号)	・国内希少野生動植物種(国内)
		・国際希少野生動植物種(国際)
		・特定国内希少野生動植物種(特定)
		・緊急指定種(緊急)
		・絶滅(EX)
		・野生絶滅(EW)
		・絶滅危惧I類(CR+EN)
	・絶滅危惧IA類(CR)	
	・絶滅危惧IB類(EN)	
	・絶滅危惧II類(VU)	
	・準絶滅危惧(NT)	
	・情報不足(DD)	
	・地域個体群(LP)	
⑥ 「千葉県の保護上重要な野生生物—千葉県レッドリスト—植物・菌類編(2017年改訂版)」(2017年3月 千葉県環境生活部自然保護課)	・消息不明・絶滅生物(X)	
	・野生絶滅生物(EW)	
	・最重要保護生物(A)	
	・重要保護生物(B)	
	・要保護生物(C)	
	・一般保護生物(D)	
	・保護参考雑種(RH)	
⑦ 「千葉市の保護上重要な野生生物—千葉市レッドリスト—」(平成16(2004)年5月 千葉市環境局環境保全部 環境保全推進課)	・消息不明・絶滅生物(X)	
	・最重要保護生物(A)	
	・重要保護生物(B)	
	・要保護生物(C)	

表6-1.26 注目すべき植物種の選定基準

選定基準		評価基準	
①	特別天然記念物	国指定天然記念物のうち特に重要な記念物について指定する。	
	国指定天然記念物	国指定文化財のうち、植物（自生地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの。	
②	県指定天然記念物	県指定文化財のうち、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で県にとって学術上価値の高いもの。	
③	市指定天然記念物	市指定文化財のうち、植物（自生地を含む。）で市にとって学術上価値の高いもの。	
④	国内希少野生動植物種	その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるもの。	
	国際希少野生動植物種	国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種（国内希少野生動植物種を除く。）であって、政令で定めるもの。	
	特定国内希少野生動植物種	次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう。 一 商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること。 二 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。	
	緊急指定種	環境大臣が、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときに指定する種。	
⑤	絶滅 (EX)	我が国ではすでに絶滅したと考えられる種。	
	野生絶滅 (EW)	飼育・栽培下でのみ存続している種。	
	絶滅危惧	絶滅危惧 I 類 (CR+EN)	絶滅の危機に瀕している種。
		絶滅危惧 I A 類 (CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
		絶滅危惧 I B 類 (EN)	I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
		絶滅危惧 II 類 (VU)	絶滅の危険が増大している種。
	準絶滅危惧 (NT)	存続基盤が脆弱な種。	
	情報不足 (DD)	評価するだけの情報が不足している種。	
地域個体群 (LP)	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。		
⑥	消息不明・絶滅生物 (X)	かつては生息・生育が確認されていたにもかかわらず、近年長期（およそ 50 年間）にわたって確実な生体の発見情報がない、千葉県から絶滅した可能性の強い生物。	
	野生絶滅生物 (EW)	かつては千葉県に生育していた生物のうち、野生・自生では見られなくなってしまったものの、千葉県の個体群の子孫が飼育・栽培などによって維持されているもの。特に埋土種子や埋土胞子などから再生した個体がありながら、本来の自生地では環境の変化によって生育が維持できない状態の生物。	
	最重要保護生物 (A)	個体数が極めて少ない、生育環境が極めて限られている、生育地のほとんどが環境変化の危機にある、などの状況にある生物。放置すれば近々にも千葉県から絶滅、あるいはそれに近い状態になるおそれがあるもの。	
	重要保護生物 (B)	個体数がかなり少ない、生育環境がかなり限られている、生育地のほとんどで環境変化の可能性が高い、などの状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、近い将来カテゴリ A への移行が必至と考えられるもの。	
	要保護生物 (C)	個体数が少ない、生育環境が限られている、生育地の多くで環境変化の可能性が高い、などの状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、将来カテゴリ B に移行することが予測されるもの。	
	一般保護生物 (D)	個体数が少ない、生育環境が限られている、生育地の多くで環境変化の可能性が高い、などの状況にある生物。放置すれば個体数の減少は避けられず、自然環境の構成要素としての役割が著しく衰退する可能性があり、将来カテゴリ C に移行することが予測されるもの。	
	保護参考雑種 (RH)	自然界において形成されることが稀な雑種であって、個体数が著しく少なく、分布地域および生育環境が著しく限定されているもの。	
⑦	消息不明・絶滅生物 (X)	かつては生息・生育が確認されていたにもかかわらず、近年長期にわたって確実な生存情報がなく、千葉市から絶滅した可能性の高い生物。	
	最重要保護生物 (A)	個体数が極めて少ない、生息・生育環境が極めて限られている、生息・生育地のほとんどが環境変化の危機にある、などの状況にある生物。放置すれば近々にも千葉市から絶滅、あるいはそれに近い状態になるおそれがあるもの。	
	重要保護生物 (B)	個体数がかなり少ない、生息・生育環境がかなり限られている、生息・生育地の多くで環境変化の可能性が高い、などの状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、近い将来カテゴリ A への移行が必至と考えられるもの。	
	要保護生物 (C)	個体数が少ない、生息・生育環境が限られている、生息・生育地の多くで環境変化の可能性が高い、などの状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、将来カテゴリ B または A に移行することが予測されるもの。	

注) 表中の①～⑦は、表 6-1.25 に示した法令、文献番号と一致している。

(2) 文献調査により確認された注目すべき種

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている種のうち注目すべき植物種は、表 6-1.27(1)～(11)に示すとおり 106科439種である。

表6-1. 27(1) 注目すべき植物種の状況

No.	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	マツバラ科	マツバラ					VU	A	
2	ヒカゲノカズラ科	ヒカゲノカズラ						C	X
3	イワヒバ科	カタヒバ						C	A
4	ミズニラ科	ミズニラ					VU		A
5	ハナヤスリ科	オオハナワラビ							C
6		アカハナワラビ						B	
7		ナガホノナツノハナワラビ						C	B
8		フユノハナワラビ							C
9		ナツノハナワラビ						C	B
10		コヒロハハナヤスリ							B
11		コハナヤスリ							B
12		ヒロハハナヤスリ						C	B
13	キジノオシダ科	オオキジノオ						C	
14	ウラジロ科	ウラジロ							C
15	コケシノブ科	ウチワゴケ						C	A
16	コバノイシカグマ科	オウレンシダ						D	X
17		クジャクフモトシダ						RH	
18	ミズワラビ科	クジャクシダ						C	X
19	イノモトソウ科	アマクサシダ							A
20		オオバノハチジョウシダ							A
21		マツザカシダ							B
22	チャセンシダ科	ヌリトラノオ						A	
23		コタニワタリ						A	X
24	シンガシラ科	シンガシラ							A
25	オシダ科	オオカナワラビ							A
26		ナンゴクナライシダ						C	
27		ハカタシダ							B
28		ミドリカナワラビ						A	
29		オニカナワラビ						C	
30		キヨスミヒメワラビ							A
31		ミヤコヤブソテツ							B
32		イワヘゴ						C	A
33		サイゴクベニシダ							A
34		ツクシイワヘゴ						D	A
35		オシダ						C	A
36		オオクジャクシダ						C	
37		マルバベニシダ							A
38		サクライカグマ						D	A
39		ギフベニシダ						C	A

注1) 指定状況の①～⑦は、表6-1. 25、表6-1. 26及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注2) 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

① / 特天: 特別天然記念物、国天: 国指定天然記念物

② / 県天: 県指定天然記念物

③ / 市天: 市指定天然記念物

④ / 国際: 国際希少野生動植物種、国内: 国内希少野生動植物種、特国内: 特定国内希少野生動植物種、緊急: 緊急指定種

⑤ / EX: 絶滅、EW: 野生絶滅、CR+EN: 絶滅危惧I類、CR: 絶滅危惧IA類、EN: 絶滅危惧IB類、VU: 絶滅危惧II類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足、LP: 地域個体群

⑥ / X: 消息不明・絶滅生物、EW: 野生絶滅生物、A: 最重要保護生物、B: 重要保護生物、C: 要保護生物、D: 一般保護生物、RH: 保護参考雑種

⑦ / X: 消息不明・絶滅生物、A: 最重要保護生物、B: 重要保護生物、C: 要保護生物

表6-1.27(2) 注目すべき植物種の状況

No.	科名	種名	指定状況								
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
40	オシダ科	エンシュウベニシダ							C		
41		イヌイワイタチシダ							A		
42		ナガバノイタチシダ							C		
43		タニヘゴ							A		
44		ハコネオオクジャク							RH		
45		カタイノデ							D		
46		イワシロイノデ							C	X	
47		サイゴクイノデ							D		
48		サカゲイノデ							A		
49		イノデモドキ							C	A	
50		ジュウモンジシダ								A	
51		ヒメカナワラビ								A	
52		メシダ科	カラクサイヌワラビ							C	X
53			ヌリワラビ							B	
54	タニイヌワラビ								A	X	
55	ヒロハイヌワラビ									B	
56	タカオシケチシダ								D		
57	ナチシケシダ									A	
58	ヒカゲワラビ								D	X	
59	オニヒカゲワラビ								C	X	
60	キヨタキシダ									A	
61	ウラボシ科		マメヅタ								B
62		ヒメノキシノブ							C	A	
63		オシャグジデンダ							A		
64	デンジソウ科	デンジソウ						EN	B	A	
65	サンショウモ科	サンショウモ						EN	B	A	
66	アカウキクサ科	オオアカウキクサ						CR	C	A	
67	ヒノキ科	ネズ							C		
68		オオシマハイネズ							D		
69	クルミ科	オニグルミ							D	C	
70	ヤナギ科	バッコヤナギ							D		
71		キツネヤナギ							D		
72	カバノキ科	ヤマハンノキ							D	C	
73		サワシバ							A	A	
74		クマシデ								B	
75		アカシデ							D	B	
76		ハシバミ							D	B	
77		ブナ科	カシワ							C	
78	ウバメガシ								B		
79	ウラジロガシ									C	

注1) 指定状況の①～⑦は、表6-1.25、表6-1.26及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注2) 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

- ① / 特天:特別天然記念物、国天:国指定天然記念物
- ② / 県天:県指定天然記念物
- ③ / 市天:市指定天然記念物
- ④ / 国際:国際希少野生動植物種、国内:国内希少野生動植物種、特国内:特定国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種
- ⑤ / EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群
- ⑥ / X:消息不明・絶滅生物、EW:野生絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物、D:一般保護生物、RH:保護参考雑種
- ⑦ / X:消息不明・絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物

表6-1. 27(3) 注目すべき植物種の状況

No.	科名	種名	指定状況							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
80	ニレ科	ハルニレ							A	
81	イラクサ科	カテンソウ								B
82		ヤマミズ							D	
83	タデ科	シンミズヒキ								C
84		ホソバイヌタデ					VU	C		
85		ナガバノウナギツカミ					VU	C		
86		ヌカボタデ					EN	C		
87	ナデシコ科	カワラナデシコ						D	A	
88		フシグロセンノウ						C	A	
89		オオヤマフスマ						A	X	
90		ヒナワチガイソウ					EN	A	A	
91		フシグロ						C		
92		サワハコベ						D		
93		イトハコベ					EN	A		
94	ヒユ科	ヤナギイノコヅチ								C
95	マツブサ科	マツブサ						C		
96	クスノキ科	カゴノキ								A
97		アブラチャン						C	B	
98	キンポウゲ科	ツクバトリカブト								C
99		フクジュソウ						A	X	
100		ニリンソウ								C
101		イチリンソウ						C	A	
102		アズマイチゲ						B	A	
103		ヒメウズ								C
104		イヌショウマ								C
105		サラシナショウマ								C
106		ハンショウヅル								C
107		カザグルマ					VU	B	A	
108		クサボタン						D		
109		セリバオウレン						C		
110	コキツネノボタン					EN	B			
111	メギ科	イカリソウ						C	B	
112	スイレン科	ジュンサイ						A		
113		オニバス					EN	B		
114		コウホネ						B	A	
115		ナガバコウホネ						A		
116	マツモ科	マツモ						C		
117	センリョウ科	ヒトリシズカ								C
118		フタリシズカ								C
119		センリョウ						D		
120	ウマノスズクサ科	ウマノスズクサ								C
121		カントウカンアオイ								A

注1) 指定状況の①～⑦は、表6-1. 25、表6-1. 26及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注2) 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

- ① / 特天: 特別天然記念物、国天: 国指定天然記念物
- ② / 県天: 県指定天然記念物
- ③ / 市天: 市指定天然記念物
- ④ / 国際: 国際希少野生動植物種、国内: 国内希少野生動植物種、特国内: 特定国内希少野生動植物種、緊急: 緊急指定種
- ⑤ / EX: 絶滅、EW: 野生絶滅、CR+EN: 絶滅危惧I類、CR: 絶滅危惧IA類、EN: 絶滅危惧IB類、VU: 絶滅危惧II類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足、LP: 地域個体群
- ⑥ / X: 消息不明・絶滅生物、EW: 野生絶滅生物、A: 最重要保護生物、B: 重要保護生物、C: 要保護生物、D: 一般保護生物、RH: 保護参考雑種
- ⑦ / X: 消息不明・絶滅生物、A: 最重要保護生物、B: 重要保護生物、C: 要保護生物

表6-1. 27(4) 注目すべき植物種の状況

No.	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
122	マタタビ科	サルナシ							A
123	オトギリソウ科	トモエソウ						C	A
124		ヒメオトギリ						B	
125		コケオトギリ							B
126		アゼオトギリ					CR	A	
127		ミズオトギリ						C	X
128		モウセンゴケ科	モウセンゴケ						C
129	ケシ科	ヤマエンゴサク						B	A
130		ヤマブキソウ						A	
131	アブラナ科	ハタザオ						A	
132		ジャニンジン							B
133		コイヌガラシ					VU	D	
134	ユキノシタ科	ネコノメソウ						D	
135		ヤマネコノメソウ							A
136		タマアジサイ							C
137		ノリウツギ						A	
138		タコノアシ					VU		C
139		ヤブサンザシ						B	
140		バラ科	オオダイコンソウ						A
141	ダイコンソウ								C
142	タチゲヒメヘビイチゴ							C	
143	イヌザクラ								C
144	エドヒガン							A	
145	ヒメバライチゴ							D	
146	ナガボノシロワレモコウ							D	
147	マメ科		ホドイモ						D
148		フジキ						C	A
149		タヌキマメ						C	
150		サイカチ						D	
151		フジカンゾウ							C
152		レンリソウ						C	B
153		イヌハギ					EN	C	A
154		イヌエンジュ						D	
155		オオバクサフジ						C	B
156		フウロソウ科	タチフウロ						D
157	アマ科	マツバニンジン						A	
158	トウダイグサ科	ノウルシ					VU	C	
159		ヒトツバハギ							B
160	ミカン科	フユザンショウ						C	
161	ヒメハギ科	ヒメハギ							B
162	ウルシ科	ヤマウルシ							B
163	ツリフネソウ科	キツリフネ						D	A
164		ツリフネソウ							B

注1) 指定状況の①～⑦は、表6-1. 25、表6-1. 26及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注2) 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

① / 特天: 特別天然記念物、国天: 国指定天然記念物

② / 県天: 県指定天然記念物

③ / 市天: 市指定天然記念物

④ / 国際: 国際希少野生動植物種、国内: 国内希少野生動植物種、特国内: 特定国内希少野生動植物種、緊急: 緊急指定種

⑤ / EX: 絶滅、EW: 野生絶滅、CR+EN: 絶滅危惧I類、CR: 絶滅危惧IA類、EN: 絶滅危惧IB類、VU: 絶滅危惧II類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足、LP: 地域個体群

⑥ / X: 消息不明・絶滅生物、EW: 野生絶滅生物、A: 最重要保護生物、B: 重要保護生物、C: 要保護生物、D: 一般保護生物、RH: 保護参考雑種

⑦ / X: 消息不明・絶滅生物、A: 最重要保護生物、B: 重要保護生物、C: 要保護生物

表6-1.27(5) 注目すべき植物種の状況

No.	科名	種名	指定状況							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
165	クロウメモドキ科	クロウメモドキ							C	
166	ブドウ科	サンカクヅル								B
167	シナノキ科	カラスノゴマ								A
168	ジンチョウゲ科	コガンピ							C	
169	スミレ科	ケマルバスミレ								C
170		スミレ								C
171		ニオイタチツボスミレ								B
172		フモトスミレ							D	
173		ヒナスミレ							B	
174		ヒカゲスミレ							A	
175		ミソハギ科	ヒメミソハギ							
176	ミソハギ									B
177	ヒシ科	ヒメビシ					EN	A		
178	アカバナ科	ウシタキソウ						C	A	
179	アリノトウグサ科	アリノトウグサ								B
180		フサモ							C	A
181	ウリノキ科	ウリノキ						C	X	
182	ミズキ科	ヤマボウシ								A
183	ウコギ科	トチバニンジン						D	A	
184	セリ科	ノダケ								C
185		シシウド								A
186		ミシマサイコ					EN	C		
187		ハナウド								B
188		イブキボウフウ						C	A	
189		ムカゴニンジン						C	A	
190		サワゼリ (別名ヌマゼリ)					VU	C	A	
191		カノツメソウ								C
192		リョウブ科	リョウブ						D	
193	イチヤクソウ科	ウメガサソウ						C	A	
194		イチヤクソウ								B
195		マルバノイチヤクソウ						A		
196	ツツジ科	ヤマツツジ								B
197	ヤブコウジ科	カラタチバナ								A
198		オオツルコウジ					CR	C		
199	サクラソウ科	ノジトラノオ					EN	C	A	
200		オカトラノオ								C
201		ヌマトラノオ								B
202		クサレダマ						C	A	
203		マチン科	アイナエ						C	A

注1) 指定状況の①～⑦は、表6-1.25、表6-1.26及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注2) 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

① / 特天:特別天然記念物、国天:国指定天然記念物

② / 県天:県指定天然記念物

③ / 市天:市指定天然記念物

④ / 国際:国際希少野生動植物種、国内:国内希少野生動植物種、特国内:特定国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種

⑤ / EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群

⑥ / X:消息不明・絶滅生物、EW:野生絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物、D:一般保護生物、RH:保護参考雑種

⑦ / X:消息不明・絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物

表6-1. 27(6) 注目すべき植物種の状況

No.	科名	種名	指定状況								
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
204	リンドウ科	リンドウ								A	
205		コケリンドウ								A	
206		ハルリンドウ							B	A	
207		フデリンドウ								A	
208		イヌセンブリ					VU		B		
209		センブリ							D	A	
210		ムラサキセンブリ					NT		A		
211		ツルリンドウ							C		
212		ミツガシワ科	ミツガシワ							B	
213			アサザ					NT		A	
214	ガガイモ科	フナバラソウ					VU		B	A	
215		クサナギオゴケ					VU		D	A	
216		スズサイコ					NT		C	A	
217		コバノカモメヅル								B	
218	アカネ科	アリドオシ								B	
219		ヤブムグラ					VU		C	A	
220		ハナムグラ					VU		C		
221		ホソバノヨツバムグラ								B	
222		ハシカグサ								C	
223		ムラサキ科	ホタルカズラ								C
224	ルリソウ								B	A	
225	クマツヅラ科	クマツヅラ								A	
226	アワゴケ科	アワゴケ								C	
227		ミズハコベ							C	C	
228	シソ科	キラソソウ								C	
229		ジュウニヒトエ							D	B	
230		ケブカツルカソソウ							C	A	
231		ツクバキンモンソウ								B	
232		ミズネコノオ					NT		C	A	
233		オドリコソウ								B	
234		キセワタ					VU		C	A	
235		ヒメサルダヒコ								C	
236		コシロネ								C	
237		ヒメハッカ					VU		A	X	
238		ウツボグサ								C	
239		ミゾコウジュ					VU		D	X	
240		ヒメナミキ							D	A	
241		ヤマタツナミソウ							C	B	
242		ニガクサ								B	
243		ツルニガクサ								B	
244		ナス科	ヤマホロシ							C	
245	オオマルバノホロシ								C		

注1) 指定状況の①～⑦は、表6-1. 25、表6-1. 26及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注2) 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

- ① / 特天: 特別天然記念物、国天: 国指定天然記念物
- ② / 県天: 県指定天然記念物
- ③ / 市天: 市指定天然記念物
- ④ / 国際: 国際希少野生動植物種、国内: 国内希少野生動植物種、特国内: 特定国内希少野生動植物種、緊急: 緊急指定種
- ⑤ / EX: 絶滅、EW: 野生絶滅、CR+EN: 絶滅危惧I類、CR: 絶滅危惧IA類、EN: 絶滅危惧IB類、VU: 絶滅危惧II類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足、LP: 地域個体群
- ⑥ / X: 消息不明・絶滅生物、EW: 野生絶滅生物、A: 最重要保護生物、B: 重要保護生物、C: 要保護生物、D: 一般保護生物、RH: 保護参考雑種
- ⑦ / X: 消息不明・絶滅生物、A: 最重要保護生物、B: 重要保護生物、C: 要保護生物

表6-1. 27(7) 注目すべき植物種の状況

No.	科名	種名	指定状況							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
246	ゴマノハグサ科	マルバノサワトウガラシ					VU	B		
247		アブノメ						D	B	
248		オオアブノメ					VU	A		
249		シソクサ						D		
250		ミゾホオズキ						C		
251		シオガマギク						A	A	
252		コシオガマ							B	
253		ヒメトラノオ						A		
254		ゴマノハグサ					VU	C	A	
255		オオヒナノウスツボ						B	A	
256		ヒキヨモギ						D		
257		イヌノフグリ					VU	C	A	
258		ゴマ科	ヒシモドキ					EN	EW	
259	イワタバコ科	ケイワタバコ						D		
260	ハマウツボ科	オオナンパンギセル						C		
261	タヌキモ科	ノタヌキモ					VU	A		
262		イヌタヌキモ					VU	B		
263		タヌキモ					VU	B		
264	スイカズラ科	ゴマギ							B	
265	オミナエシ科	オミナエシ						D	A	
266		ツルカノコソウ							C	
267	マツムシソウ科	アシタカマツムシソウ						B		
268	キキョウ科	ソバナ						A		
269		ツリガネニンジン							B	
270		ツルニンジン							B	
271		バアソブ					VU	B	A	
272		サワギキョウ						B		
273		タニギキョウ							B	
274		キキョウ					VU	A	A	
275		キク科	ノブキ						C	C
276			ヤマハハコ						C	
277			サワシロギク						A	
278	ウラギク						VU	C	B	
279	オケラ								C	
280	コヤブタバコ								A	
281	ヒメガンクビソウ								A	
282	キクタニギク						NT	C		
283	タカアザミ							D		
284	シロバナタカアザミ							C		
285	フジバカマ						VU	B	A	
286	サワヒヨドリ								B	
287	アキノハハコグサ						EN	B		
288	オグルマ						C	A		

注1) 指定状況の①～⑦は、表6-1. 25、表6-1. 26及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注2) 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

① / 特天: 特別天然記念物、国天: 国指定天然記念物

② / 県天: 県指定天然記念物

③ / 市天: 市指定天然記念物

④ / 国際: 国際希少野生動植物種、国内: 国内希少野生動植物種、特国内: 特定国内希少野生動植物種、緊急: 緊急指定種

⑤ / EX: 絶滅、EW: 野生絶滅、CR+EN: 絶滅危惧I類、CR: 絶滅危惧IA類、EN: 絶滅危惧IB類、VU: 絶滅危惧II類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足、LP: 地域個体群

⑥ / X: 消息不明・絶滅生物、EW: 野生絶滅生物、A: 最重要保護生物、B: 重要保護生物、C: 要保護生物、D: 一般保護生物、RH: 保護参考雑種

⑦ / X: 消息不明・絶滅生物、A: 最重要保護生物、B: 重要保護生物、C: 要保護生物

表6-1. 27(8) 注目すべき植物種の状況

No.	科名	種名	指定状況								
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
289	キク科	サクラオグルマ							RH		
290		カセンソウ							C		
291		ホソバオグルマ					VU		C		
292		ノニガナ							C		
293		コオニタビラコ								C	
294		センボンヤリ								B	
295		ナガバノコウヤボウキ								A	
296		コウヤボウキ								C	
297		キクアザミ							C		
298		オカオグルマ							C		
299		サワオグルマ							D	B	
300		タムラソウ								A	
301		ハバヤマボクチ							C		
302		エゾタンポポ								C	
303		カントウタンポポ								C	
304	オモダカ科	ヘラオモダカ								B	
305		サジオモダカ							B	A	
306		トウゴクヘラオモダカ					VU		C		
307		アギナシ					VU		C	X	
308	トチカガミ科	スブタ					VU		A		
309		ヤナギスブタ							C	A	
310		クロモ							C	X	
311		トチカガミ					VU		C	A	
312		ミズオオバコ					VU		C	A	
313		セキショウモ							C		
314		コウガイモ								B	
315		ホロムイソウ科	シバナ					NT		A	
316	ヒルムシロ科	イトモ					VU		B		
317		エビモ								C	
318		ヒルムシロ								A	
319		センニンモ							A		
320		ササバモ							D		
321		ヤナギモ							D	B	
322		ツツイトモ						VU		B	
323		リュウノヒゲモ						VU		C	
324		ヒロハノエビモ								A	
325		イバラモ科	ムサシモ					EN		B	
326			ホッスモ							B	X
327			イバラモ							A	
328	トリゲモ							VU		C	

注1) 指定状況の①～⑦は、表6-1. 25、表6-1. 26及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注2) 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

① / 特天:特別天然記念物、国天:国指定天然記念物

② / 県天:県指定天然記念物

③ / 市天:市指定天然記念物

④ / 国際:国際希少野生動植物種、国内:国内希少野生動植物種、特国内:特定国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種

⑤ / EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群

⑥ / X:消息不明・絶滅生物、EW:野生絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物、D:一般保護生物、RH:保護参考雑種

⑦ / X:消息不明・絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物

表6-1.27(9) 注目すべき植物種の状況

No.	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
329	ユリ科	ヤマラッキョウ						D	X
330		キジカクシ						C	
331		チゴユリ							C
332		カタクリ			市天			B	A
333		オオバギボウシ						C	
334		ヤマユリ							B
335		ウバユリ						D	A
336		ナルコユリ							C
337		ワニグチソウ						C	A
338		ミヤマナルコユリ							C
339		アマドコロ							C
340		ホトトギス							B
341		ヤマホトトギス							B
342		アマナ						C	C
343	ヒガンバナ科	キツネノカミソリ						C	
344	ヤマノイモ科	カエデドコロ					A	B	
345		キクバドコロ							B
346	ミズアオイ科	ミズアオイ					VU	C	
347	アヤメ科	ヒオウギ						B	
348		ノハナショウブ						B	
349		アヤメ						B	X
350	イグサ科	ヤマズズメノヒエ					C	B	
351	ホシクサ科	ホシクサ						D	A
352		イトイヌノヒゲ						D	X
353		ニッポンイヌノヒゲ						D	B
354		ヒロハイヌノヒゲ							A
355		クロヒロハイヌノヒゲ						D	
356	イネ科	ハネガヤ						C	
357		ヒメコヌカグサ						VU	C
358		セトガヤ						A	
359		チョウセンガリヤス						D	
360		オガルカヤ							B
361		ヒメウキガヤ						D	
362		ハイチゴザサ						C	
363		ササクサ						C	
364		ミノボロ						C	
365		チャボチヂミザサ						D	
366		セイタカヨシ						C	
367		ハマヒエガエリ						B	
368		ウキシバ						C	
369	アズマザサ						C	B	

注1) 指定状況の①～⑦は、表6-1.25、表6-1.26及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注2) 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

① / 特天:特別天然記念物、国天:国指定天然記念物

② / 県天:県指定天然記念物

③ / 市天:市指定天然記念物

④ / 国際:国際希少野生動植物種、国内:国内希少野生動植物種、特国内:特定国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種

⑤ / EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群

⑥ / X:消息不明・絶滅生物、EW:野生絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物、D:一般保護生物、RH:保護参考雑種

⑦ / X:消息不明・絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物

表6-1. 27(10) 注目すべき植物種の状況

No.	科名	種名	指定状況								
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
370	イネ科	コシノコチク								A	
371		イヌアワ							D		
372		オオアブラススキ							D	X	
373		メガルカヤ								C	
374	ミクリ科	ミクリ					VU	D		A	
375	カヤツリグサ科	ハタガヤ							D		
376		イトハナビテンツキ							C		
377		ハリガネスゲ							C		
378		ジョウロウスゲ					VU	D		A	
379		ミヤマシラスゲ							D	B	
380		ナルコスゲ							C		
381		オニスゲ									B
382		ビロードスゲ								A	
383		ウマスゲ								B	
384		オオアオスゲ								D	
385		ゴウソ									B
386		ヌカスゲ								D	
387		ヒメシラスゲ								D	
388		ミヤマカンスゲ									B
389		タカネマスキサ								D	
390		マメスゲ								D	
391		シラコスゲ								D	
392		ヤブスゲ								C	A
393		オオクグ						VU	D		
394		シオクグ								D	C
395		センダイスゲ								D	
396		タガネソウ								D	
397		オニナルコスゲ								D	
398		チュウゼンジスゲ								D	
399		ヒメアオガヤツリ								D	
400		セイタカハリイ								D	
401		コツブヌマハリイ						VU	C		
402		シカクイ									B
403		コアゼテンツキ								C	B
404		ノテンツキ								D	
405		オオアゼテンツキ								D	
406		ホタルイ									C
407		タタラカンガレイ								D	
408		サンカクホタルイ								RH	
409	コマツカサススキ								B		
410	コシンジュガヤ								B		

注1) 指定状況の①～⑦は、表6-1. 25、表6-1. 26及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注2) 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

- ① / 特天: 特別天然記念物、国天: 国指定天然記念物
- ② / 県天: 県指定天然記念物
- ③ / 市天: 市指定天然記念物
- ④ / 国際: 国際希少野生動植物種、国内: 国内希少野生動植物種、特国内: 特定国内希少野生動植物種、緊急: 緊急指定種
- ⑤ / EX: 絶滅、EW: 野生絶滅、CR+EN: 絶滅危惧I類、CR: 絶滅危惧IA類、EN: 絶滅危惧IB類、VU: 絶滅危惧II類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足、LP: 地域個体群
- ⑥ / X: 消息不明・絶滅生物、EW: 野生絶滅生物、A: 最重要保護生物、B: 重要保護生物、C: 要保護生物、D: 一般保護生物、RH: 保護参考雑種
- ⑦ / X: 消息不明・絶滅生物、A: 最重要保護生物、B: 重要保護生物、C: 要保護生物

表6-1. 27(11) 注目すべき植物種の状況

No.	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
411	ラン科	エビネ					VU	D	A
412		ギンラン						D	A
413		キンラン					VU	D	A
414		ササバギンラン						D	A
415		クゲヌマラン					VU	C	
416		サイハイラン						D	A
417		シュンラン							B
418		マヤラン					VU	C	B
419		サガミラン						C	A
420		クマガイソウ					VU	B	A
421		タシロラン					VU	C	X
422		ツチアケビ						C	A
423		ナヨテンマ					EN	A	
424		アキザキヤツシロラン						B	A
425		クロヤツシロラン						C	A
426		ミヤマウズラ						D	A
427		シュスラン						C	
428		クモキリソウ						C	A
429		コ克蘭							B
430		ヨウラクラン						D	C
431		オオバノトンボソウ							B
432		ツレサギソウ						B	
433		ヤマサギソウ						B	
434		トンボソウ						B	
435		アワチドリ					CR	A	
436		カヤラン						B	A
437		クモラン						A	A
438		ヒトツボクロ						A	
439		オハクウンラン					VU	A	
合計		106 科	439 種	0 種	0 種	1 種	0 種	76 種	311 種

注1) 指定状況の①～⑦は、表6-1. 25、表6-1. 26及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注2) 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

① / 特天:特別天然記念物、国天:国指定天然記念物

② / 県天:県指定天然記念物

③ / 市天:市指定天然記念物

④ / 国際:国際希少野生動植物種、国内:国内希少野生動植物種、特国内:特定国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種

⑤ / EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群

⑥ / X:消息不明・絶滅生物、EW:野生絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物、D:一般保護生物、RH:保護参考雑種

⑦ / X:消息不明・絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物

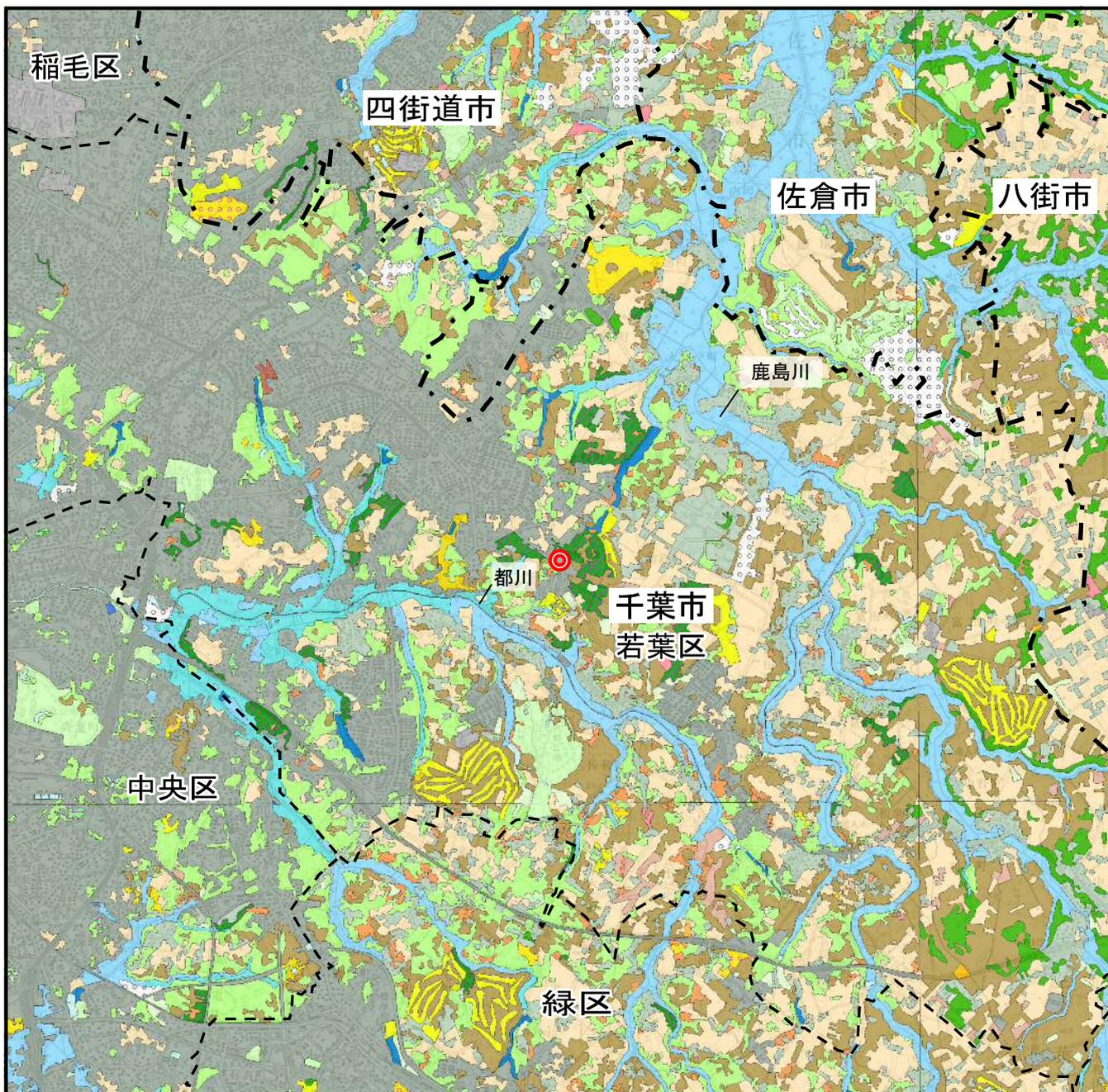
3. 植生の状況

対象事業実施区域及びその周辺の植生の状況について、「第6回・7回 自然環境保全基礎調査」（環境省ホームページ）をもとに整理した。

対象事業実施区域及びその周辺の植生の状況は、図6-1.20に示すとおりである。

対象事業実施区域は市街地に属しており、周辺は主にケヤキ・シラカシ群落、クヌギ・コナラ群集、スギ・ヒノキ・サワラ植林となっている。

また、北東側には鹿島川、南側には都川といった水域が認められる。



凡 例

- | | | |
|-------------------|--------------|-------------------|
| ● 対象事業実施区域 | - - - 市境 | - - - 区境 |
| シラカシ群集 | 伐採跡地群落 (VII) | 市街地 |
| ヤブコウジスダジイ群集 | ヨシクラス | 緑の多い住宅地 |
| ヤナギ高木群落 (VI) | ヒルムシロクラス | 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等 |
| シイ・カシ二次林 | スギ・ヒノキ・サワラ植林 | 工場地帯 |
| ケヤキ・シラカシ群落 | その他植林 | 造成地 |
| シラカシ屋敷林 | 竹林 | 開放水域 |
| クスギ・コナラ群集 | ゴルフ場・芝地 | 自然裸地 |
| アカマツ群落 (VII) | 路傍・空地雑草群落 | 残存・植栽樹群地 |
| アズマネザサ群落 | 放棄畑雑草群落 | |
| 低木群落 | 果樹園 | |
| 450100ススキ群団 (VII) | 畑雑草群落 | |
| アズマネザサ・ススキ群集 | 水田雑草群落 | |
| チガヤススキ群落 | 放棄水田雑草群落 | |

出典：「第6回・7回 自然環境保全基礎調査」
(環境省ホームページ)

この地図は、国土地理院発行の 1:50,000 地形図「千葉」「東金」を使用し、1:70,000 の縮尺に編集したものである。

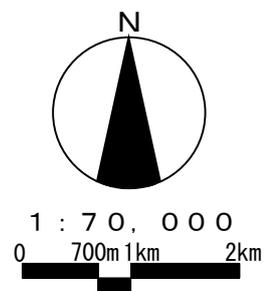


図 6-1.20 植生の状況

4. 植物群落の状況

対象事業実施区域及びその周辺の植物群落の状況について、「千葉市の保護上重要な野生生物—千葉市レッドリスト—」（平成16（2004）年5月 千葉市環境局環境保全部 環境保全推進課）をもとに整理した。

対象事業実施区域及びその周辺における植物群落の状況は、表6-1.28(1)～(2)に示すとおりである。対象事業実施区域が位置する若葉区には、スダジイ・タブノキ群落やイヌシデ・コナラ群落等がある。

なお、対象事業実施区域及びその周辺に特定植物群落はない。

表6-1.28(1) 植物群落の状況

番号	名称	所在地	選定基準 ^{注1)}	備考
1	スギ植林	若葉区（町名非公開） ^{注2)}	F、J	保存樹林（一部）
2	タブノキ・ケヤキ群落	中央区亥鼻、矢作町 （千葉大学医学部の森）	A、E	
3	スダジイ・タブノキ群落	若葉区東寺山町、原町	A、E	保存樹林（一部）
4	スダジイ群落	若葉区加曾利町 （国道126号沿いの斜面林）	A、E	保存樹林（一部）
5	スダジイ群落	若葉区大宮町 （日枝神社、泉福寺周辺）	A、E	保存樹林（一部）、社寺林
6	スダジイ群落、 イヌシデ・ケヤキ群落	若葉区大宮町（城の越の森）	A、E	保存樹林（一部）
7	スダジイ群落	中央区赤井町 （赤井町のスダジイ林）	A、E	保存樹林（一部）
8	スダジイ群落、 イヌシデ・コナラ群落	中央区星久喜町（三上神社の森）	A、E	保存樹林（一部）、社寺林
9	シラカシ群落、 イヌシデ・コナラ群落	若葉区若松町	E	保存樹林（一部）
10	ハンノキ・オニグルミ群落	中央区矢作町（丹後堰公園）	B、D	都市公園
11	イヌシデ・ケヤキ群落	中央区仁戸名町（月の木貝塚）	E	国指定文化財、都市計画緑地
12	イヌシデ・コナラ群落	若葉区桜木町 ^{注3)} 、小倉町 （加曾利貝塚周辺（坂月川沿いの斜面林））	E	保存樹林（一部）
13	イヌシデ・コナラ群落	若葉区富田町（いずみの森）	E	里山地区（一部）

注1) 植物群落選定基準は以下に示すとおりである。

A：極相林もしくはそれに近い自然林

B：市内では、きわめてまれな植物群落または個体群

C：分布域の南限、北限、隔離分布等、分布限界になる植物群落または個体群

D：砂丘、断崖地、塩沼地、河川、湿地等、特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの

E：郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの

F：過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等手が入っていないもの

G：乱獲その他人為の影響によって、市内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群

H：学術上重要な植物群落または個体群

I：特定種の生育環境として重要な植物群落

J：代償植生であっても、長期にわたる伝統的な管理により、特有の種構成が維持されている群落

注2) 町名を公表することにより、そこに生育・生息する種へ影響が及ぶ可能性があるため、町名を非公開としている。

注3) 所在地名は調査当時のものであり、加曾利貝塚周辺は現在若葉区桜木となっている。

出典：「千葉市の保護上重要な野生生物—千葉市レッドリスト—」（平成16（2004）年5月 千葉市環境局環境保全部 環境保全推進課）

表 6-1. 28(2) 植物群落の状況

番号	名称	所在地	選定基準 ^{注1)}	備考
14	イヌシデ・コナラ群落	若葉区野呂町 (泉自然公園)	E、I、J	近郊緑地特別保全地区、都市公園
15	コナラ・イヌシデ群落	緑区平川町 (ひらかの森)	E	里山地区(一部)
16	コナラ群落	若葉区富田町 (いずみの森)	E	里山地区(一部)
17	ヤナギモ群落	若葉区富田町	D、G	—
18	ヤナギモ群落	緑区平山町	D、G	—
19	チガヤ群落	若葉区 (町名非公開) ^{注2)}	I、J	—
20	ススキ群落	若葉区桜木町 ^{注3)} (加曾利貝塚周辺 (南貝塚))	I、J	国指定文化財、都市公園
21	ススキ群落	若葉区中野町	E、J	—
22	アズマネザサ群落	若葉区谷当町	E、J	—
23	アズマネザサ群落	若葉区谷当町	E、J	—
24	アズマネザサ群落	若葉区 (町名非公開) ^{注2)}	I	—
25	アズマネザサ・ワラビ群落	若葉区中野町	E	—

注1) 植物群落選定基準は以下に示すとおりである。

A: 極相林もしくはそれに近い自然林

B: 市内では、きわめてまれな植物群落または個体群

C: 分布域の南限、北限、隔離分布等、分布限界になる植物群落または個体群

D: 砂丘、断崖地、塩沼地、河川、湿地等、特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの

E: 郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの

F: 過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等手が入っていないもの

G: 乱獲その他人為の影響によって、市内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群

H: 学術上重要な植物群落または個体群

I: 特定種の生育環境として重要な植物群落

J: 代償植生であっても、長期にわたる伝統的な管理により、特有の種構成が維持されている群落

注2) 町名を公表することにより、そこに生育・生息する種へ影響が及ぶ可能性があるため、町名を非公開としている。

注3) 所在地名は調査当時のものであり、加曾利貝塚周辺は現在若葉区桜木となっている。

出典: 「千葉市の保護上重要な野生生物—千葉市レッドリスト—」(平成16(2004)年5月 千葉市環境局環境保全部 環境保全推進課)

5. 巨樹・巨木の状況

対象事業実施区域及びその周辺の巨樹・巨木の状況について、「第4回・6回 自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査」（環境省ホームページ）をもとに整理した。

対象事業実施区域及びその周辺で確認された巨樹・巨木は、表6-1.29及び図6-1.21に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺には、イチョウ、スギ、スダジイ等の巨樹・巨木がみられる。

表6-1.29 巨樹・巨木の状況

地点番号	樹種名	所在地	地点番号	樹種名	所在地
1	イチョウ	千葉県千葉市	31	ケヤキ	千葉県千葉市
2	ケヤキ	千葉県千葉市	32	イチョウ	千葉県千葉市
3	スダジイ	千葉県千葉市	33	ケヤキ	千葉県千葉市
4	スギ	千葉県千葉市	34	スダジイ	千葉県千葉市
5	スダジイ	千葉県千葉市	35	スダジイ	千葉県千葉市
6	スダジイ	千葉県千葉市	36	タブノキ	千葉県千葉市
7	スギ	千葉県千葉市	37	タブノキ	千葉県千葉市
8	ケヤキ	千葉県千葉市	38	スダジイ	千葉県千葉市
9	スギ	千葉県千葉市	39	スギ	千葉県千葉市
10	ケヤキ	千葉県千葉市	40	スギ	千葉県千葉市
11	スダジイ	千葉県千葉市	41	ケヤキ	千葉県四街道市
12	ケヤキ	千葉県千葉市	42	スギ	千葉県千葉市
13	クスノキ	千葉県千葉市	43	カヤ	千葉県千葉市
14	クスノキ	千葉県千葉市	44	ケヤキ	千葉県四街道市
15	クスノキ	千葉県千葉市	45	シダレザクラ	千葉県四街道市
16	クスノキ	千葉県千葉市	46	スギ	千葉県千葉市
17	スダジイ	千葉県千葉市	47	スギ	千葉県千葉市
18	スギ	千葉県千葉市	48	スギ	千葉県千葉市
19	スダジイ	千葉県千葉市	49	スギ	千葉県千葉市
20	スダジイ	千葉県千葉市	50	イチョウ	千葉県佐倉市
21	スダジイ	千葉県千葉市	51	スギ	千葉県佐倉市
22	エノキ	千葉県千葉市	52	スダジイ	千葉県佐倉市
23	ケヤキ	千葉県千葉市	53	イチョウ	千葉県四街道市
24	ケヤキ	千葉県千葉市	54	イチョウ	千葉県四街道市
25	スダジイ	千葉県千葉市	55	エノキ	千葉県四街道市
26	イチョウ	千葉県千葉市	56	スギ	千葉県四街道市
27	スギ	千葉県千葉市	57	スダジイ	千葉県四街道市
28	スダジイ	千葉県千葉市	58	ケヤキ	千葉県四街道市
29	スギ	千葉県千葉市	59	カヤ	千葉県四街道市
30	イチョウ	千葉県千葉市			

出典：「第4回・6回 自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査」（環境省ホームページ）

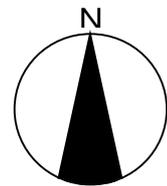


凡 例

- ◎ 対象事業実施区域
- · - 市境
- - - 区境
- 巨樹・巨木

出典：「第4回・第6回 自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査」（環境省ホームページ）

この地図は、国土地理院発行の1：50,000地形図「千葉」「東金」を使用し、1：70,000の縮尺に編集したものである。



1 : 70, 000
0 700m 1km 2km

図 6-1.21 巨樹・巨木の状況

6-1-13 動物の生息の状況

1. 動物相の状況

動物相の状況については、既存資料調査を行い整理した。

(1) 文献調査

対象事業実施区域及びその周辺の動物相の状況について、既存資料を整理した。

確認した文献等は、表6-1.30に示すとおりである。

表6-1.30 動物相の確認文献等

	文 献 名	整理の対象とした種
A	「千葉県の保護上重要な野生生物－千葉県レッドデータブック－動物編 2011年改訂版」 (2011年3月 千葉県環境生活部自然保護課)	調査対象とした野生動物（哺乳類、鳥類、爬虫類・両生類、淡水産魚類、昆虫類、陸産及び陸水産甲殻類、十脚甲殻類、貝類）のうち千葉市若葉区、中央区、稲毛区、緑区、佐倉市、四街道市、八街市で確認された種（海域及び沿岸部のみで確認された種及び「千葉県の保護上重要な野生生物－千葉県レッドデータブック－動物編 2011年改訂版」または「千葉市の保護上重要な野生生物－千葉市レッドリスト」で消息不明・絶滅生物に指定されており、かつその他の文献で生息が確認されていない種については除いている）
B	「千葉市の保護上重要な野生生物－千葉市レッドリスト」 (平成16(2004)年5月 千葉市環境局環境保全部環境保全推進課)	調査対象とした野生動物（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、淡水産魚類、無脊椎動物（昆虫類、エビ目、ワラジムシ目、貝類、淡水産コケムシ類）のうち千葉市で確認された種（海域及び沿岸部のみで確認された種及び「千葉県の保護上重要な野生生物－千葉県レッドデータブック－動物編 2011年改訂版」または「千葉市の保護上重要な野生生物－千葉市レッドリスト」で消息不明・絶滅生物に指定されており、かつその他の文献で生息が確認されていない種については除いている）
C	「いきものログ」 (環境省 生物多様性センターホームページ)	調査対象とした野生動物（哺乳類、鳥類、爬虫類・両生類、淡水産魚類、昆虫類、陸産及び陸水産甲殻類、十脚甲殻類、貝類）のうち千葉市若葉区、中央区、稲毛区、緑区、佐倉市、四街道市、八街市で確認された種（海域及び沿岸部のみで確認された種及び「千葉県の保護上重要な野生生物－千葉県レッドデータブック－動物編 2011年改訂版」または「千葉市の保護上重要な野生生物－千葉市レッドリスト」で消息不明・絶滅生物に指定されており、かつその他の文献で生息が確認されていない種については除いている）

2. 注目すべき種の状況

文献調査で確認された種について、国、千葉県、千葉市及び各自治体が指定する選定根拠に基づき注目すべき種の指定状況を整理した。

(1) 選定根拠・基準

注目すべき動物種の選定根拠は表6-1.31に、選定基準は表6-1.32に示すとおりである。

表6-1.31 注目すべき動物種の選定根拠

選定根拠		選定基準
法令 による指 定	① 「文化財保護法」(昭和25年5月30日 法律第214号)	・特別天然記念物(特天) ・国指定天然記念物(国天)
	② 「千葉県文化財保護条例」(昭和30年3月29日 条例第8号)	・県指定天然記念物(県天)
	③ 「千葉市文化財保護条例」(昭和33年10月7日 条例第18号) 「佐倉市文化財保護条例」(昭和51年3月29日 条例第8号) 「四街道市文化財の保護に関する条例」(平成46年6月17日 条例第12号) 「八街市文化財保護に関する条例」(昭和49年9月14日 条例第25号)	・市指定天然記念物(市天)
	④ 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」 (平成4年6月5日 法律第75号)	・国内希少野生動植物種(国内) ・国際希少野生動植物種(国際) ・特定国内希少野生動植物種(特定) ・緊急指定種(緊急)
文献 による指 定	⑤ 「絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト」 (平成29年3月31日改訂 環境省)	・絶滅(EX) ・野生絶滅(EW) ・絶滅危惧I類(CR+EN) ・絶滅危惧IA類(CR) ・絶滅危惧IB類(EN) ・絶滅危惧II類(VU) ・準絶滅危惧(NT) ・情報不足(DD) ・地域個体群(LP)
	⑥ 「千葉県の保護上重要な野生生物 —千葉県レッドデータブック—動物編 2011年改訂版」 (2011年3月 千葉県環境生活部自然保護課)	・消息不明・絶滅生物(X) ・野生絶滅生物(EW) ・最重要保護生物(A) ・重要保護生物(B) ・要保護生物(C) ・一般保護生物(D) ・保護参考雑種(RH)
	⑦ 「千葉市の保護上重要な野生生物—千葉市レッドリスト—」 (平成16(2004)年5月 千葉市環境局環境保全部 環境保全推進課)	・消息不明・絶滅生物(X) ・最重要保護生物(A) ・重要保護生物(B) ・要保護生物(C)

表6-1.32 注目すべき動物種の選定基準

選定基準		評価基準	
①	特別天然記念物	国指定天然記念物のうち特に重要な記念物について指定する。	
	国指定天然記念物	国指定文化財のうち、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの。	
②	県指定天然記念物	県指定文化財のうち、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）で県にとって学術上価値の高いもの。	
③	市指定天然記念物	市指定文化財のうち、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）で市にとって学術上価値の高いもの。	
④	国内希少野生動物種	その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動物の種であって、政令で定めるもの。	
	国際希少野生動物種	国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動物の種（国内希少野生動物種を除く。）であって、政令で定めるもの。	
	特定国内希少野生動物種	次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動物種であって、政令で定めるものをいう。 一 商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること。 二 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。	
	緊急指定種	環境大臣が、国内希少野生動物種及び国際希少野生動物種以外の野生動物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときに指定する種。	
⑤	絶滅 (EX)	我が国ではすでに絶滅したと考えられる種。	
	野生絶滅 (EW)	飼育・栽培下でのみ存続している種。	
	絶滅危惧	絶滅危惧 I 類 (CR+EN)	絶滅の危機に瀕している種。
		絶滅危惧 I A 類 (CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
		絶滅危惧 I B 類 (EN)	I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
		絶滅危惧 II 類 (VU)	絶滅の危険が増大している種。
		準絶滅危惧 (NT)	存続基盤が脆弱な種。
		情報不足 (DD)	評価するだけの情報が不足している種。
	地域個体群 (LP)	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。	
⑥	消息不明・絶滅生物 (X)	かつては生息・生育が確認されていたにもかかわらず、近年長期（およそ 50 年間）にわたって確実な生存情報がなく、千葉県から絶滅した可能性の強い生物。	
	野生絶滅生物 (EW)	かつては千葉県に生息・生育していた生物の種類が、野生・自生では見られなくなったにもかかわらず、かつて千葉県に野生していた個体群の子孫が、飼育・栽培などによって、維持されているもの。特に埋土種子や埋土胞子などから再生した個体がありながら、本来の自生地では環境の変化によって生息・生育が維持できない状態の生物。	
	最重要保護生物 (A)	個体数が極めて少ない、生息・生育環境が極めて限られている、生息・生育地のほとんどが環境変化の危機にある、などの状況にある生物。放置すれば近々にも千葉県から絶滅、あるいはそれに近い状態になるおそれがあるもの。	
	重要保護生物 (B)	個体数がかなり少ない、生息・生育環境がかなり限られている、生息・生育地のほとんどで環境変化の可能性があり、などの状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、近い将来カテゴリー A への移行が必至と考えられるもの。	
	要保護生物 (C)	個体数が少ない、生息・生育環境が限られている、生息・生育地の多くで環境変化の可能性があり、などの状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、将来カテゴリー B に移行することが予測されるもの。	
	一般保護生物 (D)	個体数が少ない、生息・生育環境が限られている、生息・生育地の多くで環境変化の可能性があり、などの状況にある生物。放置すれば個体数の減少は避けられず、自然環境の構成要素としての役割が著しく衰退する可能性があり、将来カテゴリー C に移行することが予測されるもの。	
	保護参考雑種 (RH)	自然界において形成されることが稀な雑種であって、個体数が著しく少なく、分布地域および生育環境が著しく限定されているもの。	
⑦	消息不明・絶滅生物 (X)	かつては生息・生育が確認されていたにもかかわらず、近年長期にわたって確実な生存情報がなく、千葉市から絶滅した可能性の高い生物。	
	最重要保護生物 (A)	個体数が極めて少ない、生息・生育環境が極めて限られている、生息・生育地のほとんどが環境変化の危機にある、などの状況にある生物。放置すれば近々にも千葉市から絶滅、あるいはそれに近い状態になるおそれがあるもの。	
	重要保護生物 (B)	個体数がかなり少ない、生息・生育環境がかなり限られている、生息・生育地の多くで環境変化の可能性が高い、などの状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、近い将来カテゴリー A への移行が必至と考えられるもの。	
	要保護生物 (C)	個体数が少ない、生息・生育環境が限られている、生息・生育地の多くで環境変化の可能性があり、などの状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、将来カテゴリー B または A に移行することが予測されるもの。	

注) 表中の①～⑦は、表 6-1.31 に示した法令、文献番号と一致している。

(2) 文献調査により確認された注目すべき種

① 哺乳類

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている注目すべき動物種（哺乳類）は、表6-1.33に示すとおり、10科19種である。

表6-1.33 注目すべき動物種（哺乳類）の状況

No.	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	トガリネズミ科	ジネズミ						D	
2	モグラ科	ヒミズ						D	A
3	キクガシラコウモリ科	コキクガシラコウモリ						C	
4		キクガシラコウモリ						C	
5	ヒナコウモリ科	モモジロコウモリ						B	
6		ヒナコウモリ						情報不足	
7		ユビナガコウモリ						D	
8	オナガザル科	ニホンザル						C	
9	ウサギ科	ノウサギ							B
10	リス科	ニホンリス						C	A
11	ネズミ科	ハタネズミ							A
12		アカネズミ							C
13		ヒメネズミ						D	A
14		カヤネズミ						D	B
15	イヌ科	タヌキ							B
16		キツネ						B	X
17	イタチ科	テン						D	
18		イタチ							B
19		ニホンアナグマ						C	X
合計	10科	19種	0種	0種	0種	0種	0種	14種	11種

注1) 指定状況の①～⑦は、表6-1.31、表6-1.32及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注2) 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

① / 特天:特別天然記念物、国天:国指定天然記念物

② / 県天:県指定天然記念物

③ / 市天:市指定天然記念物

④ / 国際:国際希少野生動植物種、国内:国内希少野生動植物種、特国内:特定国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種

⑤ / EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足
LP:地域個体群

⑥ / X:消息不明・絶滅生物、EW:野生絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物、D:一般保護生物、RH:保護参考雑種

⑦ / X:消息不明・絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物

注3) ヒナコウモリは、千葉県内において、これまでの報告数が少数のため、“情報不足”としている。

② 鳥類

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている注目すべき動物種（鳥類）は、表6-1.34(1)～(4)に示すとおり、38科127種である。

表6-1.34(1) 注目すべき動物種（鳥類）の状況

No.	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	カイツブリ科	カイツブリ						C	C
2		カンムリカイツブリ						D	C
3	ウ科	カワウ						D	
4	サギ科	サンカノゴイ					EN	A	
5		ヨシゴイ					NT	A	A
6		ミゾゴイ					VU	A	
7		ダイサギ						C	C
8		チュウサギ					NT	B	C
9		コサギ						C	B
10		カラシラサギ					NT	A	
11		トキ科	クロツラヘラサギ					EN	A
12	カモ科	オシドリ					DD	B	C
13		トモエガモ					VU	B	B
14		ヨシガモ						B	B
15		オカヨシガモ						C	C
16		アカハジロ					DD	A	
17		スズガモ						D	C
18		クロガモ							B
19		ビロードキンクロ						B	
20		シノリガモ						D	
21		ホオジロガモ						B	
22		ウミアイサ						D	
23	タカ科	ミサゴ					NT	B	B
24		ハチクマ					NT	B	
25		トビ						D	B
26		オジロワシ	天			国内	VU	B	
27		オオワシ	天			国内	VU	B	
28		オオタカ				国内	NT	B	B
29		ツミ						C	B
30		ハイタカ					NT	B	C
31		ノスリ						C	C
32		サシバ					VU	A	B
33		チュウヒ					EN	A	B
34		ハヤブサ科	ハヤブサ				国内	VU	B
35	チョウゲンボウ							D	

注1) 指定状況の①～⑦は、表6-1.31、表6-1.32及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注2) 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

- ① / 特天:特別天然記念物、国天:国指定天然記念物
- ② / 県天:県指定天然記念物
- ③ / 市天:市指定天然記念物
- ④ / 国際:国際希少野生動植物種、国内:国内希少野生動植物種、特国内:特定国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種
- ⑤ / EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群
- ⑥ / X:消息不明・絶滅生物、EW:野生絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物、D:一般保護生物、RH:保護参考雑種
- ⑦ / X:消息不明・絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物

表6-1.34(2) 注目すべき動物種（鳥類）の状況

No.	科名	種名	指定状況						
			④	②	③	④	⑤	⑥	⑦
36	キジ科	ウズラ					VU	A	
37		ヤマドリ						C	
38	ツル科	クロヅル					DD	C	
39		ナベヅル				国際	VU	C	
40		カナダヅル						C	
41		マナヅル				国際	VU	C	
42	クイナ科	クイナ						X	A
43		ヒクイナ					NT	A	A
44		シマクイナ					EN	A	
45		バン						B	B
46		オオバン						C	C
47	タマシギ科	タマシギ					VU	A	A
48	チドリ科	コチドリ						B	B
49		イカルチドリ						C	B
50		ムナグロ						D	C
51		ケリ					DD	A	
52		タゲリ						C	B
53	シギ科	キョウジョシギ						C	B
54		トウネン						D	B
55		ウズラシギ						B	B
56		ハマシギ					NT	B	A
57		キリアイ						B	A
58		ツルシギ					VU	B	A
59		アオアシシギ						D	C
60		クサシギ						D	C
61		タカブシギ					VU	B	A
62		キアシシギ						C	B
63		イソシギ						A	B
64		ソリハシギ						C	B
65		オグロシギ						C	B
66		ホウロクシギ				国際	VU	A	B
67	チュウシャクシギ						C	C	
68	ハリモモチュウシャク						A		
69	チュウジシギ						A		
70	オオジシギ					NT	A		
71	セイタカシギ科	セイタカシギ					VU	A	B
72	ツバメチドリ科	ツバメチドリ					VU	A	
73	カモメ科	アジサシ							C
74		コアジサシ					VU	A	B
75	ハト科	シラコバト					EN	B	
76		アオバト						B	

注1) 指定状況の①～⑦は、表6-1.31、表6-1.32及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注2) 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

- ① / 特天:特別天然記念物、国天:国指定天然記念物
- ② / 県天:県指定天然記念物
- ③ / 市天:市指定天然記念物
- ④ / 国際:国際希少野生動物種、国内:国内希少野生動物種、特国内:特定国内希少野生動物種、緊急:緊急指定種
- ⑤ / EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群
- ⑥ / X:消息不明・絶滅生物、EW:野生絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物、D:一般保護生物、RH:保護参考雑種
- ⑦ / X:消息不明・絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物

表 6-1. 34(3) 注目すべき動物種（鳥類）の状況

No.	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
77	カッコウ科	カッコウ						C	
78		ツツドリ						C	
79		ホトトギス						C	B
80	フクロウ科	トラフズク						C	B
81		コミミズク						A	B
82		オオコノハズク						B	
83		アオバズク						A	A
84		フクロウ						B	A
85	ヨタカ科	ヨタカ					NT	X	A
86	アマツバメ科	ヒメアマツバメ						C	
87		アマツバメ						A	
88	カワセミ科	ヤマセミ						B	
89		カワセミ						C	C
90	キツツキ科	アオゲラ						C	
91		アカゲラ						C	
92	ヒバリ科	ヒバリ						D	B
93	ツバメ科	ツバメ						D	C
94		コシアカツバメ						B	
95		イワツバメ						D	C
96	セキレイ科	キセキレイ						B	B
97		セグロセキレイ							C
98	ミソサザイ科	ミソサザイ						C	
99	イワヒバリ科	イワヒバリ						C	
100		カヤクグリ						D	
101	ツグミ科	イソヒヨドリ						C	
102		トラツグミ						A	C
103		クロツグミ						A	
104		アカコッコ	天				EN	A	
105	ウグイス科	ヤブサメ						C	C
106		ウグイス							C
107		オオセッカ				国内	EN	A	
108		コヨシキリ						D	B
109		オオヨシキリ						D	C
110		センダイムシクイ						C	
111		セッカ						D	C
112	ヒタキ科	キビタキ						A	
113		オオルリ						B	
114		コサメビタキ						A	

注1) 指定状況の①～⑦は、表6-1.31、表6-1.32及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注2) 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

① / 特天:特別天然記念物、国天:国指定天然記念物

② / 県天:県指定天然記念物

③ / 市天:市指定天然記念物

④ / 国際:国際希少野生動植物種、国内:国内希少野生動植物種、特国内:特定国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種

⑤ / EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群

⑥ / X:消息不明・絶滅生物、EW:野生絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物、D:一般保護生物、RH:保護参考雑種

⑦ / X:消息不明・絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物

表 6-1. 34(4) 注目すべき動物種（鳥類）の状況

No.	科名	種名	指定状況							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
115	カササギヒタキ科	サンコウチョウ							A	
116	エナガ科	エナガ								C
117	シジュウカラ科	ヤマガラ								C
118	メジロ科	メジロ								C
119	ホオジロ科	ホオジロ							C	B
120		コジュリン					VU		A	
121		ホオアカ							C	
122		カシラダカ								C
123		クロジ								D
124		オオジュリン							D	C
125		アトリ科	ハギマシコ							C
126	イカル								D	
127	カラス科	カケス							C	C
合計	38 科	127 種	3 種	0 種	0 種	8 種	39 種	119 種	73 種	

注1) 指定状況の①～⑦は、表6-1. 31、表6-1. 32及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注2) 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

① / 特天:特別天然記念物、国天:国指定天然記念物

② / 県天:県指定天然記念物

③ / 市天:市指定天然記念物

④ / 国際:国際希少野生動植物種、国内:国内希少野生動植物種、特国内:特定国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種

⑤ / EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群

⑥ / X:消息不明・絶滅生物、EW:野生絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物、D:一般保護生物、RH:保護参考雑種

⑦ / X:消息不明・絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物

③ 爬虫類

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている注目すべき動物種（爬虫類）は、表6-1.35に示すとおり、7科13種である。

表6-1.35 注目すべき動物種（爬虫類）の状況

No.	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	イシガメ科	ニホンイシガメ					NT	A	A
2		クサガメ						情報不足	C
3	スッポン科	ニホンスッポン					DD	情報不足	X
4	ヤモリ科	ニホンヤモリ						D	C
5	トカゲ科	ニホントカゲ						B	B
6	カナヘビ科	ニホンカナヘビ						D	
7	ナミヘビ科	ヒバカリ						D	C
8		シロマダラ						B	B
9		アオダイショウ						D	C
10		シマヘビ						C	B
11		ジムグリ						B	B
12		ヤマカガシ						D	C
13	クサリヘビ科	ニホンマムシ						B	B
合計	7科	13種	0種	0種	0種	0種	2種	13種	12種

注1) 指定状況の①～⑦は、表6-1.31、表6-1.32及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注2) 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

① / 特天:特別天然記念物、国天:国指定天然記念物

② / 県天:県指定天然記念物

③ / 市天:市指定天然記念物

④ / 国際:国際希少野生動植物種、国内:国内希少野生動植物種、特国内:特定国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種

⑤ / EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群

⑥ / X:消息不明・絶滅生物、EW:野生絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物、D:一般保護生物、RH:保護参考雑種

⑦ / X:消息不明・絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物

注3) クサガメは、分子遺伝学的研究によって外来種であると判定されたが、在来種である可能性も残されているため“情報不足”としている。

注4) ニホンスッポンは、飼育個体が逃げ出した可能性があるため“情報不足”としている。

④ 両生類

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている注目すべき動物種（両生類）は、表6-1.36に示すとおり、5科11種である。

表6-1.36 注目すべき動物種（両生類）の状況

No.	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	サンショウウオ科	トウキョウサンショウウオ					VU	A	A
2	イモリ科	アカハライモリ					NT	A	A
3	ヒキガエル科	アズマヒキガエル						C	C
4	アカガエル科	タゴガエル						B	
5		ニホンアカガエル						A	A
6		ヤマアカガエル						C	
7		トウキョウダルマガエル					NT	B	A
8		ツチガエル						A	X
9	アオガエル科	シュレーゲルアオガエル						D	C
10		モリアオガエル						C	
11		カジカガエル						B	
合計	5科	11種	0種	0種	0種	0種	3種	11種	7種

注1) 指定状況の①～⑦は、表6-1.31、表6-1.32及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注2) 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

① / 特天:特別天然記念物、国天:国指定天然記念物

② / 県天:県指定天然記念物

③ / 市天:市指定天然記念物

④ / 国際:国際希少野生動植物種、国内:国内希少野生動植物種、特国内:特定国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種

⑤ / EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群

⑥ / X:消息不明・絶滅生物、EW:野生絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物、D:一般保護生物、RH:保護参考雑種

⑦ / X:消息不明・絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物

⑤ 昆虫類

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている注目すべき動物種（昆虫類）は、表6-1.37(1)～(12)に示すとおり、134科420種である。

表6-1.37(1) 注目すべき動物種（昆虫類）の状況

No.	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	ヒラタカゲロウ科	サトキハダヒラタカゲロウ						A	A
2	ヒトリガカゲロウ科	ヒトリガカゲロウ					NT	A	
3	フタオカゲロウ科	オオフタオカゲロウ							C
4	シロイロカゲロウ科	アカツキシロカゲロウ					NT	D	
5	マダラカゲロウ科	イシワタマダラカゲロウ						D	
6	ヒメシロカゲロウ科	ミツトゲヒメシロカゲロウ						D	
7	アオイトトンボ科	ホソミオツネトンボ							B
8		アオイトトンボ						C	B
9		オオアオイトトンボ							C
10		オツネトンボ						A	
11	イトトンボ科	ホソミイトトンボ						A	A
12		キイトトンボ						C	A
13		ベニイトトンボ					NT	A	
14		ヒヌマイトトンボ					EN	A	
15		モートンイトトンボ					NT	B	A
16		セスジイトトンボ						C	
17		オオセスジイトトンボ					EN	A	
18		ムスジイトトンボ						B	A
19		オオイトトンボ						B	B
20	モノサシトンボ科	モノサシトンボ						C	
21		オオモノサシトンボ					EN	A	
22	カワトンボ科	ハグロトンボ							C
23		ニホンカワトンボ							C
24	ヤンマ科	ネアカヨシヤンマ					NT	B	
25		アオヤンマ					NT	B	B
26		マルタンヤンマ						C	
27		クロスジギンヤンマ						D	
28		ギンヤンマ							C
29		コシボソヤンマ						C	
30		カトリヤンマ						B	
31		ヤブヤンマ						D	
32		サラサヤンマ						D	B

注1) 指定状況の①～⑦は、表6-1.31、表6-1.32及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注2) 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

① / 特天:特別天然記念物、国天:国指定天然記念物

② / 県天:県指定天然記念物

③ / 市天:市指定天然記念物

④ / 国際:国際希少野生動植物種、国内:国内希少野生動植物種、特国内:特定国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種

⑤ / EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群

⑥ / X:消息不明・絶滅生物、EW:野生絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物、D:一般保護生物、RH:保護参考雑種

⑦ / X:消息不明・絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物

表6-1.37(2) 注目すべき動物種（昆虫類）の状況

No.	科名	種名	指定状況								
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
33	サナエトンボ科	ミヤマサナエ							A		
34		ヤマサナエ							D	C	
35		キイロサナエ					NT		B		
36		ダビドサナエ							C		
37		オナガサナエ							B		
38		アオサナエ							B		
39		ホンサナエ							B		
40		ウチワヤンマ							D	A	
41		オジロサナエ							A		
42		ナゴヤサナエ					VU		A		
43		コサナエ							B		
44		エゾトンボ科	トラフトンボ							A	A
45			オオヤマトンボ								B
46	コヤマトンボ									B	
47	キイロヤマトンボ						NT		A		
48	ハネビロエゾトンボ						VU		A		
49	タカネトンボ								B		
50	トンボ科	ショウジョウトンボ								C	
51		コフキトンボ								C	
52		ヨツボシトンボ							A		
53		ハラビロトンボ							B	B	
54		コシアキトンボ								C	
55		チョウトンボ							D	B	
56		コノシメトンボ							D	C	
57		マユタテアカネ								C	
58		マイコアカネ								C	
59		ヒメアカネ							A		
60		リスアカネ							B		
61		ネキトンボ							A		
62	オオゴキブリ科	オオゴキブリ							D		
63	ヒメカマキリ科	ヒメカマキリ							C		
64	カマキリ科	ヒナカマキリ							D		
65	カワゲラ科	クロヒゲカワゲラ							D		
66	アミメカワゲラ科	フタスジクサカワゲラ								C	
67		(アイズクサカワゲラとして記録された)クサカワゲラ属の一種							A		
68	クツワムシ科	クツワムシ							C	A	

注1) 指定状況の①～⑦は、表6-1.31、表6-1.32及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注2) 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

① / 特天:特別天然記念物、国天:国指定天然記念物

② / 県天:県指定天然記念物

③ / 市天:市指定天然記念物

④ / 国際:国際希少野生動植物種、国内:国内希少野生動植物種、特国内:特定国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種

⑤ / EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群

⑥ / X:消息不明・絶滅生物、EW:野生絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物、D:一般保護生物、RH:保護参考雑種

⑦ / X:消息不明・絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物

表6-1.37(3) 注目すべき動物種（昆虫類）の状況

No.	科名	種名	指定状況							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
69	ツユムシ科	エゾツユムシ								C
70	キリギリス科	ヒガシキリギリス								B
71		オオクサキリ						A		
72		カスミササキリ						A		
73		ヒサゴクサキリ						B		
74	マツムシ科	クチキコオロギ							D	
75		カヤコオロギ						A		
76		マツムシ							D	
77	コオロギ科	オオオカメコオロギ							A	
78		クロツヤコオロギ							B	
79		ナツノツツレサセコオロギ							D	
80		コガタコオロギ							B	
81	ヒバリモドキ科	キンヒバリ								C
82		リュウキュウチビスズ							B	
83	バッタ科	ヤマトマダラバッタ							A	
84		ショウリョウバッタモドキ								C
85		イナゴモドキ							A	
86	イナゴ科	ヤマトフキバッタ								B
87		セグロイナゴ							A	X
88	ヒシバッタ科	ボウソウサワヒシバッタ							B	
89	ナナフシ科	トゲナナフシ							C	
90	セミ科	ヒメハルゼミ								D
91		ヒグラシ								C
92		ハルゼミ							A	A
93	サシガメ科	オオトビサシガメ								C
94		クロバアカサシガメ							C	C
95	ハナカメムシ科	ズイムシハナカメムシ					NT	A		
96	マキバサシガメ科	キバネアシブトマキバサシガメ							B	
97	ヘリカメムシ科	アズキヘリカメムシ							C	
98	ナガカメムシ科	ヒメジュウジナガカメムシ							D	
99	ツノカメムシ科	オオツノカメムシ							C	
100		ベニモンツノカメムシ							C	C
101		フタバシツチカメムシ							C	
102	ツチカメムシ科	ヨコヅナツチカメムシ							C	

注1) 指定状況の①～⑦は、表6-1.31、表6-1.32及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注2) 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

① / 特天:特別天然記念物、国天:国指定天然記念物

② / 県天:県指定天然記念物

③ / 市天:市指定天然記念物

④ / 国際:国際希少野生動植物種、国内:国内希少野生動植物種、特国内:特定国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種

⑤ / EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群

⑥ / X:消息不明・絶滅生物、EW:野生絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物、D:一般保護生物、RH:保護参考雑種

⑦ / X:消息不明・絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物

表6-1.37(4) 注目すべき動物種（昆虫類）の状況

No.	科名	種名	指定状況							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
103	カメムシ科	トゲカメムシ							C	
104		ハナダカカメムシ							D	C
105		キュウシュウクチブトカメムシ							A	
106		トホシカメムシ							C	
107		イネカメムシ							C	
108		ルリクチブトカメムシ							D	
109	キンカメムシ科	オオキンカメムシ							C	
110	クヌギカメムシ科	ナシカメムシ							C	C
111	アメンボ科	オオアメンボ							D	
112		エサキアメンボ					NT		B	
113		ハネナシアメンボ							B	
114	イトアメンボ科	イトアメンボ					VU		A	
115	コオイムシ科	コオイムシ					NT			A
116		タガメ					VU		A	
117	タイコウチ科	ヒメミズカマキリ							B	
118	ナベブタムシ科	ナベブタムシ							A	
119	コバンムシ科	コバンムシ					EN		A	
120	アブラムシ科	ヤシャブシトゲマダラアブラムシ								C
121	ヘビトンボ科	タイリククロスジヘビトンボ								C
122		ヘビトンボ								C
123	センブリ科	ネグロセンブリ								A
124	ラクダムシ科	ラクダムシ								A
125	カマキリモドキ科	ヒメカマキリモドキ							B	C
126	ツノトンボ科	キバネツノトンボ								C
127		ツノトンボ							C	C
128	ガガンボモドキ科	ガガンボモドキ							C	A
129	シリアゲムシ科	キシタトゲシリアゲ							B	
130		ヤマトシリアゲ							D	B
131		ホシシリアゲ							C	
132		ミスジシリアゲ							C	
133	ナガレトビケラ科	キヨスミナガレトビケラ							C	
134	ツノツツトビケラ科	ツノツツトビケラ							C	
135	カクスイトビケラ科	オオハラツツトビケラ							C	

注1) 指定状況の①～⑦は、表6-1.31、表6-1.32及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注2) 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

- ① / 特天:特別天然記念物、国天:国指定天然記念物
- ② / 県天:県指定天然記念物
- ③ / 市天:市指定天然記念物
- ④ / 国際:国際希少野生動植物種、国内:国内希少野生動植物種、特国内:特定国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種
- ⑤ / EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群
- ⑥ / X:消息不明・絶滅生物、EW:野生絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物、D:一般保護生物、RH:保護参考雑種
- ⑦ / X:消息不明・絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物

表6-1.37(5) 注目すべき動物種（昆虫類）の状況

No.	科名	種名	指定状況								
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
136	カタツムリトビケラ科	カタツムリトビケラ							C		
137	カクツツトビケラ科	トウヨウカクツツトビケラ							D	C	
138	ヒゲナガトビケラ科	ミサキツノトビケラ							A		
139	エグリトビケラ科	セグロトビケラ							B		
140		エグリトビケラ							B		
141		トビイロトビケラ							C		
142		ホタルトビケラ									B
143		ウルマートビイロトビケラ								C	
144	トビケラ科	ツマグロトビケラ							A		
145	マルバネトビケラ科	マルバネトビケラ							D	B	
146	ケトビケラ科	グマガトビケラ							C	C	
147	コウモリガ科	コウモリガ								A	
148	セセリチョウ科	アオバセセリ本土亜種								B	
149		ミヤマセセリ								B	B
150		ホソバセセリ								B	B
151		ギンイチモンジセセリ						NT		D	
152		ヒメキマダラセセリ								D	
153		ミヤマチャバネセセリ								C	
154		オオチャバネセセリ								B	C
155		シジミチョウ科	ミズイロオナガシジミ								C
156	ウラゴマダラシジミ									C	
157	ルーミスシジミ							VU		C	
158	コツバメ									B	B
159	オオミドリシジミ									C	C
160	アカシジミ									C	C
161	ウラナミアカシジミ									C	C
162	ミドリシジミ									C	B
163	トラフシジミ									D	
164	ウラキンシジミ									A	
165	シルビアシジミ							EN	B	X	
166	タテハチョウ科	コムラサキ								C	B
167		ミドリヒョウモン								C	B
168		オオウラギンスジヒョウモン								A	A
169		スミナガシ本土亜種								B	
170		ウラギンヒョウモン								A	
171		アサマイチモンジ								C	X
172		ジャノメチョウ								C	C
173		ヤマキマダラヒカゲ房総亜種								C	

注1) 指定状況の①～⑦は、表6-1.31、表6-1.32及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注2) 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

- ① / 特天:特別天然記念物、国天:国指定天然記念物
- ② / 県天:県指定天然記念物
- ③ / 市天:市指定天然記念物
- ④ / 国際:国際希少野生動植物種、国内:国内希少野生動植物種、特国内:特定国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種
- ⑤ / EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IIA類、EN:絶滅危惧IIB類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群
- ⑥ / X:消息不明・絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物、D:一般保護生物、RH:保護参考雑種
- ⑦ / X:消息不明・絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物

表6-1.37(6) 注目すべき動物種（昆虫類）の状況

No.	科名	種名	指定状況							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
174	タテハチョウ科	クモガタヒョウモン						A	X	
175		ミスジチョウ						C	B	
176		ヒオドシチョウ						B	B	
177		アサギマダラ						D		
178		オオムラサキ					NT	B	A	
179	アゲハチョウ科	オナガアゲハ						C	C	
180	アゲハモドキガ科	アゲハモドキ							B	
181	イボタガ科	イボタガ							B	
182	カレハガ科	カレハガ							A	
183		ヤマダカレハ							A	
184	ヤママユガ科	エゾヨツメ							B	
185		ヤママユ							C	
186		ウスタビガ							B	
187		シンジュサン本州以西亜種								B
188		クスサン								B
189	スズメガ科	ホソバズメ							A	
190		オビグロスズメ						A		
191	シャチホコガ科	ハイイロシャチホコ							B	
192		カバイロシャチホコ					NT	A		
193	ヒトリガ科	マエアカヒトリ					NT	X	X	
194		ヒトリガ						D	X	
195	ヤガ科	ウスズミケンモン					NT	A		
196		フサヒゲオビキリガ							C	
197		ヒメハガタヨトウ							B	
198		ガマヨトウ					VU	C		
199		コシロシタバ					NT	D		
200		オニベニシタバ						D		
201		ジョナスキシタバ						D	B	
202		コガタキシタバ							C	
203		アトジロキリガ							B	
204		ホソバオビキリガ						C	A	
205		サヌキキリガ						D		
206		ウスミモンキリガ					NT	D	A	
207		ミスジキリガ					NT	B	X	

注1) 指定状況の①～⑦は、表6-1.31、表6-1.32及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注2) 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

① / 特天:特別天然記念物、国天:国指定天然記念物

② / 県天:県指定天然記念物

③ / 市天:市指定天然記念物

④ / 国際:国際希少野生動植物種、国内:国内希少野生動植物種、特国内:特定国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種

⑤ / EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧II類、EN:絶滅危惧III類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群

⑥ / X:消息不明・絶滅生物、EW:野生絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物、D:一般保護生物、RH:保護参考雑種

⑦ / X:消息不明・絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物

表6-1. 37(7) 注目すべき動物種（昆虫類）の状況

No.	科名	種名	指定状況								
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
208	ヤガ科	ヤクシマキリガ							B		
209		カバイロキョトウ							B		
210		ツマグロキョトウ							B		
211		オオチャバネヨトウ					VU		C	A	
212		マエグロシラオビアカガネヨトウ								B	
213		イチモジヒメヨトウ					VU		C		
214		クロスジキリガ								C	
215		コブガ科	ツクシアオリガ								C
216	アブ科	ヨスジキンメアブ							D		
217		イシハラアブ							A		
218		ハタケヤマアブ							D		
219		シロスネアブ							D		
220		キンイロアブ							B		
221		ハナアブ科	マガリモンハナアブ							B	
222	カクモンハラブトハナアブ								C		
223	カワムラモブトハナアブ								B		
224	コブアリノスアブ								A		
225	カルマイツヤタマヒラタアブ								C		
226	キヒゲアシブトハナアブ								B		
227	クロバエ科	シリブトミドリバエ							D		
228	イエバエ科	コガタトゲアシメマトイ							B		
229	ニクバエ科	ヒグラシヤチニクバエ							B		
230		クダマキモドキカスミニクバエ							A		
231		バッタヤドリニクバエ							A		
232		キーガンニクバエ							C		
233		メツゲルニクバエ							A		
234		シュツツエニクバエ							C		
235		ヒメイエバエ科	ホリヒメイエバエ							B	
236			シナハマヒメイエバエ							B	
237	ホホヒゲヒメイエバエ								B		
238	ホソクビゴミムシ科	アオバネホソクビゴミムシ							D	C	
239		コホソクビゴミムシ							D		

注1) 指定状況の①～⑦は、表6-1. 31、表6-1. 32及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注2) 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

- ① / 特天:特別天然記念物、国天:国指定天然記念物
- ② / 県天:県指定天然記念物
- ③ / 市天:市指定天然記念物
- ④ / 国際:国際希少野生動植物種、国内:国内希少野生動植物種、特国内:特定国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種
- ⑤ / EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群
- ⑥ / X:消息不明・絶滅生物、EW:野生絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物、D:一般保護生物、RH:保護参考雑種
- ⑦ / X:消息不明・絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物

表6-1.37(8) 注目すべき動物種（昆虫類）の状況

No.	科名	種名	指定状況							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
240	オサムシ科	クロカタビロオサムシ							A	
241		クロオサムシ関東地方北西部亜種							C	
242		コクロナガオサムシ東北地方南部亜種							C	
243		マイマイカブリ関東・中部地方亜種							C	A
244		アカガネオサムシ本州亜種					VU		B	B
245		ルイスオサムシ房総半島南部亜種							D	
246		セアカオサムシ					NT		B	B
247		コキベリアオゴミムシ								C
248		クマガイクロアオゴミムシ					NT		A	
249		コアトワアオゴミムシ							D	C
250		アオヘリアオゴミムシ					CR		A	
251		キバナガミズギワゴミムシ							C	
252		コハラアカモリヒラタゴミムシ							C	
253		オサムシモドキ							C	
254		スナハラゴミムシ					VU		A	
255		キイロホソゴミムシ					EN		A	
256		ムネアカチビヒョウタンゴミムシ							D	
257		コハンミョウモドキ					EN		A	
258		チビアオゴミムシ					EN		A	
259		オオキベリアオゴミムシ							D	C
260		ヤボシゴミムシ								C
261		キベリマルクビゴミムシ					EN		B	
262		オオマルクビゴミムシ							B	
263		オオトックリゴミムシ					NT		D	
264		ギョウトクコムズギワゴミムシ					VU		A	
265		カズサヒラタゴミムシ							B	
266	トネガワナガゴミムシ							D		
267	イスマナゴミムシ					VU		A		
268	カジムラヒメナガゴミムシ							C		
269	コアオアトキリゴミムシ							D		

注1) 指定状況の①～⑦は、表6-1.31、表6-1.32及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注2) 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

- ① / 特天:特別天然記念物、国天:国指定天然記念物
- ② / 県天:県指定天然記念物
- ③ / 市天:市指定天然記念物
- ④ / 国際:国際希少野生動植物種、国内:国内希少野生動植物種、特国内:特定国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種
- ⑤ / EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群
- ⑥ / X:消息不明・絶滅生物、EW:野生絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物、D:一般保護生物、RH:保護参考雑種
- ⑦ / X:消息不明・絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物

表6-1.37(9) 注目すべき動物種（昆虫類）の状況

No.	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
270	ハンミョウ科	カワラハンミョウ					EN	A	X
271		アイヌハンミョウ					NT	B	
272		ニワハンミョウ							A
273		ハンミョウ							A
274		コニワハンミョウ							B
275		ホソハンミョウ					VU	A	A
276		コハンミョウ						D	B
277		ゲンゴロウ科	トダセスジゲンゴロウ					VU	B
278	ゲンゴロウ						VU	X	X
279	マルコガタノゲンゴロウ					国内	CR		
280	コガタノゲンゴロウ						VU	A	
281	シャープゲンゴロウモドキ					国内	CR	A	
282	ハイロゲンゴロウ								C
283	マルガタゲンゴロウ						VU	B	
284	シマゲンゴロウ						NT	D	B
285	オオイチモンジシマゲンゴロウ						EN	A	A
286	キボシツブゲンゴロウ						NT	A	
287	オオヒメゲンゴロウ							C	
288	ミズスマシ科	オオミズスマシ					NT	C	A
289		コミズスマシ					EN	D	
290		ヒメミズスマシ					EN	C	
291		ミズスマシ					VU	C	A
292		コオナガミズスマシ					VU	D	
293	コガシラミズムシ科	マダラコガシラミズムシ					VU	B	
294		コガシラミズムシ							C
295	コツブゲンゴロウ科	キボシチビコツブゲンゴロウ					EN	A	
296	カワラゴミムシ科	カワラゴミムシ						C	
297	ガムシ科	コガムシ					DD	D	C
298		ガムシ					NT	C	
299	シデムシ科	ベッコウヒラタシデムシ						D	
300		ヤマトモンシデムシ					NT	B	B
301		オニヒラタシデムシ						D	
302	ハネカクシ科	オオツノハネカクシ					DD	D	
303	クシヒゲムシ科	クチキクシヒゲムシ						C	
304	ムネアカセンチコガネ科	ムネアカセンチコガネ						D	C
305	センチコガネ科	オオセンチコガネ						D	A
306	クワガタムシ科	ネブトクワガタ本土亜種						A	
307		オオクワガタ					VU	A	
308		ヒラタクワガタ本土亜種						B	
309		ミヤマクワガタ						D	A
310		ノコギリクワガタ							C

注1) 指定状況の①～⑦は、表6-1.31、表6-1.32及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注2) 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

- ① / 特天: 特別天然記念物、国天: 国指定天然記念物
- ② / 県天: 県指定天然記念物
- ③ / 市天: 市指定天然記念物
- ④ / 国際: 国際希少野生動物種、国内: 国内希少野生動物種、特国内: 特定国内希少野生動物種、緊急: 緊急指定種
- ⑤ / EX: 絶滅、EW: 野生絶滅、CR+EN: 絶滅危惧I類、CR: 絶滅危惧II類、EN: 絶滅危惧IB類、VU: 絶滅危惧II類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足、LP: 地域個体群
- ⑥ / X: 消息不明・絶滅生物、EW: 野生絶滅生物、A: 最重要保護生物、B: 重要保護生物、C: 要保護生物、D: 一般保護生物、RH: 保護参考雑種
- ⑦ / X: 消息不明・絶滅生物、A: 最重要保護生物、B: 重要保護生物、C: 要保護生物

表6-1.37(10) 注目すべき動物種（昆虫類）の状況

No.	科名	種名	指定状況							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
311	アカマダラセンチコガネ科	アカマダラセンチコガネ							B	
312	コガネムシ科	ヒゲブトハナムグリ							C	
313		アカマダラハナムグリ					DD		B	
314		セマルオオマグソコガネ					DD		A	
315		オオフタホシマグソコガネ							B	
316		キバネマグソコガネ					NT		A	
317		ヒメキイロマグソコガネ					NT		A	
318		クロモンマグソコガネ					NT		A	
319		ゴホンダイコクコガネ							D	
320		コカブトムシ							D	C
321		ダルママルマグソコガネ					DD		A	
322		オオヒラタハナムグリ								B
323		アラメエンマコガネ					NT		A	
324		シロスジコガネ							C	X
325		クロカナブン								C
326		アオカナブン								C
327		トラハナムグリ							D	
328	コブスジコガネ科	オオコブスジコガネ					VU	A		
329	ナガハナノミ科	ヒゲナガハナノミ						D	C	
330	タマムシ科	クロタマムシ						C	B	
331		タマムシ						D	C	
332		トゲフタオタマムシ						A		
333		アオタマムシ						B	A	
334		アオマダラタマムシ						C		
335		クロマダラタマムシ						B		
336		コメツクムシ科	ウバタマコメツク							C
337	フタモンウバタマコメツク							D		
338	ルリツヤハダコメツク							C		
339	カワイヒリアシコメツク							C		
340	ヒゲコメツク								C	
341	ホタル科	ゲンジボタル						B	X	
342		ヘイケボタル						C	A	
343		ヒメボタル						A		
344		クロマドボタル						C	B	
345	オオキノコムシ科	アカモンチビオオキノコムシ 千葉県亜種						D		
346	ツチハンミョウ科	マメハンミョウ							C	
347		ヒメツチハンミョウ						C		

注1) 指定状況の①～⑦は、表6-1.31、表6-1.32及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注2) 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

① / 特天:特別天然記念物、国天:国指定天然記念物

② / 県天:県指定天然記念物

③ / 市天:市指定天然記念物

④ / 国際:国際希少野生動植物種、国内:国内希少野生動植物種、特国内:特定国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種

⑤ / EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群

⑥ / X:消息不明・絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物、D:一般保護生物、RH:保護参考雑種

⑦ / X:消息不明・絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物

表6-1.37(11) 注目すべき動物種（昆虫類）の状況

No.	科名	種名	指定状況							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
348	ゴミムシダマシ科	ナガニジゴミムシダマシ								C
349		オオモンキゴミムシダマシ							D	
350	カミキリムシ科	シロスジカミキリ								A
351		ハンノキカミキリ							A	
352		アカアシオオアカミキリ							B	
353		ミドリカミキリ								C
354		ヒナルリハナカミキリ								C
355		ホソカミキリ							C	C
356		ホシベニカミキリ							D	C
357		ベーツヒラタカミキリ							B	
358		ベニバハナカミキリ							C	
359		チャイロヒメハナカミキリ							D	C
360		ネジロカミキリ							D	
361		ニセノコギリカミキリ							C	
362		セミスジコブヒゲカミキリ							D	
363		アオカミキリ								A
364		イボタサビカミキリ							D	
365		ヨツボシカミキリ						EN	B	B
366		アカハナカミキリ								C
367		アサカミキリ						VU	A	
368		オオトラカミキリ							A	
369		アオスジカミキリ							D	
370	ハムシ科	ハンノキハムシ								C
371		オオルリハムシ						NT	B	A
372		キアシネクイハムシ							C	
373		フトネクイハムシ							C	
374		キンイロネクイハムシ						NT	C	
375		イネネクイハムシ							D	
376		ジュンサイハムシ							C	A
377		シナノオオミズクサハムシ							A	
378		キヌツヤミズクサハムシ							B	
379		ウスグロタマノミハムシ							A	
380		ヒゲナガゾウムシ科	エゴヒゲナガゾウムシ							C
381	クロホシチビヒゲナガゾウムシ								B	

注1) 指定状況の①～⑦は、表6-1.31、表6-1.32及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注2) 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

① / 特天:特別天然記念物、国天:国指定天然記念物

② / 県天:県指定天然記念物

③ / 市天:市指定天然記念物

④ / 国際:国際希少野生動植物種、国内:国内希少野生動植物種、特国内:特定国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種

⑤ / EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群

⑥ / X:消息不明・絶滅生物、EW:野生絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物、D:一般保護生物、RH:保護参考雑種

⑦ / X:消息不明・絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物

表6-1.37(12) 注目すべき動物種（昆虫類）の状況

No.	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
382	オトシブミ科	イタヤハマキチョッキリ						D	
383		ゴマダラオトシブミ							B
384	ゾウムシ科	オオアオゾウムシ						C	C
385		エゴシギゾウムシ						D	C
386	イネゾウムシ科	ウキクサミズゾウムシ						B	
387	ミフシハバチ科	ワレモコウチュウレンジ						C	
388	コンボウハバチ科	ヨウロウヒラクチハバチ						B	
389	ヤドリキバチ科	トサヤドリキバチ					DD	C	
390	キバチ科	ヒゲジロキバチ						C	
391	クキバチ科	モンクキバチ						C	
392	セイボウ科	フジセイボウモドキ						B	
393		セイドウマルセイボウ						C	C
394	アリ科	ヒゲナガニセハリアリ							B
395		ヒラタウロコアリ							C
396	ドロバチ科	ハグロフタオビドロバチ						B	
397		キボシトックリバチ						C	
398	クモバチ科	ミイロツメボソクモバチ						C	
399		ムツボシクモバチ					NT	A	
400		スギハラクモバチ						C	
401	ツチバチ科	ヤスマツツチバチ						A	
402	ギングチバチ科	アカオビケラトリバチ					NT	B	
403		ニッポントゲアナバチ						C	B
404		コウライクモカリバチ					DD	B	
405		フクイジガバチモドキ					DD	B	
406	ドロバチモドキ科	ハクサンツヤアナバチ						C	
407		ニッポントゲアワフキバチ					DD	C	C
408		オオドロバチモドキ						C	
409		キアシハナダカバチモドキ					VU	B	C
410	ヒメハナバチ科	ヤスマツヒメハナバチ					DD	B	
411	ミツバチ科	シロスジフトハナバチ						A	
412		クロマルハナバチ					NT	C	C
413		シロスジヤドリハナバチ						C	
414		ウスルリモンハナバチ						A	
415	コハナバチ科	チバヤドリコハナバチ						C	
416	ハキリバチ科	フルカワフトハキリバチ					DD	A	A
417	ケアシハナバチ科	シロスジフデアシハナバチ						C	
418	ヒラタタマバチ科	ニホンヒラタタマバチ						C	
419	コマユバチ科	シブオナガコマユバチ						A	
420		ウmanoオバチ					NT	C	
合計	134科	420種	0種	0種	0種	2種	91種	347種	172種

注1) 指定状況の①～⑦は、表6-1.31、表6-1.32及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注2) 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

- ① / 特天:特別天然記念物、国天:国指定天然記念物
- ② / 県天:県指定天然記念物
- ③ / 市天:市指定天然記念物
- ④ / 国際:国際希少野生動植物種、国内:国内希少野生動植物種、特国内:特定国内希少野生動植物種、緊急:緊急指定種
- ⑤ / EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群
- ⑥ / X:消息不明・絶滅生物、EW:野生絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物、D:一般保護生物、RH:保護参考雑種
- ⑦ / X:消息不明・絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物

⑥ 魚類

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている注目すべき動物種（魚類）は、表6-1.38に示すとおり、9科28種である。

表6-1.38 注目すべき動物種（魚類）の状況

No.	科名	種名	指定状況							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
1	ヤツメウナギ科	スナヤツメ類						A	A	
2	ウナギ科	ニホンウナギ					EN		C	
3	コイ科	ゲンゴロウブナ					EN			
4		キンブナ					VU	C	B	
5		ギンブナ						D	C	
6		ミヤコタナゴ	天			国内	CR	A		
7		タナゴ					EN	A		
8		アカヒレタビラ					EN	B		
9		ワタカ					CR			
10		ハス					VU			
11		オイカワ							C	
12		アブラハヤ						B		
13		ウグイ							B	
14		モツゴ						D	C	
15		カマツカ						B	B	
16		ツチフキ					EN			
17		ニゴイ						C		
18		ドジョウ科	ドジョウ					DD		
19			シマドジョウ						C	B
20	ホトケドジョウ						EN	C	A	
21	ギギ科	ギバチ					VU	B	A	
22	ナマズ科	ナマズ						B	B	
23	メダカ科	ミナミメダカ					VU	B	A	
24	サヨリ科	クルメサヨリ					NT	C		
25	ハゼ科	シロウオ					VU	D		
26		ジュズカケハゼ					NT	A		
27		旧トウヨシノボリ類							C	
28		ヌマチチブ						D	C	
合計	9科	28種	1種	0種	0種	1種	16種	19種	15種	

注1) 指定状況の①～⑦は、表6-1.31、表6-1.32及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注2) 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

- ① / 特天:特別天然記念物、国天:国指定天然記念物
- ② / 県天:県指定天然記念物
- ③ / 市天:市指定天然記念物
- ④ / 国際:国際希少野生動物種、国内:国内希少野生動物種、特国内:特定国内希少野生動物種、緊急:緊急指定種
- ⑤ / EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群
- ⑥ / X:消息不明・絶滅生物、EW:野生絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物、D:一般保護生物、RH:保護参考雑種
- ⑦ / X:消息不明・絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物

⑦ 底生生物

対象事業実施区域及びその周辺で確認されている注目すべき動物種（底生生物）は、表6-1.39に示すとおり、19科35種である。

表6-1.39 注目すべき動物種（底生生物）の状況

No.	門名	綱名	目名	科名	種名	指定状況								
						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
1	軟体動物門	腹足綱	アマオブネガイ目	アマオブネガイ科	イシマキガイ						B			
2			原始紐舌目	タニシ科	マルタニシ					VU	D	C		
3						オオタニシ					NT		C	
4			盤足目	カワニナ科	ヒタチチリメンカワニナ								C	
5				イツマデガイ科	カタヤマガイ					CR+EN	A			
6				ミズゴマツボ科	ミズゴマツボ					VU	A	A		
7				エゾマメタニシ科	マメタニシ					VU	A			
8			基眼目	ヒラマキガイ科	ヒラマキミズマイマイ					DD	B	B		
9					ミズコハクガイ					VU	A	A		
10					トウキョウヒラマキガイ					DD	B			
11			柄眼目	オカモノアラガイ科	ナガオカモノアラガイ					NT	C	C		
12		二枚貝綱	イシガイ目	イシガイ科	カラスガイ					NT	A	X		
13					イシガイ							D	A	
14					マツカサガイ						NT	B	A	
15			マルスダレガイ目	シジミ科	マシジミ					VU	A	C		
16				マメシジミ科	ニホンマメシジミ						C	B		
17		軟甲綱	ワラジムシ目	フナムシ科	ニホンヒメフナムシ							C		
18				ホンワラジムシ科	オカメワラジムシ								C	
19	エビ目		ヌマエビ科	ヤマトヌマエビ							C			
20					ミズレヌマエビ							A	A	
21					ヒメヌマエビ							A		
22					トゲナシヌマエビ							A		
23					ヌマエビ							C		
24					ヌカエビ							C	A	
25				テナガエビ科	シラタエビ									C
26						ミナミテナガエビ							D	
27						ヒラテテナガエビ							D	
28						コンジテンテナガエビ							A	
29						テナガエビ							D	B
30						スジエビ							D	B
31						スジエビモドキ								
32				サワガニ科	サワガニ							C	A	
33				ムツハアリアケガニ科	カワスナガニ						NT	A		
34	モクズガニ科	モクズガニ							D	A				
35	苔虫動物門	被喉綱	ハネコケムシ目	ヒメテンコケムシ科	ヒメテンコケムシ						C			
合計	3門	4綱	10目	19科	35種	0種	0種	0種	0種	13種	28種	23種		

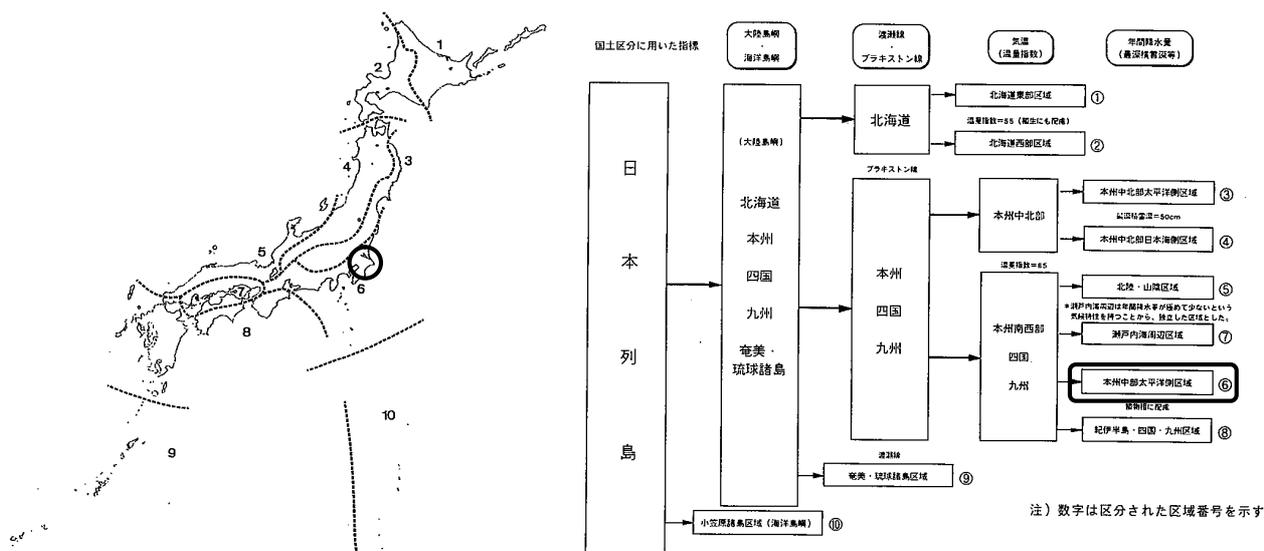
注1) 指定状況の①～⑦は、表6-1.31、表6-1.32及び以下に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注2) 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

- ① / 特天:特別天然記念物、国天:国指定天然記念物
- ② / 県天:県指定天然記念物
- ③ / 市天:市指定天然記念物
- ④ / 国際:国際希少野生動物植物種、国内:国内希少野生動物植物種、特国内:特定国内希少野生動物植物種、緊急:緊急指定種
- ⑤ / EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群
- ⑥ / X:消息不明・絶滅生物、EW:野生絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物、D:一般保護生物、RH:保護参考雑種
- ⑦ / X:消息不明・絶滅生物、A:最重要保護生物、B:重要保護生物、C:要保護生物

6-1-14 生態系の状況

対象事業実施区域及びその周辺を含む千葉県は、「自然環境のアセスメント技術（I）」（平成11年 環境庁）の生物多様性保全のための国土区分（試案）によると、図6-1.22に示すとおり本州中部太平洋側区域に属しており、大まかな生物群集としては「照葉樹林生物群集」の北限域に該当すると考えられる。潜在的な植生はシイやカシ類の常緑広葉樹が発達し、低木類はヤブツバキ、サカキなどの植生があったものと想定される。



出典：「自然環境のアセスメント技術（I）」（平成11年 環境庁）

図 6-1.22 生物多様性保全のための国土区分（試案）及びその作成方法

対象事業実施区域及びその周辺は、土地利用現況図（図6-2.1参照）に示すとおり、主に森林や農用地となっており、北西側に一部住宅地がみられる。また、北東側には鹿島川、南側には都川といった水域が認められ、都川周辺には水田がみられる。これらを踏まえて対象事業実施区域及びその周辺を概観すると、市街地等の人為的環境と、多様な生物の生息基盤となる里山環境が隣接した環境といえる。

また、対象事業実施区域周辺の植生は、「6-1-12 植物の生育及び植生の状況」に示したとおりである。対象事業実施区域近傍は、西側は市街地や農用地が広がり樹林地は少ないが、東側は主にケヤキ・シラカシ群落、クヌギ・コナラ群集、スギ・ヒノキ・サワラ植林が混在する樹林地が広く分布しており、東側の樹林地には大径木を含む二次林も点在する。動物についても、「6-1-13 動物の生息の状況」に示したとおり、農用地と周辺の二次林など、里山環境を生息地とする種が主な生息種となっている。

生態系の基部では、分解者として土壌生物等が存在し、分解者が分解した養分を利用する生産者として植物が位置している。その上位（第1次消費者）には、植物を栄養源とするバッタ科やチョウ科等の昆虫類、草食性の鳥類や小型哺乳類の一部等が位置している。また、その上位（第2次消費者）には、バッタ科やチョウ科等を捕食するトンボ科、カマキリ科、オサムシ科等の肉食性昆虫類、両生類・爬虫類、ヒタキ科やシジュウカラ科等の鳥類、トガリネズミ科等の哺乳類が位置している。さらに、その上位（第3次消費者）には、鳥類、哺乳類等を捕食するヘビ類、猛禽類（タカ科、ハヤブサ科）やイタチ等の哺乳類が位置する構造である。

6-1-15 景観の状況

1. 主要な眺望地点

対象事業実施区域周辺における、人が集まり眺望地点となり得る主要な地点は、表6-1.40及び図6-1.23に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺の主要な眺望地点としては、街道や公園があげられ、北側を東西方向にのびる御成街道、南東側に泉自然公園、西側に加曽利貝塚公園などが位置している。

表6-1.40 主要な眺望地点

市区名		地点番号	名称	眺望の状況
千葉市	若葉区	1	御成街道	沿線に、当時休憩所として使われた御茶屋御殿跡や、往時を彷彿させる長屋門などを望むことができる。
		2	泉自然公園	北総台地がつくりだす起伏に富んだ地形をいかし、春には桜、秋には紅葉など四季折々のさまざまな自然の風景を望むことができる。
		3	加曽利貝塚公園	国の指定史跡となっている加曽利貝塚があり、貝塚の周辺には、クリ、クヌギなどの自然林やむかしながらの地形がよく残っており、史跡と自然林を望むことができる。
		4	千葉御茶屋御殿跡	徳川家康をはじめ、将軍家が鷹狩りに向かう際の休憩所として利用したと伝えられる史跡であり、内郭を区画する土塁とその外周に彫り巡らされた薬研堀が非常に良好な状態で残されている。
		5	旧四関家住宅	四関家は、室町時代以降中野村（現千葉市若葉区中野町）を所領した酒井氏の家臣で、酒井七騎と呼ばれた武士の家柄である。各室共古民家の面影をよく伝えるほか、各部の意匠仕上げも優れ、県内古民家の中でも大規模で特に優れた建築である。
		6	平和公園	「陽光と緑に囲まれた安らぎの聖地」をキャッチフレーズに、墓域を全面積の3分の1とし、残りを緑地や憩い安らぎが得られるレクリエーションスペースとした四季の草花の美しい霊園となっている。

出典：「千葉市観光ガイド」（千葉市観光協会ホームページ）

「千葉市観光ガイド」（平成27年3月 千葉市集客観光課）

「ちばの観光まるごと紹介」（公益社団法人 千葉観光物産協会ホームページ）

「千葉御茶屋御殿跡（市指定史跡）」（千葉市ホームページ）

「旧四関家住宅」（千葉県ホームページ）

「平和公園の概要」（千葉市ホームページ）

2. 景観資源

「第3回自然環境保全基礎調査 千葉県自然環境情報図」（平成元年 環境庁）によると、対象事業実施区域及びその周辺に重要な自然景観資源はない。



凡 例

- ◎ 対象事業実施区域
- · - 市境
- - - 区境
- 主要な眺望地点

出典：「千葉市観光ガイド」（千葉市観光協会ホームページ）
「千葉市観光ガイド」（平成 27 年 3 月 千葉市集客観光課）
「ちばの観光まるごと紹介」（公益社団法人 千葉観光物産協会ホームページ）
「千葉御茶屋御殿跡（市指定史跡）」（千葉市ホームページ）
「旧四関家住宅」（千葉県ホームページ）
「平和公園の概要」（千葉市ホームページ）

この地図は、国土地理院発行の 1:50,000 地形図「千葉」「東金」を使用し、1:70,000 の縮尺に編集したものである。

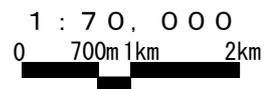
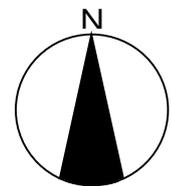


図 6-1.23 主要な眺望地点

6-1-16 人と自然とのふれあい活動の場の状況

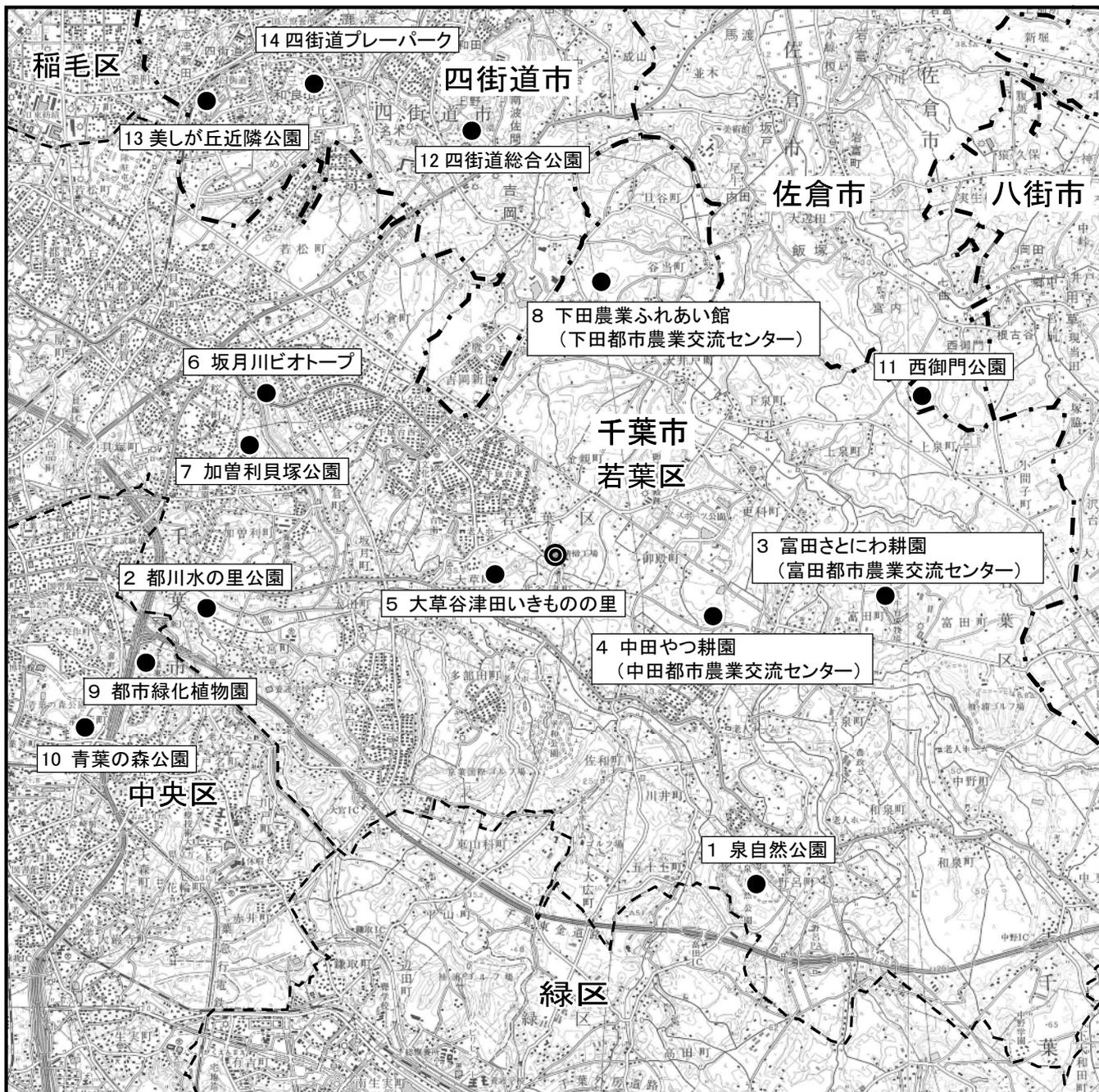
対象事業実施区域周辺における主要な人と自然とのふれあい活動の場の状況は、表6-1. 41及び図6-1. 24に示すとおりである。

対象事業実施区域の南西側には、大草谷津田いきものの里が隣接している。そのほか主要なものとして、対象事業実施区域南東側に泉自然公園、東側に中田やつ耕園（中田都市農業交流センター）、西側に加曽利貝塚公園などがある。

表6-1. 41 主要な人と自然とのふれあい活動の場の状況

市区名		地点番号	名称
千葉市	若葉区	1	泉自然公園
		2	都川水の里公園
		3	富田さとにわ耕園（富田都市農業交流センター）
		4	中田やつ耕園（中田都市農業交流センター）
		5	大草谷津田いきものの里
		6	坂月川ビオトープ
		7	加曽利貝塚公園
		8	下田農業ふれあい館（下田都市農業交流センター）
	中央区	9	都市緑化植物園
		10	青葉の森公園
佐倉市		11	西御門公園
四街道市		12	四街道総合公園
		13	美しが丘近隣公園
		14	四街道プレーパーク

出典：「千葉市観光ガイド」（千葉市観光協会ホームページ）
「千葉市観光ガイド」（平成 27 年 3 月 千葉市集客観光課）
「千葉市 公園」（千葉市ホームページ）
「ちばの観光まるごと紹介」（公益社団法人 千葉観光物産協会ホームページ）
「佐倉市都市公園一覧」（佐倉市ホームページ）
「四街道市 公園・児童遊園施設」（四街道市ホームページ）

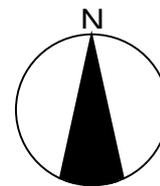


凡 例

- ◎ 対象事業実施区域
- · - 市境
- - - 区境
- 主要な人と自然とのふれあい活動の場

出典：「千葉市観光ガイド」（千葉市観光協会ホームページ）
「千葉市観光ガイド」（平成27年3月 千葉市集客観光課）
「千葉市 公園」（千葉市ホームページ）
「ちばの観光まるごと紹介」（公益社団法人 千葉観光物産協会ホームページ）
「佐倉市都市公園一覧」（佐倉市ホームページ）
「四街道市 公園・児童遊園施設」（四街道市ホームページ）

この地図は、国土地理院発行の1:50,000地形図「千葉」「東金」を使用し、1:70,000の縮尺に編集したものである。



1 : 70,000
0 700m 1km 2km

図 6.1-24 主要な人と自然とのふれあい活動の場の状況

6-2 社会的状況

社会的状況について、区単位の統計があるものは対象事業実施区域の位置する千葉市若葉区及び周辺の千葉市中央区、稲毛区、緑区（以下、「周辺区」という。）について、市単位のものは千葉市及び周辺の佐倉市、四街道市、八街市（以下、「周辺市」という。）についてとりまとめた。

6-2-1 人口の状況

対象事業実施区域の位置する若葉区及び周辺区、並びに千葉市及び周辺市の人口、世帯数の状況及び人口の推移は、表6-2.1及び表6-2.2に示すとおりである。

対象事業実施区域が存在する北谷津町には54世帯、101人が居住している。

また、若葉区の人口は、平成24年以降減少傾向となっているが、平成28年のみ、前年に対して微増している。

表6-2.1 人口及び世帯数の状況

市区町	項目	人口 (人)	世帯数 (世帯)
千葉市全域		973,856	425,601
千葉市	若葉区	150,445	63,674
	北谷津町	101	54
	中央区	207,267	98,000
	稲毛区	160,845	72,349
	緑区	128,216	48,260
佐倉市		172,145	69,685
四街道市		90,233	35,989
八街市		69,564	27,398

注) 平成29年4月1日現在（北谷津町については、平成29年3月31日現在）。

出典：「千葉県毎月常住人口調査月報（平成29年）」（千葉県ホームページ）

「千葉市町丁目別人口及び世帯数」（千葉市ホームページ）

表6-2.2 人口の推移

項目 年	人口（人）							
	千葉市全域	千葉市				佐倉市	四街道市	八街市
		若葉区	中央区	稲毛区	緑区			
平成20年	940,996	149,778	191,029	152,561	117,695	171,473	85,787	75,285
平成21年	950,498	150,718	194,660	154,660	119,917	172,021	86,396	75,101
平成22年	957,688	151,232	197,975	156,889	121,133	172,439	87,076	74,750
平成23年	962,707	151,629	199,781	157,635	122,982	172,280	87,079	72,965
平成24年	961,813	151,593	200,157	156,860	124,119	172,269	88,167	72,277
平成25年	962,424	151,352	200,882	156,552	125,267	171,938	88,621	71,575
平成26年	963,750	150,912	202,196	156,547	126,284	171,921	88,921	70,908
平成27年	966,817	150,723	203,621	158,249	126,824	171,609	89,127	70,172
平成28年	972,532	150,884	205,554	161,118	127,440	172,603	89,570	70,279
平成29年	973,856	150,445	207,267	160,845	128,216	172,145	90,233	69,564

注) 各年4月1日現在。

出典：「千葉県毎月常住人口調査月報（平成20～29年）」（千葉県ホームページ）

「千葉市過去の推計人口（平成20～29年）」（千葉市ホームページ）

6-2-2 産業の状況

若葉区及び周辺区並びに周辺市の産業分類別事業所数及び従業者数は、表6-2.3(1)～(2)に示すとおりである。

若葉区では、事業所数が4,139事業所、従業者数が43,181人となっている。業種別にみると、卸売業、小売業が事業所数で24.7%、従業者数で22.0%と最も多くなっている。

表6-2.3(1) 産業分類別事業所数及び従業者数（千葉市）

産業分類	区分	千葉市全域		千葉市							
		事業所数	従業者数(人)	若葉区		中央区		稲毛区		緑区	
				事業所数	従業者数(人)	事業所数	従業者数(人)	事業所数	従業者数(人)	事業所数	従業者数(人)
農林漁業	総数	45	310	19	140	2	9	7	47	10	90
	構成比(%)	0.1	0.1	0.5	0.3	0.0	0.0	0.2	0.1	0.4	0.3
鉱業、採石業、 砂利採取業	総数	1	2	0	0	0	0	0	0	1	2
	構成比(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
建設業	総数	2,902	29,704	640	5,688	892	10,558	395	3,747	294	2,104
	構成比(%)	9.5	6.9	15.5	13.2	7.9	6.4	9.1	7.5	10.5	6.4
製造業	総数	1,120	26,724	198	2,079	243	6,130	174	3,679	117	2,364
	構成比(%)	3.7	6.2	4.8	4.8	2.1	3.7	4.0	7.4	4.2	7.2
電気・ガス・ 熱供給・水道業	総数	49	2,746	5	328	20	1,320	2	7	5	120
	構成比(%)	0.2	0.6	0.1	0.8	0.2	0.8	0.0	0.0	0.2	0.4
情報通信業	総数	378	11,635	37	143	161	3,281	30	255	18	330
	構成比(%)	1.2	2.7	0.9	0.3	1.4	2.0	0.7	0.5	0.6	1.0
運輸業、郵便業	総数	813	26,986	110	2,124	252	10,867	135	3,263	63	1,658
	構成比(%)	2.7	6.2	2.7	4.9	2.2	6.6	3.1	6.5	2.2	5.0
卸売業、小売業	総数	7,649	89,075	1,021	9,518	2,759	27,338	1,086	11,614	619	6,791
	構成比(%)	25.0	20.6	24.7	22.0	24.4	16.6	25.0	23.3	22.0	20.6
金融業、保険業	総数	628	15,090	50	478	348	8,976	47	539	37	432
	構成比(%)	2.0	3.5	1.2	1.1	3.1	5.5	1.1	1.1	1.3	1.3
不動産業、 物品賃貸業	総数	2,402	11,468	239	1,127	1,017	4,466	460	1,581	132	570
	構成比(%)	7.8	2.7	5.8	2.6	9.0	2.7	10.6	3.2	4.7	1.7
学術研究、 専門・技術サービス 業	総数	1,538	14,290	161	770	770	6,323	180	2,265	113	1,258
	構成比(%)	5.0	3.3	3.9	1.8	6.8	3.8	4.1	4.5	4.0	3.8
宿泊業、飲食サー ビス業	総数	3,681	39,659	411	3,607	1,588	16,285	501	4,246	294	3,211
	構成比(%)	12.0	9.2	9.9	8.4	14.0	9.9	11.5	8.5	10.5	9.7
生活関連サービ ス業、娯楽業	総数	2,840	18,083	417	2,276	985	6,176	405	2,250	355	2,251
	構成比(%)	9.3	4.2	10.1	5.3	8.7	3.8	9.3	4.5	12.6	6.8
教育、学習支援業	総数	1,391	27,898	151	3,401	394	7,862	213	5,854	213	2,497
	構成比(%)	4.5	6.5	3.6	7.9	3.5	4.8	4.9	11.7	7.6	7.6
医療、福祉	総数	2,833	54,662	381	6,757	814	18,704	445	6,477	382	7,482
	構成比(%)	9.2	12.6	9.2	15.6	7.2	11.4	10.2	13.0	13.6	22.7
複合サービス事業	総数	118	2,117	18	131	38	1,297	14	83	14	350
	構成比(%)	0.4	0.5	0.4	0.3	0.3	0.8	0.3	0.2	0.5	1.1
サービス業(他に分 類されないもの)	総数	2,121	45,908	262	3,511	955	23,094	239	3,229	130	1,071
	構成比(%)	6.9	10.6	6.3	8.1	8.4	14.0	5.5	6.5	4.6	3.2
公務(他に分類され るものを除く)	総数	138	15,901	19	1,103	68	11,773	11	756	14	417
	構成比(%)	0.5	3.7	0.5	2.6	0.6	7	0.3	1.5	0.5	1.3
合計	総数	30,647	432,258	4,139	43,181	11,306	164,459	4,344	49,892	2,811	32,998
	構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注1) 平成26年7月1日現在。

注2) 構成比は、小数点第2位以下を四捨五入してあるため、合計数と内訳の計が一致しない場合がある。

出典：「千葉県統計年鑑（平成27年）」（千葉県ホームページ）

表6-2.3(2) 産業分類別事業所数及び従業者数（周辺市）

市	区分	佐倉市		四街道市		八街市		
		事業所数	従業者数(人)	事業所数	従業者数(人)	事業所数	従業者数(人)	
産業分類	農林漁業	総数	15	186	9	67	21	165
		構成比 (%)	0.3	0.3	0.4	0.3	0.8	0.8
鉱業、採石業、砂利採取業	総数	1	1	0	0	0	0	
	構成比 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
建設業	総数	437	2,621	294	1,862	422	2,139	
	構成比 (%)	9.3	4.9	11.8	7.6	16.7	10.1	
製造業	総数	251	8,648	151	1,582	289	3,581	
	構成比 (%)	5.4	16.1	6.0	6.4	11.4	16.9	
電気・ガス・熱供給・水道業	総数	10	289	1	24	1	12	
	構成比 (%)	0.2	0.5	0.0	0.1	0.0	0.1	
情報通信業	総数	33	158	16	76	2	3	
	構成比 (%)	0.7	0.3	0.6	0.3	0.1	0.0	
運輸業、郵便業	総数	107	3,437	68	1,850	107	1,816	
	構成比 (%)	2.3	6.4	2.7	7.5	4.2	8.5	
卸売業、小売業	総数	1,120	11,251	630	5,391	584	5,259	
	構成比 (%)	23.9	20.9	25.2	21.9	23.0	24.8	
金融業、保険業	総数	56	620	27	271	16	187	
	構成比 (%)	1.2	1.2	1.1	1.1	0.6	0.9	
不動産業、物品賃貸業	総数	271	1,132	158	583	136	498	
	構成比 (%)	5.8	2.1	6.3	2.4	5.4	2.3	
学術研究、専門・技術サービス業	総数	215	1,503	79	814	61	303	
	構成比 (%)	4.6	2.8	3.2	3.3	2.4	1.4	
宿泊業、飲食サービス業	総数	557	4,865	252	1,994	212	1,297	
	構成比 (%)	11.9	9.1	10.1	8.1	8.4	6.1	
生活関連サービス業、娯楽業	総数	520	2,787	249	1,183	231	971	
	構成比 (%)	11.1	5.2	10.0	4.8	9.1	4.6	
教育、学習支援業	総数	287	2,832	157	1,833	85	911	
	構成比 (%)	6.1	5.3	6.3	7.5	3.4	4.3	
医療、福祉	総数	454	9,053	240	4,048	174	2,477	
	構成比 (%)	9.7	16.9	9.6	16.5	6.9	11.7	
複合サービス事業	総数	24	226	11	259	7	185	
	構成比 (%)	0.5	0.4	0.4	1.1	0.3	0.9	
サービス業 (他に分類されないもの)	総数	282	2,438	141	1,920	175	914	
	構成比 (%)	6.0	4.5	5.6	7.8	6.9	4.3	
公務 (他に分類されるものを除く)	総数	37	1,676	13	839	11	530	
	構成比 (%)	0.8	3.1	0.5	3.4	0.4	2.5	
合 計	総数	4,677	53,723	2,496	24,596	2,534	21,248	
	構成比 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

注1) 平成26年7月1日現在。

注2) 構成比は、小数点第2位以下を四捨五入してあるため、合計数と内訳の計が一致しない場合がある。

出典：「千葉県統計年鑑（平成27年）」（千葉県ホームページ）

6-2-3 土地利用の状況

1. 土地利用の状況

千葉市及び周辺市の地目別面積は表6-2.4に、土地利用現況図は図6-2.1に示すとおりである。

千葉市では、宅地の割合が32.2%と最も多くなっており、次いで山林が12.6%、畑が11.8%となっている。

対象事業実施区域は現在、既存施設となっている。また、対象事業実施区域周辺の土地利用状況は、西側は主に住宅地、東側は主に山林や農用地となっている。

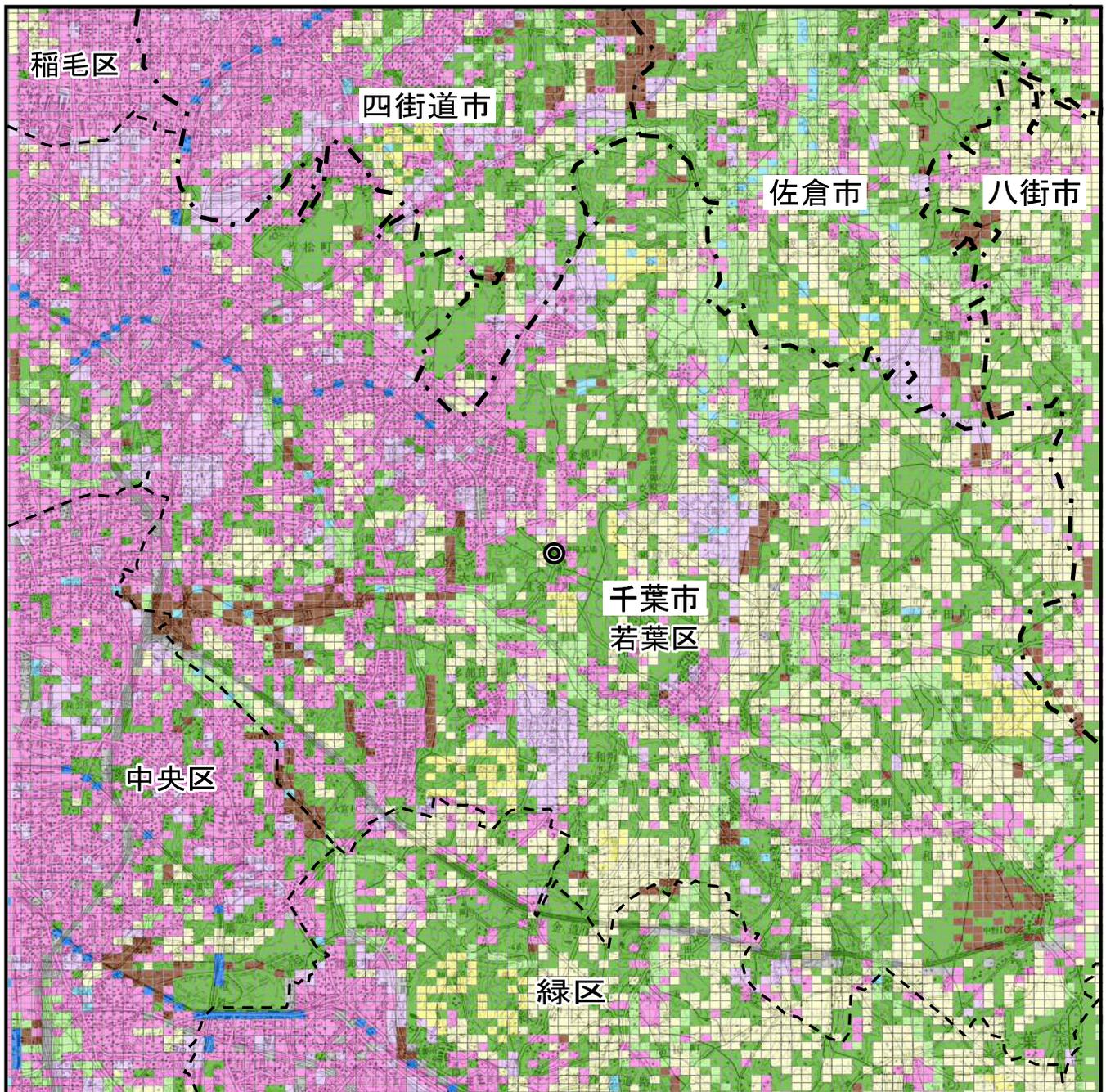
表6-2.4 地目別面積

項目 \ 地目		田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他	計
千葉市	面積 (1,000m ²)	13,199	32,178	87,662	53	34,243	88	1,600	22,458	80,600	272,080
	構成比 (%)	4.9	11.8	32.2	0.0	12.6	0.0	0.6	8.3	29.6	100.0
佐倉市	面積 (1,000m ²)	19,050	13,294	20,045	123	16,588	—	1,363	6,956	26,270	103,690
	構成比 (%)	18.4	12.8	19.3	0.1	16.0	—	1.3	6.7	25.3	100.0
四街道市	面積 (1,000m ²)	2,753	5,399	9,820	28	5,160	—	687	8,064	2,609	34,520
	構成比 (%)	8.0	15.6	28.4	0.1	14.9	—	2.0	23.4	7.6	100.0
八街市	面積 (1,000m ²)	2,139	34,370	12,191	28	9,549	—	912	4,511	11,240	11,240
	構成比 (%)	2.9	45.9	16.3	0.0	12.7	—	1.2	6.0	15.0	100.0

注1) 平成27年1月1日現在。

注2) 面積は単位未満を、構成比は小数点第2位以下を四捨五入してあるため、計と内訳の合計が一致しない場合がある。

出典：「千葉県統計年鑑（平成27年）」（千葉県ホームページ）



凡 例

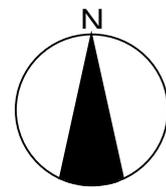
◎ 対象事業実施区域

- · - 市境

- - - 区境

出典：「土地利用細分メッシュ（平成26年度）」
 （国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ）

- 田
- その他の農用地
- 森林
- 荒地
- 建物用地
- 道路
- 鉄道
- その他の用地
- 河川地及び湖沼
- ゴルフ場



1 : 70,000
 0 700m 1km 2km

この地図は、国土地理院発行の1:50,000地形図「千葉」「東金」を使用し、1:70,000の縮尺に編集したものである。

図 6-2.1 土地利用現況図

2. 都市計画の状況

千葉市及び周辺市の都市計画（用途地域）の指定状況は、表6-2.5に示すとおりである。
また、対象事業実施区域及びその周辺の都市計画図は、図6-2.2(1)～(2)に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺は、市街化調整区域となっている。

表6-2.5 都市計画（用途地域）の指定状況

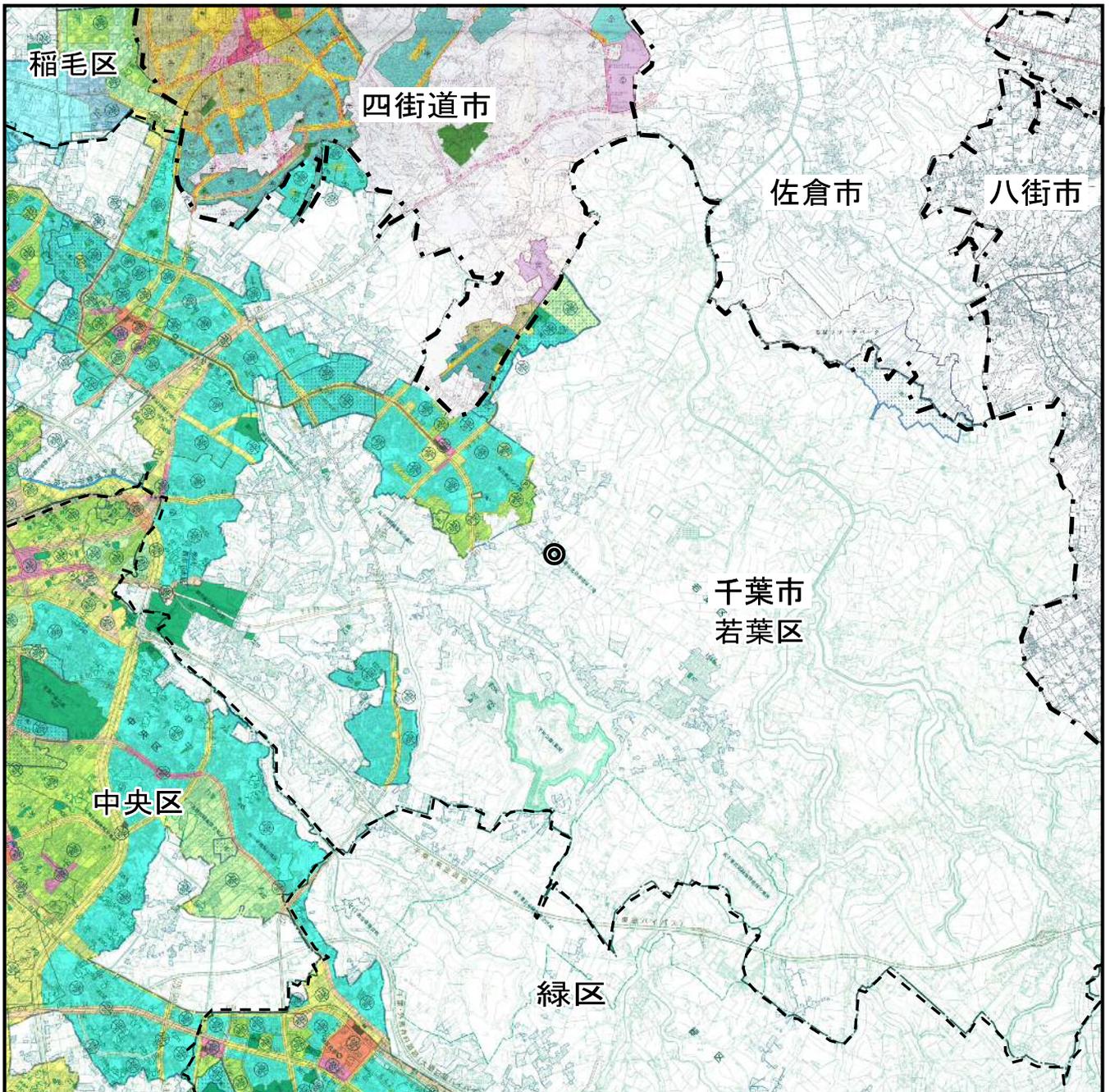
区分		市				
		千葉市	佐倉市	四街道市	八街市	
総面積 (ha)		27,176	10,369	3,452	7,494	
都市計画区域	第一種低層住居専用地域	面積 (ha)	3,446	1,316	690	41
		構成比 (%)	12.7	12.7	20.0	0.5
	第二種低層住居専用地域	面積 (ha)	62	—	11	0.7
		構成比 (%)	0.2	—	0.3	0.0
	第一種中高層住居専用地域	面積 (ha)	2,036	151	163	50
		構成比 (%)	7.5	1.5	4.7	0.7
	第二種中高層住居専用地域	面積 (ha)	608	9	—	193
		構成比 (%)	2.2	0.1	—	2.6
	第一種住居地域	面積 (ha)	2,442	351	254	230
		構成比 (%)	9.0	3.4	7.4	3.1
	第二種住居地域	面積 (ha)	854	164	20	47
		構成比 (%)	3.1	1.6	0.6	0.6
	準住居地域	面積 (ha)	82	—	—	—
		構成比 (%)	0.3	—	—	—
	近隣商業地域	面積 (ha)	497	70	25	9.4
		構成比 (%)	1.8	0.7	0.7	0.1
	商業地域	面積 (ha)	428	36	13	18
		構成比 (%)	1.6	0.3	0.4	0.2
	準工業地域	面積 (ha)	631	41	69	5
		構成比 (%)	2.3	0.4	2.0	0.1
工業地域	面積 (ha)	432	28	—	—	
	構成比 (%)	1.6	0.3	—	—	
工業専用地域	面積 (ha)	1,363	258	—	—	
	構成比 (%)	5.0	2.5	—	—	
計		面積 (ha)	12,881	2,424	1,245	594
		構成比 (%)	47.4	23.4	36.1	7.9
市街化調整区域		面積 (ha)	14,327	7,935	2,225	—
		構成比 (%)	52.7	76.5	64.5	—

注1) 平成27年3月31日現在。

注2) 構成比は小数点第2位以下を四捨五入してあるため、計と内訳の合計が一致しない場合がある。

注3) 平成26年に国土地理院の面積計測方法が変更されており、都市計画の見直し時期との差異により、各市の都市計画区域の合計と総面積の値が一致しない場合がある。

出典：「平成27年都市計画現況調査」(国土交通省ホームページ)



凡 例

- ◎ 対象事業実施区域
- · - 市境
- - - 区境

出典：「千葉都市計画総括図」（平成 29 年 4 月 千葉市）
「佐倉市都市計画図」（平成 28 年 3 月 佐倉市）
「四街道市都市計画図」（平成 29 年 3 月 四街道市）
「八街市都市計画図」（平成 26 年 3 月 八街市）

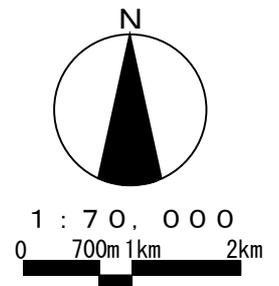


図 6-2.2(1) 都市計画図

千葉市 凡例						四街道市 凡例					
区分	凡例	備考	区分	凡例	備考	区分	凡例	面積	備考	単位%	
都市計画区域			特別緑地保全地区		近隣緑地特別保全地区を含む	都市計画区域		約 3,470ha			
行政境界			(近隣緑地保全区域)			市街化区域		約 1,245ha			
市街化区域			地区計画			市街化調整区域		約 2,225ha			
市街化調整区域			都市計画道路		駅前広場	第一種低層住居専用地域		約 694ha	$\frac{100}{50}$		
用途地域	第1種低層住居専用地域		自動専用地域等			第二種低層住居専用地域		約 10ha	$\frac{100}{50}$		
	第2種低層住居専用地域		都市高速鉄道			第一種中高層住居専用地域		約 160ha	$\frac{200}{50}$		
	第1種中高層住居専用地域		駐車場		図面右上に表示	第一種住居地域		約 254ha	$\frac{200}{50}$		
	第2種中高層住居専用地域		公園			第二種住居地域		約 20ha	$\frac{200}{50}$		
	第1種住居地域		緑地			近隣商業地域		約 25ha	$\frac{200}{50}$		
	第2種住居地域		墓園			商業地域		約 13ha	$\frac{400}{50}$		
	準住居地域		公共下水道			準工業地域		約 69ha	$\frac{200}{50}$		
	近隣商業地域		市街化調整区域における下水道			工業地域					
	商業地域		都市下水道・流域下水幹線			工業専用地域					
	準工業地域		汚物処理場		汚	第1種高度地区(20m)		約 353ha			
工業地域		下水処理場		下	第1種高度地区(31m)		約 89ha				
工業専用地域		ポンプ場		P	第2種高度地区(20m)						
第1種高度地区(20m)		ゴミ焼却場		ゴミ	第2種高度地区(31m)						
第1種高度地区(31m)		市場		市	特定街区						
第2種高度地区(20m)		火葬場		火	防火地域						
第2種高度地区(31m)		土地区画整理事業		区	準防火地域		約 20ha				
特定街区		市街地再開発事業		再	都市計画道路						
防火地域		地域冷暖房施設		冷暖	都市公園						
準防火地域		ごみ運搬用管路		運	ごみ焼却場						
駐車場整備地区		浄化施設		T	特定土地区画整理事業施行区域						
臨港地区		特別用途地区			都市緑地						
高度利用地区		都市再生特別地区			生産緑地						
促進区域											
生産緑地地区											

出典：「千葉都市計画総括図」（平成 29 年 4 月 千葉市）
「佐倉市都市計画図」（平成 28 年 3 月 佐倉市）
「四街道市都市計画図」（平成 29 年 3 月 四街道市）
「八街市都市計画図」（平成 26 年 3 月 八街市）

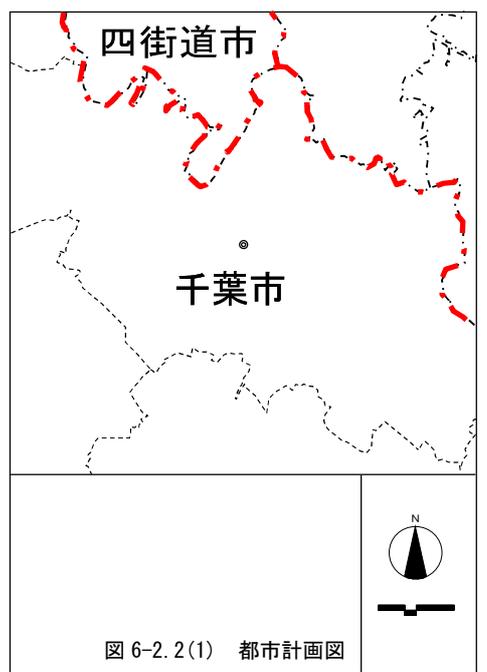


図 6-2.2(2) 都市計画図

6-2-4 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1. 上水道の普及状況

千葉市及び周辺市の水道の普及状況は、表6-2.6に示すとおりである。

平成27年度の千葉市の水道普及率は97.3%となっており、水源は利根川である。

表6-2.6 水道の普及状況（平成27年度）

市	項目 行政区域内 総人口 ^{注2)} (人) ①	現在給水人口(人)			普及率(%) ②/①×100
		総数 ②		専用水道	
		上水道			
千葉市	973,289	946,921	943,969	2,952	97.3
佐倉市	172,653	166,843	166,713	130	96.6
四街道市	89,597	89,008	88,733	275	99.3
八街市	70,351	40,108	37,833	2,275	57.0

注1) 平成27年度の集計値を示している。

注2) 平成27年国勢調査結果（速報値）基準で集計した数値を使用している。

出典：「平成27年度 千葉県の水道」（平成29年3月 千葉県）

2. 河川及び海域の利用状況

対象事業実施区域及びその周辺において、漁業権の設定されている河川はない。

3. 地下水の利用状況

千葉市及び周辺市の地下水揚水量と稼働井戸本数は表6-2.7、千葉市の地下水揚水量と稼働井戸本数の推移は表6-2.8に示すとおりである。

平成26年において、千葉市内の地下水の揚水量は23,910m³/日であり、稼働井戸本数は285本となっている。

なお、対象事業実施区域及びその周辺は千葉市環境保全条例により地下水の採取が一部規制されている。

表6-2.7 地下水揚水量と稼働井戸本数（平成26年）

市	項目	地下水揚水量 (m ³ /日)					稼働 井戸本数 (本)	
		工業用	ビル用	水道用	農業用	その他		計
千葉市		1,488	593	2,476	17,221	2,132	23,910	285
佐倉市		3,928	1,213	31,321	5,104	108	41,674	114
四街道市		466	338	23,719	5,423	0	29,946	53
八街市		44	344	5,215	4,340	37	9,980	163

注) 平成26年現在の集計値を示している。

出典：「地下水揚水量調査結果」（千葉県ホームページ）

表6-2.8 千葉市の地下水揚水量と稼働井戸本数の推移

項目 年度	地下水揚水量 (m ³ /日)						稼働 井戸本数 (本)
	工業用	ビル用	水道用	農業用	その他	計	
平成22年	3,762	808	5,444	19,198	455	29,667	293
平成23年	3,770	825	2,628	19,434	598	27,255	307
平成24年	3,118	647	2,551	19,477	588	26,381	309
平成25年	2,704	950	4,664	17,949	15	26,281	311
平成26年	1,488	593	2,476	17,221	2,132	23,910	285

出典：「地下水揚水量調査結果」（千葉県ホームページ）

6-2-5 交通の状況

1. 道路交通

対象事業実施区域及びその周辺の主要な道路の状況は、図6-2.3に示すとおりである。また、平成22年度における交通量調査結果は、表6-2.9(1)～(4)に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺の主要道路には、一般国道126号、千葉川上八街線などがある。

平成22年度の調査結果によると、最寄りの調査地点である千葉川上八街線（区間番号40110）では、12時間交通量は9,943台、大型車混入率は15.0%となっている。また、最も交通量の多い一般国道16号（京葉道路）（区間番号10250）では、12時間交通量は72,385台、大型車混入率は26.7%となっている。

2. 鉄道

対象事業実施区域及びその周辺の鉄道の状況は、図6-2.4に示すとおりである。

対象事業実施区域の周辺には、千葉都市モノレールの千城台駅及び千城台北駅などがある。

表6-2.9(1) 交通量調査結果（平日）

路線名	区間 番号	観測地点	昼間12時間自動車類 交通量上下合計（台）			24時間自動車類 交通量上下合計（台）			昼間 12時間 大型車 混入率
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計	
一般国道16号	10130	千葉市稲毛区 作草部町1288地先	25,421	5,798	31,219	34,957	10,623	45,580	18.6%
	10140	千葉市中央区都町 1301地先	18,888	3,811	22,699	26,395	7,200	33,595	16.8%
	10150	—	15,608	4,454	20,062	22,243	7,449	29,692	22.2%
	10160	千葉市若葉区 加曾利914地先	16,673	3,389	20,062	23,308	6,384	29,692	16.9%
	10170	千葉市若葉区 加曾利96-5地先	17,173	3,493	20,666	25,643	5,452	31,095	16.9%
	10180	—	11,867	3,810	15,677	15,398	8,588	23,986	24.3%
	10190	—	7,240	6,094	13,334	10,477	9,657	20,134	45.7%
	10200	—	7,259	6,110	13,369	10,504	9,683	20,187	45.7%
一般国道16号 （京葉道路）	10250	穴川東IC～貝塚IC	53,073	19,312	72,385	71,576	26,291	97,867	26.7%
	10260	貝塚IC～ 千葉東JCT	46,187	17,350	63,537	62,804	23,576	86,380	27.3%
	10270	千葉東JCT～ 松ヶ丘北IC	31,773	13,602	45,375	42,184	17,734	59,918	30.0%
	10280	松ヶ丘北IC～ 松ヶ丘南IC	27,107	12,779	39,886	36,061	16,691	52,752	32.0%
	10290	松ヶ丘南IC～ 蘇我北IC	32,031	13,645	45,676	42,240	17,815	60,055	29.9%
	10300	蘇我北IC～蘇我南IC	22,144	7,570	29,714	28,282	9,823	38,105	25.5%
一般国道51号	10320	千葉市中央区都町 1丁目 1-3地先	8,325	807	9,132	11,343	1,077	12,420	8.8%
	10330	千葉市若葉区桜木 1丁目 13-11地先	8,774	911	9,685	11,833	2,113	13,946	9.4%

注) 斜体で示した交通量及び大型車混入率は推定値を示している。

出典：「平成22年度道路交通センサス 一般交通量調査 箇所別基本表」（平成23年9月 国土交通省道路局）

表6-2.9(2) 交通量調査結果（平日）

路線名	区間 番号	観測地点	昼間12時間自動車類 交通量上下合計（台）			24時間自動車類 交通量上下合計（台）			昼間 12時間 大型車 混入率
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計	
一般国道51号	10340	—	15,853	3,695	19,548	22,237	6,303	28,540	18.9%
	10370	四街道市上野 344地先	10,720	4,114	14,834	15,796	6,752	22,548	27.7%
	10380	佐倉市馬渡436 地先	14,890	4,977	19,867	21,208	8,394	29,602	25.1%
一般国道126号	10350	千葉市若葉区 中野町73-1地先	8,061	1,889	9,950	11,272	3,156	14,428	19.0%
	10360	—	8,268	1,682	9,950	11,479	2,949	14,428	16.9%
	10370	—	10,355	3,006	13,361	16,854	5,459	22,313	22.5%
	10380	千葉市若葉区 加曾利27-4地先	11,771	1,590	13,361	18,270	4,043	23,313	11.9%
千葉東金道路	10410	山田IC～中野IC	22,696	5,786	28,482	29,512	7,988	37,500	20.3%
	10420	中野IC～高田IC	24,412	6,335	30,747	31,809	8,752	40,561	20.6%
	10430	高田IC～大宮IC	24,630	6,566	31,196	32,078	9,174	41,252	21.0%
	10440	大宮IC～ 千葉東IC	30,681	8,074	38,755	40,358	11,193	51,551	20.8%
	10450	千葉東IC～ 千葉東JCT	29,190	6,901	28,821	29,288	9,696	39,984	23.9%
千葉大網線	40050	千葉市中央区 千葉寺町692	16,812	1,207	18,019	22,802	1,656	24,458	6.7%
	40060	千葉市中央区 赤井町741地先	14,182	953	15,135	18,699	1,885	20,584	6.3%
	40070	千葉市緑区 誉田町2-24	11,763	973	12,736	16,084	2,128	18,212	7.6%

注) 斜体で示した交通量及び大型車混入率は推定値を示している。

出典：「平成22年度道路交通センサス 一般交通量調査 箇所別基本表」（平成23年9月 国土交通省道路局）

表6-2.9(3) 交通量調査結果（平日）

路線名	区間 番号	観測地点	昼間12時間自動車類 交通量上下合計（台）			24時間自動車類 交通量上下合計（台）			昼間 12時間 大型車 混入率
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計	
千葉川上八街線	40110	千葉市若葉区 下泉町37	8,450	1,493	9,943	11,164	2,259	13,423	15.0%
	40120	八街市小谷流 121地先	4,894	580	5,474	6,833	1,002	7,390	10.6%
千葉臼井印西線	40170	千葉市若葉区 若松町940地先	8,453	697	9,150	11,843	1,333	13,176	9.1%
	41830	四街道市 四街道3丁目 4-30地先	8,347	694	9,041	10,815	1,390	12,205	7.7%
浜野四街道 長沼線	40180	千葉市中央区 生実町2547-1 地先	6,205	549	6,754	8,707	1,019	9,726	8.1%
	40190	千葉市若葉区 佐和町75地先	4,861	456	5,317	6,665	938	7,603	8.6%
	40200	—	6,228	1,367	7,595	8,805	2,056	10,861	18.0%
	41930	千葉市若葉区 谷当町1066-1 地先	7,636	1,552	9,188	10,144	2,260	12,404	16.9%
生実本納線	40230	千葉市中央区 生実町2407	3,015	394	3,409	3,946	656	4,602	11.6%
	40240	千葉市緑区 平山町1933	10,821	1,375	12,196	14,151	2,314	16,465	11.3%
生実本納線 (千葉外房有料道路)	40250	千葉市緑区 辺田町151-1	14,435	1,681	16,116	18,835	2,922	21,757	10.4%
	40260	千葉市緑区 高田町396-5	12,730	1,419	14,149	16,593	2,508	19,101	10.0%
千葉八街横芝線	40640	八街市八街い 1-171	7,148	1,164	8,312	9,417	1,804	11,221	14.0%

注) 斜体で示した交通量及び大型車混入率は推定値を示している。

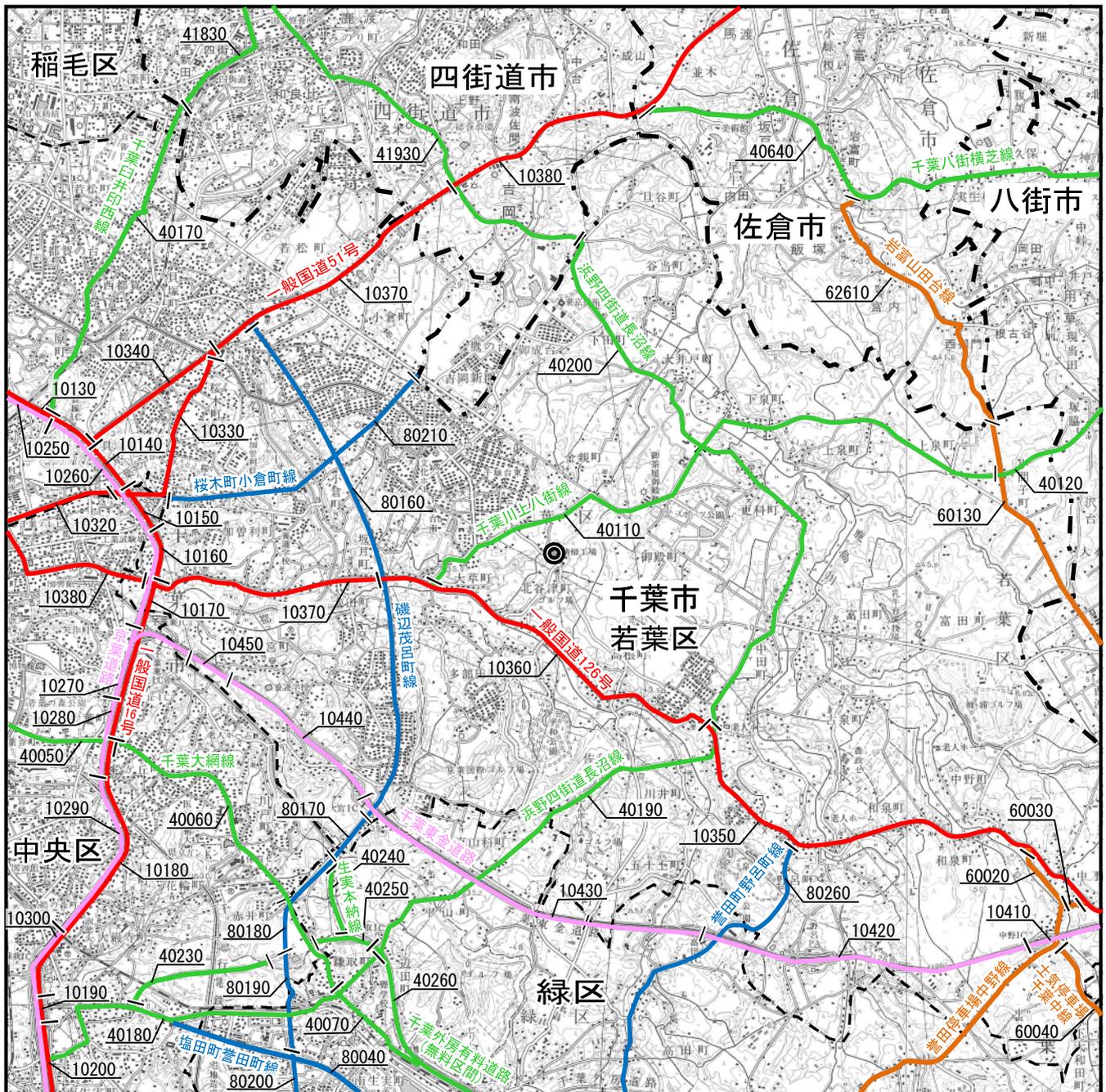
出典：「平成22年度道路交通センサス 一般交通量調査 箇所別基本表」（平成23年9月 国土交通省道路局）

表6-2.9(4) 交通量調査結果（平日）

路線名	区間 番号	観測地点	昼間12時間自動車類 交通量上下合計（台）			24時間自動車類 交通量上下合計（台）			昼間 12時間 大型車 混入率
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計	
誉田停車場中野線	60020	千葉県緑区 下大和田町2625 地先	2,895	387	3,282	3,791	640	4,431	15.4%
	60030	—	7,544	746	8,290	9,808	1,384	11,192	9.0%
土気停車場 千葉中線	60040	千葉県緑区 下大和田町1025 地先	4,440	470	4,910	5,781	848	6,629	9.6%
岩富山田台線	60130	—	1,902	165	2,067	2,466	324	2,790	8.0%
	62610	佐倉市七曲356	1,176	78	1,245	1,518	175	1,693	6.2%
塩田町誉田町線	80040	千葉県中央区 南生実町1439-10 地先	17,692	939	18,631	24,595	2,234	26,829	5.0%
磯辺茂呂町線	80160	千葉県若葉区 坂月町210	10,601	1,001	11,602	13,940	1,219	15,159	8.6%
	80170	千葉県若葉区 大宮町2194 地先	19,922	2,156	22,078	25,736	3,407	29,143	9.8%
	80180	千葉県緑区 平山町1922-55 地先	9,825	876	10,701	12,643	1,482	14,125	8.2%
	80190	千葉県緑区 おゆみ野1丁目 40-13地先	8,068	471	8,539	10,965	1,246	12,211	5.5%
	80200	千葉県緑区 おゆみ野中央 3-25	14,682	1,205	15,887	20,568	2,309	22,877	7.6%
桜木町小倉町線	80210	千葉県若葉区 加曽利933地先	12,637	843	13,480	17,631	1,780	19,411	6.3%
誉田町野呂町線	80260	千葉県緑区 高田401-7	5,641	567	6,208	7,336	1,045	8,381	9.1%

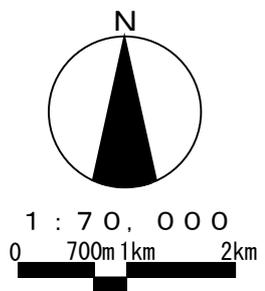
注) 斜体で示した交通量及び大型車混入率は推定値を示している。

出典：「平成22年度道路交通センサス 一般交通量調査 箇所別基本表」（平成23年9月 国土交通省道路局）



凡 例

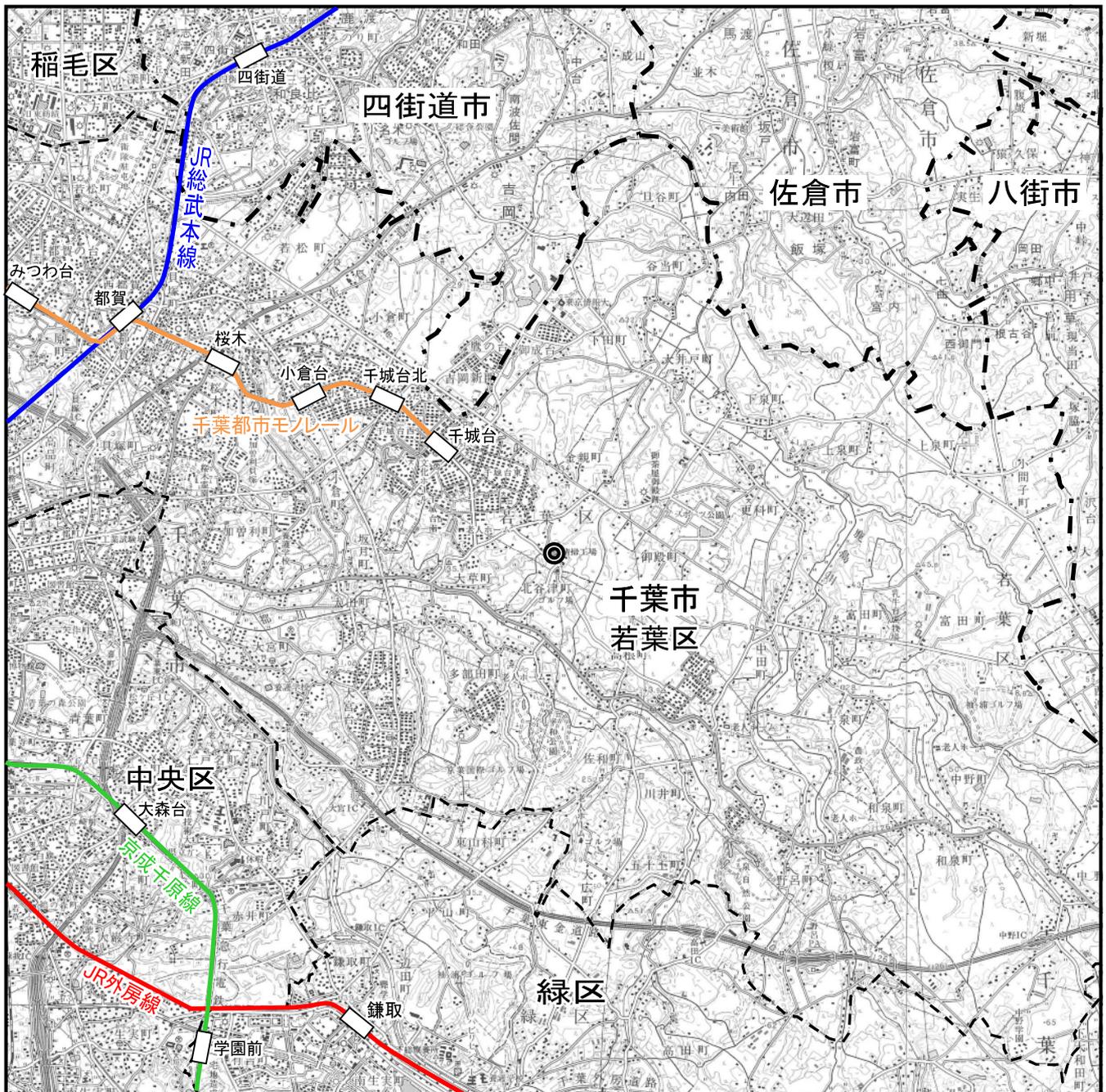
- | | | | |
|-------|----------|-------|---------|
| ◎ | 対象事業実施区域 | — | 有料道路 |
| - · - | 市境 | — | 一般国道 |
| - - - | 区境 | — | 主要地方道 |
| | | — | 一般都道府県道 |
| | | — | 一般市道 |
| | | 00000 | 区間番号 |



出典：「平成 22 年度道路交通センサス 一般交通量調査 DVD-ROM」（一般社団法人交通工学研究会）

この地図は、国土地理院発行の 1:50,000 地形図「千葉」「東金」を使用し、1:70,000 の縮尺に編集したものである。

図 6-2.3 交通量調査路線図



凡 例

- ◎ 対象事業実施区域
- 市境
- 区境
- JR 総武本線
- JR 外房線
- 千葉都市モノレール
- 京成千原線

出典：「鉄道（路線図、時刻表、運行情報）」（千葉県ホームページ）

この地図は、国土地理院発行の1:50,000地形図「千葉」「東金」を使用し、1:70,000の縮尺に編集したものである。

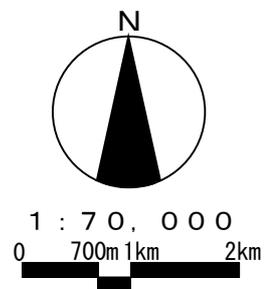


図 6-2.4 鉄道の状況

6-2-6 学校、医療施設その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の 配置の状況及び住宅の配置の概況

学校、医療施設その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設は、表6-2.10(1)～(3)及び表6-2.11(1)～(5)に、配置の状況は、図6-2.5(1)～(2)及び図6-2.6(1)～(3)に示すとおりである。対象事業実施区域及びその周辺は、農地や山林となっており、一部に住宅もみられる。対象事業実施区域最寄りの環境の保全について配慮が特に必要な施設としては、北側約800mに位置する保育施設である千城台東認定こども園等があげられる。

住宅の配置の状況について、まとまった住宅地が存在する最寄りの地区は、北西側の若葉区千城台東となっている。

表6-2. 10(1) 環境保全への配慮を要する施設（教育施設）

区分	市区	No.	施設名	住所
▲小学校	千葉市	1	更科小学校	更科町2073
		2	更科小学校富田分校	富田町83
		3	坂月小学校	坂月町298
		4	桜木小学校	桜木3丁目26-1
		5	若松小学校	若松町360-1
		6	若松台小学校	若松台2-25-1
		7	小倉小学校	小倉台5丁目1-1
		8	千城小学校	大宮町2655
		9	千城台旭小学校	千城台東3丁目18
		10	千城台西小学校	千城台西2丁目21-1
		11	千城台北小学校	千城台北1丁目4-1
		12	千城台南小学校	千城台南1丁目19-1
		13	大宮小学校	大宮台7丁目8-1
		14	大宮台小学校	大宮町2082
		15	都賀の台小学校	都賀の台2-13-1
		16	白井小学校	野呂町215
		17	北貝塚小学校	貝塚町1093
		18	みつわ台北小学校	みつわ台3-5-1
		19	千城台東小学校	千城台東1丁目15-1
	20	宮崎小学校	宮崎2-3-13	
	21	松ヶ丘小学校	松ヶ丘町580	
	22	仁戸名小学校	仁戸名町380	
	23	星久喜小学校	星久喜町1060	
	24	生浜小学校	浜野町1335	
	25	生浜東小学校	生実町1928	
	26	川戸小学校	川戸町450	
	27	大巖寺小学校	大巖寺町375	
	28	大森小学校	大森町268	
	29	鶴沢小学校	鶴沢町21-1	
	30	都小学校	都町1129	
	31	稲毛区	山王小学校	山王町121
	32	緑区	扇田小学校	おゆみ野中央1-26
	33		平山小学校	辺田町141
	34		有吉小学校	おゆみ野1-53
	35	佐倉市	弥富小学校	岩富町145
	36	四街道市	旭小学校	山梨1485
	37		吉岡小学校	鷹の台3丁目2
	38		山梨小学校	旭ヶ丘1-9-12
	39		四街道小学校	四街道1557
	40		四和小学校	和良比228
	41		和良比小学校	美しが丘3-12

出典：「平成28年度版千葉県教育便覧」（千葉県ホームページ）

「平成28年度教育要覧」（千葉市ホームページ）

「佐倉市の小中学校」（佐倉市ホームページ）

「市内小・中学校一覧」（四街道市ホームページ）

「淑徳大学 千葉第2キャンパス キャンパス案内」（淑徳大学ホームページ）

「アクセスマップ-千葉県立保健医療大学」（千葉県ホームページ）

「千葉市内の幼稚園一覧」（千葉市ホームページ）

「佐倉市の市立幼稚園」（佐倉市ホームページ）

「図書館・公民館図書室マップ」（千葉市図書館ホームページ）

「四街道市立四街道公民館」（公益財団法人 四街道市地域振興財団ホームページ）

表6-2. 10(2) 環境保全への配慮を要する施設（教育施設）

区分	市区	No.	施設名	住所	
■中学校	千葉市	若葉区	1	加曽利中学校	加曽利町961-5
			2	貝塚中学校	貝塚1-7-1
			3	更科中学校	更科町2112
			4	山王中学校	若松町774
			5	若松中学校	若松町2106-2
			6	千城台西中学校	千城台西2丁目20-1
			7	千城台南中学校	千城台南1丁目20-1
			8	大宮中学校	大宮町2077
			9	白井中学校	野呂町623
		中央区	10	松ヶ丘中学校	松ヶ丘440
			11	星久喜中学校	星久喜町823
			12	生浜中学校	南生実町258
			13	千葉明德中学校	南生実町1412
			14	川戸中学校	川戸町443
			15	蘇我中学校	白旗1-5-3
	緑区	16	有吉中学校	おゆみ野2-41	
	四街道市	17	旭中学校	南波佐間267	
		18	四街道西中学校	大目23	
		19	四街道中学校	めいわ1-3	
◆高等学校	千葉市	若葉区	1	桜林高等学校	桜木北1丁目17-32
			2	若松高等学校	若松町429
			3	千城台高等学校	千城台西2丁目1-1
			4	千葉大宮高等学校	大宮町2699-1
			5	泉高等学校	高根町875-1
		中央区	6	千葉工業高等学校	今井町1478
			7	千葉南高等学校	花輪町45-3
			8	千葉明德高等学校	南生実町1412
	四街道市	9	愛国学園大学付属 四街道高等学校	四街道1532-16	
		10	千葉敬愛高等学校	四街道1522	
★大学	千葉市	若葉区	1	植草学園短期大学	小倉町1639-3
			2	東京情報大学	御成台4丁目4-1
			3	植草学園大学	小倉町1639-3
		中央区	4	千葉明德短期大学	南生実町1412
			5	淑徳大学 第1キャンパス	大巖寺町200
			6	淑徳大学 千葉第2キャンパス	仁戸名町673
			7	千葉県立保健医療大学 千葉第2キャンパス	仁戸名町645-1
	四街道市	8	愛国学園大学	四街道1532	
○特別支援学校	千葉市	若葉区	1	桜が丘特別支援学校	加曽利町1538
			2	養護学校	大宮町1066-1
		中央区	3	仁戸名特別支援学校	仁戸名町673
			4	千葉聾学校	鎌取町65-1
		緑区	5	袖ヶ浦特別支援学校	誉田町1-45-1
	四街道市		6	四街道特別支援学校	鹿渡934-45

出典：「平成28年度版千葉県教育便覧」（千葉県ホームページ）
「平成28年度教育要覧」（千葉市ホームページ）
「佐倉市の小中学校」（佐倉市ホームページ）
「市内小・中学校一覧」（四街道市ホームページ）
「淑徳大学 千葉第2キャンパス キャンパス案内」（淑徳大学ホームページ）
「アクセスマップ-千葉県立保健医療大学」（千葉県ホームページ）
「千葉市内の幼稚園一覧」（千葉市ホームページ）
「佐倉市の市立幼稚園」（佐倉市ホームページ）
「図書館・公民館図書室マップ」（千葉市図書館ホームページ）
「四街道市立四街道公民館」（公益財団法人 四街道市地域振興財団ホームページ）

表6-2. 10(3) 環境保全への配慮を要する施設（教育施設）

区分	市区	No.	施設名	住所	
●幼稚園	千葉市	若葉区	1	のぞみ幼稚園	千城台西1丁目31-1
			2	へいわ幼稚園	千城台東1丁目6-2
			3	みのり幼稚園	都賀5-20-26
			4	やまびこ幼稚園	高根町898-2
			5	加曽利幼稚園	加曽利町953-3
			6	若松台幼稚園	若松町401
			7	千城台南幼稚園	千城台南2丁目8-14
			8	千城東幼稚園	千城台東3丁目14-1
			9	千葉聖心幼稚園	みつわ台3-6
			10	千葉文化幼稚園	桜木4丁目16-38
			11	泉幼稚園	小倉台3丁目11-1
			12	大宮幼稚園	大宮台6丁目10-3
			13	都賀の台幼稚園	都賀の台4-26-15
		中央区	14	こまどり幼稚園	宮崎町234-1
			15	ひまわり幼稚園	松ヶ丘町611
			16	葵幼稚園	仁戸名町205
			17	山百合幼稚園	都町1177-1
			18	松ヶ丘幼稚園	仁戸名町552
			19	仁戸名幼稚園	仁戸名町616
			20	千葉明德短期大学附属幼稚園	南生実町1412
			21	大巖寺幼稚園	大巖寺町186
			22	都幼稚園	都町1-46-22
			23	梅乃園幼稚園	矢作町939-6
		稲毛区	24	山王幼稚園	山王町153-2
			緑区	25	おゆみの幼稚園
		26		こざくら幼稚園	平山町65-1
		27		ほまれ幼稚園	誉田町1-1007
		28		聖母マリア幼稚園	辺田町552
	29	弥富幼稚園		岩富町145	
	佐倉市	30	四街道さつき幼稚園	下志津新田2531-6	
	四街道市	31	四街道旭幼稚園	小名木北ノ内77-3	
千葉市		若葉区	1	若葉図書館	千城台西2-1-1
	2		若葉図書館泉分館	野呂町622-10	
	3		更科公民館図書室	更科町2254-1	
	4		大宮公民館図書室	大宮町3221-2	
	5		若松公民館図書館	若松町2117-2	
	6		桜木公民館図書館	桜木3丁目17-29	
	7		若葉図書館西都賀分館	西都賀2丁目8-8	
	8		みつわ台公民館図書館	みつわ台3丁目12-17	
	中央区	9	みやこ図書館	都町3丁目11-3	
		10	みやこ図書館白旗分館	白旗1丁目3-16	
	稲毛区	11	山王公民館図書館	六方町55-29	
		四街道市	12	四街道公民館図書室	四街道1532-17
☆図書館	千葉市	若葉区	1	若葉図書館	千城台西2-1-1
			2	若葉図書館泉分館	野呂町622-10
			3	更科公民館図書室	更科町2254-1
			4	大宮公民館図書室	大宮町3221-2
			5	若松公民館図書館	若松町2117-2
			6	桜木公民館図書館	桜木3丁目17-29
			7	若葉図書館西都賀分館	西都賀2丁目8-8
			8	みつわ台公民館図書館	みつわ台3丁目12-17
		中央区	9	みやこ図書館	都町3丁目11-3
			10	みやこ図書館白旗分館	白旗1丁目3-16
		稲毛区	11	山王公民館図書館	六方町55-29
			四街道市	12	四街道公民館図書室

出典：「平成28年度版千葉県教育便覧」（千葉県ホームページ）

「平成28年度教育要覧」（千葉市ホームページ）

「佐倉市の小中学校」（佐倉市ホームページ）

「市内小・中学校一覧」（四街道市ホームページ）

「淑徳大学 千葉第2キャンパス キャンパス案内」（淑徳大学ホームページ）

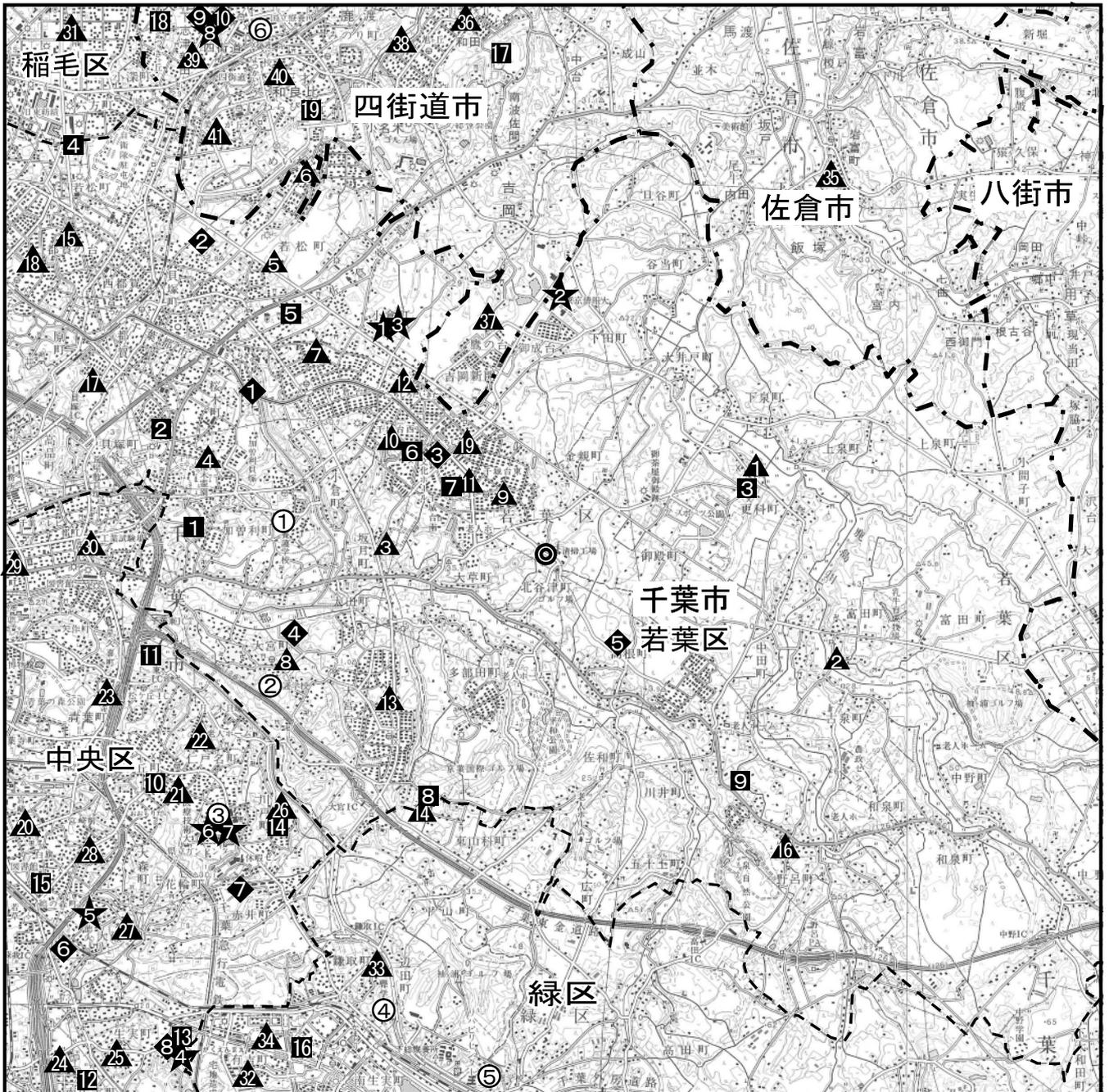
「アクセスマップ-千葉県立保健医療大学」（千葉県ホームページ）

「千葉市内の幼稚園一覧」（千葉市ホームページ）

「佐倉市の市立幼稚園」（佐倉市ホームページ）

「図書館・公民館図書室マップ」（千葉市図書館ホームページ）

「四街道市立四街道公民館」（公益財団法人 四街道市地域振興財団ホームページ）



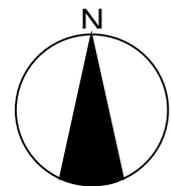
凡 例

- ◎ 対象事業実施区域
- · - 市境
- - - 区境

- ▲ 小学校
- 中学校
- ◆ 高等学校
- ★ 大学
- 特別支援学校

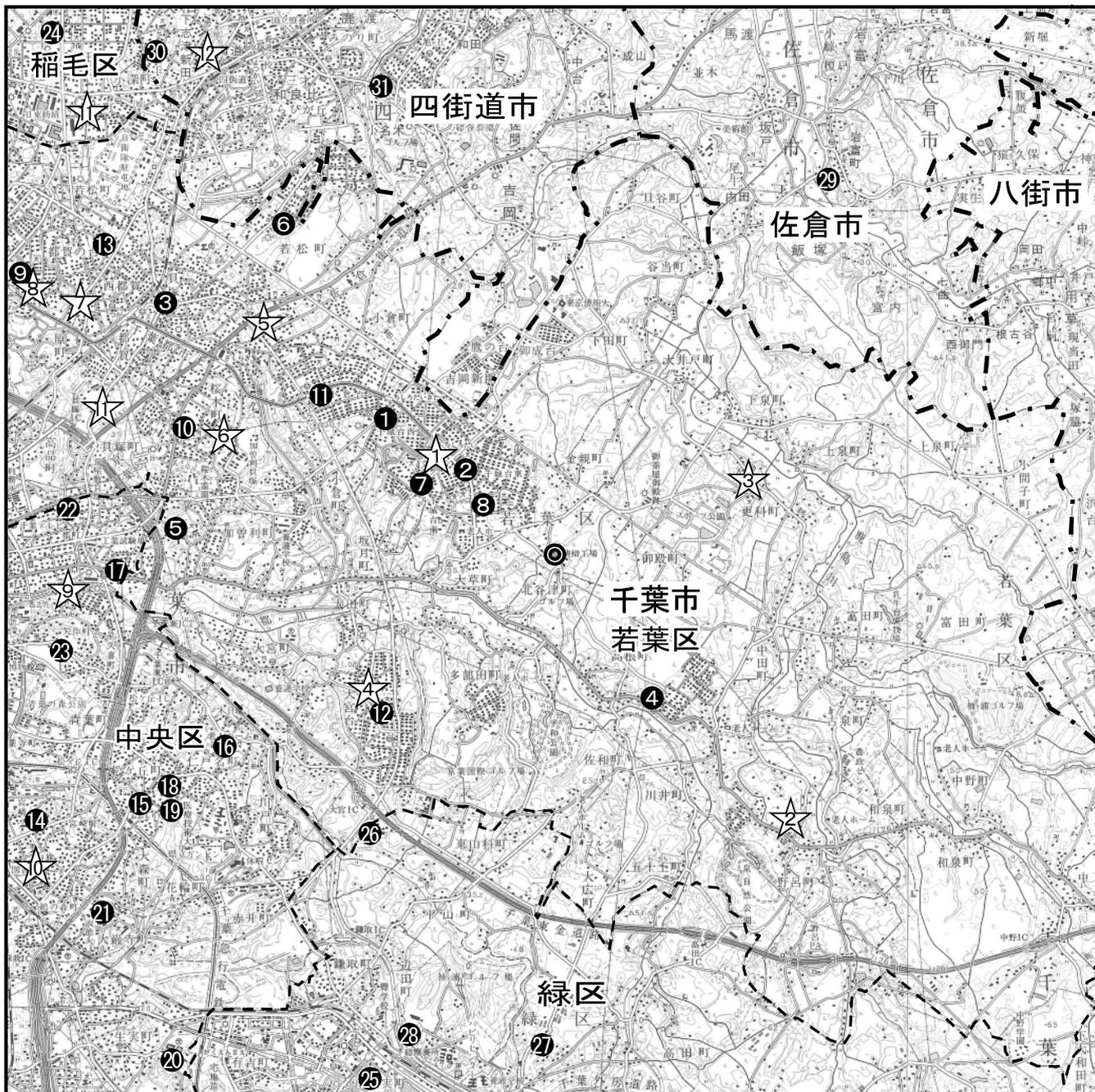
出典：「平成28年度版千葉県教育便覧」（千葉県ホームページ）
 「平成28年度教育要覧」（千葉市ホームページ）
 「佐倉市の小中学校」（佐倉市ホームページ）
 「市内小・中学校一覧」（四街道市ホームページ）
 「淑徳大学 千葉第2キャンパス キャンパス案内」（淑徳大学ホームページ）
 「アクセスマップ-千葉県立保健医療大学」（千葉県ホームページ）
 「千葉市内の幼稚園一覧」（千葉市ホームページ）
 「佐倉市の市立幼稚園」（佐倉市ホームページ）
 「図書館・公民館図書室マップ」（千葉市図書館ホームページ）
 「四街道市立四街道公民館」（公益財団法人 四街道市地域振興財団ホームページ）

この地図は、国土地理院発行の1:50,000地形図「千葉」「東金」を使用し、1:70,000の縮尺に編集したものである。



1 : 70,000
 0 700m 1km 2km

図 6-2.5(1) 環境保全への配慮を要する施設（教育施設）



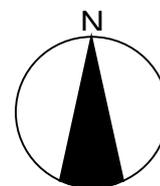
凡 例

- ◎ 対象事業実施区域
- - - 市境
- - - 区境

- 幼稚園
- ☆ 図書館

出典：「平成28年度版千葉県教育便覧」（千葉県ホームページ）
 「平成28年度教育要覧」（千葉市ホームページ）
 「佐倉市の小中学校」（佐倉市ホームページ）
 「市内小・中学校一覧」（四街道市ホームページ）
 「淑徳大学 千葉第2キャンパス キャンパス案内」（淑徳大学ホームページ）
 「アクセスマップ-千葉県立保健医療大学」（千葉県ホームページ）
 「千葉市内の幼稚園一覧」（千葉市ホームページ）
 「佐倉市の市立幼稚園」（佐倉市ホームページ）
 「図書館・公民館図書室マップ」（千葉市図書館ホームページ）
 「四街道市立四街道公民館」（公益財団法人 四街道市地域振興財団ホームページ）

この地図は、国土地理院発行の1:50,000地形図「千葉」「東金」を使用し、1:70,000の縮尺に編集したものである。



1 : 70,000
 0 700m 1km 2km

図 6-2.5(2) 環境保全への配慮を要する施設（教育施設）

表6-2. 11(1) 環境保全への配慮を要する施設（医療・福祉施設等）

区分	市区	No.	施設名	住所		
□病院	千葉市	若葉区	1	千葉中央メディカルセンター	加曾利町1835-1	
			2	泉中央病院	高根町964-42	
			3	高根町整形外科	高根町979-1	
			4	総泉病院	更科町2592	
			5	篠崎病院	若松町2120	
			6	千野外科医院	小倉町1753-10	
			7	都賀レディースクリニック	西都賀1-7-6	
			8	千葉市桜木園	桜木8-31-15	
			9	たて産婦人科	都賀3-6-18	
			10	みつわ台総合病院	若松町531-486	
			11	千葉刑務所医務部診療所	貝塚町192	
			12	福往医院千葉	みつわ台4-17-5	
			13	陸上自衛隊下志津駐屯地医務室	若松町902	
		中央区	14	千葉東病院	仁戸名町673	
			15	千葉病院	仁戸名町682	
			16	千葉県がんセンター	仁戸名町666-2	
			17	千葉大学医学部付属病院	亥鼻1-8-1	
			18	三愛記念そが病院	宮崎町2-11-15	
			19	千葉市立青葉病院	青葉町1273-2	
		稲毛区	20	柏木産婦人科内科医院	白旗2-7-2	
			21	ホタカ整形外科	生実町2532-7	
		緑区	22	山王病院	山王町166-2	
			23	下総精神医療センター	辺田町578	
			24	千葉県こども病院	辺田町579-1	
			25	千葉リハビリテーションセンター	誉田町1-45-2	
			26	かまとり武田肛門科	おゆみ野3-36-2	
			27	みやけウイメンズクリニック	おゆみ野中央1-18-5	
	四街道市	28	四街道徳洲会病院	吉岡1830-1		
		29	下志津病院	鹿渡934-5		
◇福祉施設	養護老人ホーム					
	千葉市	若葉区	1	清和園	若松町792-1	
			2	和陽園	千城台南4-13-1	
	特別養護老人ホーム					
	千葉市	若葉区	3	和陽園	千城台南4-13-1	
			4	小倉町いずみ苑	小倉町1325-1	
			5	サンライズビラ	大宮町2107	
			6	菜の花園	大宮町1621	
			7	セイワ若松	若松町792-1	
			8	いずみ苑	中田町1044-55	
			9	第2いずみ苑	中田町1044-32	
			10	中野園	中野町2148-6	
			11	昌晴園	野呂町736-1	
			12	恵光園	大広町252-4	
			13	ちば美香苑	佐和町322-88	
			14	清和園	多部田町1468	
			15	更科ホーム	更科町2593-2	
			中央区	16	都苑	川戸町2
				17	あかいの郷	赤井町284
18		星久喜白山荘		星久喜町152-2		
19		淑徳共生苑		生実町2407-1		

注) 病院は有床で入院できる施設、福祉施設は夜間も滞在するものを示している。

出典：「病院・診療所名簿」（ちば医療ナビ）
「社会福祉施設等一覧表（平成27年度）」（千葉県ホームページ）
「千葉市内の高齢者施設一覧」（千葉市ホームページ）
「地域密着型サービスについて」（四街道市ホームページ）
「千葉保育園マップ」（千葉市ホームページ）
「平成29年度保育所入所案内」（四街道市ホームページ）

表6-2.11(2) 環境保全への配慮を要する施設（医療・福祉施設等）

区分	市区	No.	施設名	住所	
◇福祉施設	千葉市	稲毛区	20 双樹園	山王町162-1	
		緑区	21 誉田園	高田町1790-1	
			22 ときわ園	平川町1731	
			23 けやき園	鎌取町75-1	
	佐倉市	24 弥富あさくら	岩富町541		
	四街道市	25 まごころ館四街道	中台498-1		
	軽費老人ホーム（ケアハウス）				
	千葉市	若葉区	26 若葉園	都賀2-13-1	
			27 サニー秋桜	東寺山町2-6	
			28 いずみ苑	中田町1044-55	
			29 恵光園	大広町252-4	
		中央区	30 都苑	川戸町2	
			31 あかかぶ園	赤井町33-1	
		稲毛区	32 モンテクローネ	山王町173-2	
		緑区	33 誉田園	高田町1790-1	
	34 けやき園		鎌取町75-1		
	地域密着型サービス事業所（小規模多機能型居宅介護）				
	千葉市	若葉区	35 デイホームおもとの郷御成台	御成台3-2	
		中央区	36 小規模多機能アットホームケア	仁戸名町721-13	
			37 小規模多機能型居宅介護施設「木もれ陽の郷」	花輪町100-1	
		緑区	38 小規模多機能型居住介護みどり	平山町2008-1	
	地域密着型サービス事業所（認知症対応型共同生活介護事業所）				
	千葉市	若葉区	39 グループホームノーマライ心の花	千城台北1-29-7	
			40 ひよりの里	小倉町875-9	
			41 愛の家グループホーム千葉小倉	小倉町1802-15	
			42 グループホーム木もれ陽	大宮町3099-1	
			43 あんしんケアホーム若葉	大宮町3094-2	
			44 シャローム若葉グループホーム虹の家	若松町2170-8	
			45 ちば若葉グループホームそよ風	若松町531-642	
			46 ニチイケアセンター都賀	都賀4-10-18	
			47 アットホームケア桜木	桜木4-19-32	
			48 グループホームひだまりの家	東寺山町1067-9	
			49 グループホーム宮田	中田町1041-1	
			50 グループホームゆるいの里	中田町2348-1	
			51 グループホーム星の里	野呂町738-2	
			52 グループホームさくらんぼ	野呂町1793-355	
			53 グループホーム佐和の杜	佐和町322-88	
			54 グループホームノーマライ心の花御成	下田町1263-56	
			55 グループホームおもとの郷御成台	御成台3-2	

注）病院は有床で入院できる施設、福祉施設は夜間も滞在するものを示している。

出典：「病院・診療所名簿」（ちば医療なび）
「社会福祉施設等一覧表（平成27年度）」（千葉県ホームページ）
「千葉市内の高齢者施設一覧」（千葉市ホームページ）
「地域密着型サービスについて」（四街道市ホームページ）
「千葉保育園マップ」（千葉市ホームページ）
「平成29年度保育所入所案内」（四街道市ホームページ）

表6-2.11(3) 環境保全への配慮を要する施設（医療・福祉施設等）

区分	市区	No.	施設名	住 所	
◇福祉施設	千葉市	中央区	56	グループホームきらら都町	都町1212-4
			57	グループホーム暮らしの里 さくら苑	都町1078-3
			58	アットホームケア仁戸名	仁戸名町507-4
			59	グループホーム赤かぶ園	赤井町33-1
			60	アット・ホームケア千葉中央	星久喜町155-5
			61	大森台ケアセンターそよ風	大森町250-1
			62	グループホームハーモニーそが	蘇我4-22-11
	四街道市		63	グループホームよしおか	吉岡1803-5
			64	はなまるホーム四街道	鹿渡593
	介護老人保健施設				
	千葉市	若葉区	65	いずみ苑リハビリケアセンター	高根町964-49
			66	はつらつリハビリセンター	小間子町3-132
			67	若松ケアセンター	若松町2121
			68	秀眉園	加曽利町1803-1
		中央区	69	葵の園・はまの	浜野町423-1
			70	千葉病院付属介護老人保健施設	仁戸名町682
		稲毛区	71	アーバンケアセンター	山王町168-8
			72	ダンディライオン	山王町174
	緑 区	73	ケアセンターけやき園	鎌取町81-1	
		74	コミュニティ広場うぐいす園	高田町1784-2	
	四街道市		75	四街道徳洲苑	吉岡1830-1
	有料老人ホーム				
	千葉市	若葉区	76	オアゾ桜木	小倉町1763-13
			77	そんぼの家 都賀	桜木北2-14-1
			78	若葉の丘	小倉町1763-12
			79	ベストライフ都賀	桜木5-10-12
		中央区	80	敬老園サンテール千葉	仁戸名町682-70
			81	ハイアットレジデンス 季美の都ちば	都町1212-31
			82	アットホームケアセンター	仁戸名町721-13
			83	さわやかゆう輝の里	川戸町254-1
			84	アートヒルズ蘇我	宮崎2-1-32
		稲毛区	85	アーバンリビング稲毛	山王町327-1
			86	サニーライフ稲毛	山王町142-1
87			プラチナ・シニアハウスいなげ	山王町103-4	
緑 区		88	すみれ	高田町590	
		89	サニーライフおゆみ野	おゆみ野2-17-1	
		90	鎌取ケアコミュニティそよ風	おゆみ野3-26-3	
	91	ミモザおゆみ野	おゆみ野中央5-3-6		
四街道市		92	ほっとはあと・四季平安の杜	鷹の台3-3-23	
		93	ありがとうホーム和良比	和良比952-137	

注) 病院は有床で入院できる施設、福祉施設は夜間も滞在するものを示している。

出典：「病院・診療所名簿」（ちば医療ナビ）

「社会福祉施設等一覧表（平成27年度）」（千葉県ホームページ）

「千葉市内の高齢者施設一覧」（千葉市ホームページ）

「地域密着型サービスについて」（四街道市ホームページ）

「千葉保育園マップ」（千葉市ホームページ）

「平成29年度保育所入所案内」（四街道市ホームページ）

表6-2.11(4) 環境保全への配慮を要する施設（医療・福祉施設等）

区分	市区	No.	施設名	住 所	
○保育施設	千葉市	若葉区	1	千城台東認定こども園	千城台東4-33-1
			2	大宮台保育所	大宮台7-8-2
			3	小倉台保育所	小倉台4-18-2
			4	坂月保育所	坂月町294-1
			5	桜木保育所	桜木1-40-1
			6	更科保育所	更科町2073-27
			7	多部田保育所	多部田町754-39
			8	千城台西保育所	千城台西3-8-1
			9	千城台東第一保育所	千城台東2-8-1
			10	都賀の台保育所	都賀の台3-6-1
			11	野呂保育所	野呂町622
			12	キッズマーム保育園	西都賀3-17-12
			13	すずらん保育園	若松町2106-3
			14	千葉聖心保育園	若松町531-197
			15	都賀保育園	都賀5-1-11
			16	マミー&ミー西都賀保育園	西都賀3-20-3 シバタハイツ都賀 1F
			17	ミルキーホーム都賀園	都賀3-8-14
			18	キッズ倶楽部	都賀3-17-5 戸村第2ハイツ101
			19	やまどり保育園	都賀2-12-11 技工ビル 1F
			20	エデュケア・チルドレン・ハウスにじ	西都賀1
			21	若葉保育園	原町925-21
			22	たいよう保育園	みつわ台3-12-1
			23	旭ヶ丘保育園	都賀1-1-1
			24	みつばち保育園	桜木北2-10-6
			25	若竹保育園	若松町331
			26	おうちほいくもみじのて	若松町2216
			27	たくみん保育園	小倉台4-19-2
			28	ひまわり保育園	桜木北1-15-1
			29	ベビー&キッズルームおあふ	千城台東3-23-3
		中央区	30	川戸保育所	川戸町424-1
			31	星久喜保育所	星久喜町1063-6
			32	都保育所	都町2-26-5
			33	松ヶ丘保育園	松ヶ丘町563-1
			34	大森保育所	大森町268
			35	白旗保育所	白旗2-6-11
			36	慈光保育園	大巖寺町457-5
			37	ローゼンそが保育園	蘇我5-44-2
			38	生実保育所	生実町1940-1
		稲毛区	39	山王保育園	山王町153-16
			40	小深保育所	小深町261-7

注) 病院は有床で入院できる施設、福祉施設は夜間も滞在するものを示している。

出典：「病院・診療所名簿」（ちば医療なび）

「社会福祉施設等一覧表（平成27年度）」（千葉県ホームページ）

「千葉市内の高齢者施設一覧」（千葉市ホームページ）

「地域密着型サービスについて」（四街道市ホームページ）

「千葉保育園マップ」（千葉市ホームページ）

「平成29年度保育所入所案内」（四街道市ホームページ）

表6-2.11(5) 環境保全への配慮を要する施設（医療・福祉施設等）

区分	市区		No.	施設名	住 所
○保育施設	千葉市	緑 区	41	平山保育所	平山町138
			42	あおぞら保育園	鎌取町273-146
			43	認定こども園かしの木	おゆみ野2-1-15
			44	おゆみ野保育園	おゆみ野2-7
			45	げんき保育園	おゆみ野3-26-1
			46	かるがも保育園鎌取駅前園	おゆみ野3-10-7
			47	ココファン・ナーサリーおゆみ野	おゆみ野4-3-5
			48	かまとり保育園	おゆみ野4-30
	四街道市		49	四街道保育園	四街道3-10-9
			50	かるがも保育園四街道園	四街道1-8-4
			51	エンゼルテーション保育園	四街道1-13-1
			52	たけのこ保育園	下志津新田2531-9
			53	さつき保育園	鹿渡1094
			54	ミルキーホーム四街道園	鹿渡1124-3
			55	まちの保育園四街道駅前	四街道2-2-21 オークウッド1階
			56	テンドーラビング保育園わらび	和良比517-15
			57	ゆうゆう保育園	和良比686-1

注) 病院は有床で入院できる施設、福祉施設は夜間も滞在するものを示している。

出典：「病院・診療所名簿」（ちば医療なび）

「社会福祉施設等一覧表（平成27年度）」（千葉県ホームページ）

「千葉市内の高齢者施設一覧」（千葉市ホームページ）

「地域密着型サービスについて」（四街道市ホームページ）

「千葉保育園マップ」（千葉市ホームページ）

「平成29年度保育所入所案内」（四街道市ホームページ）



凡 例

◎ 対象事業実施区域

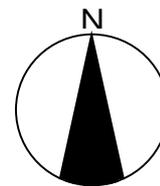
□ 病院

- - - 市境

- - - 区境

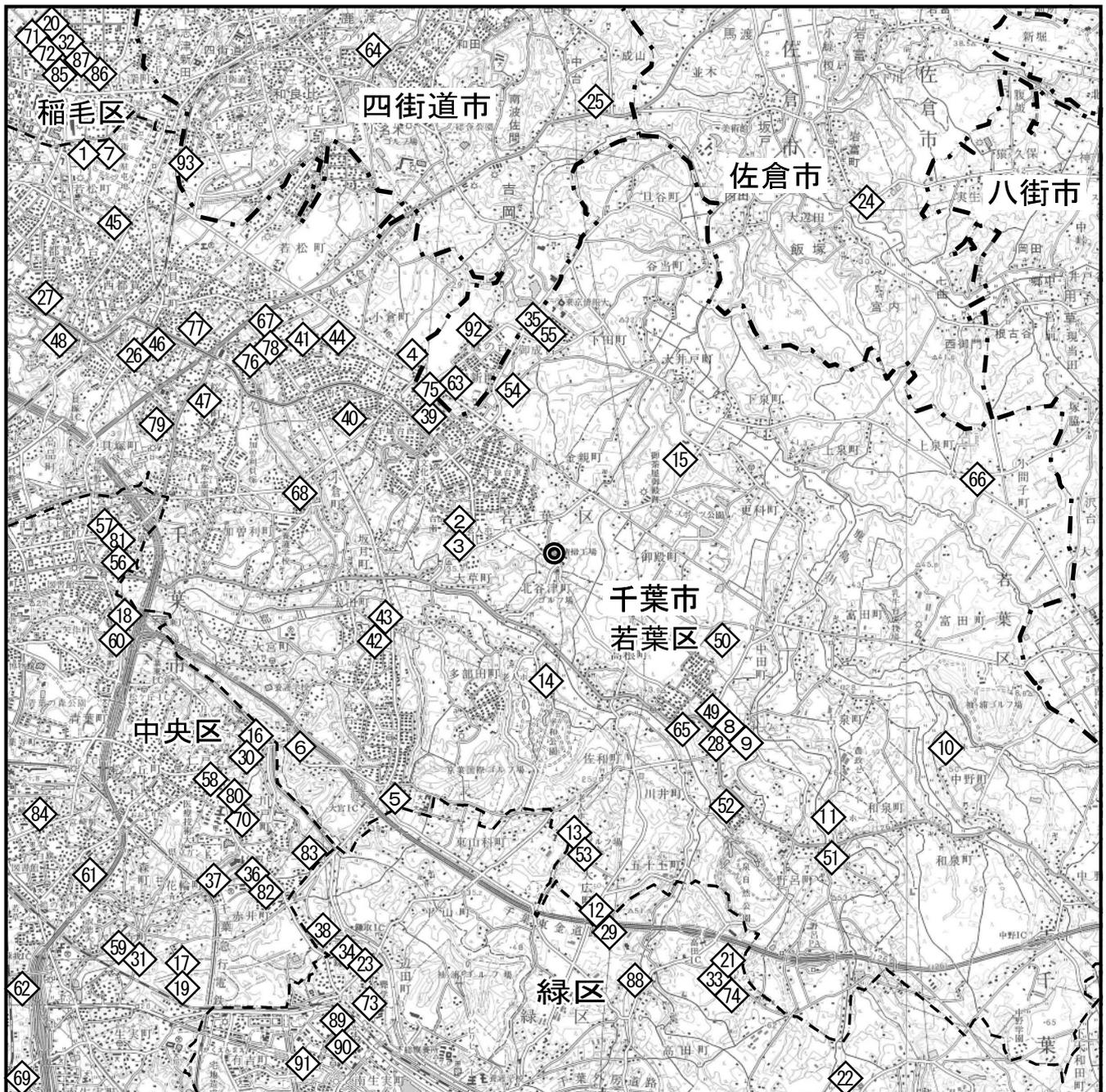
出典：「病院・診療所名簿」（ちば医療なび）
 「社会福祉施設等一覧表（平成27年度）」（千葉県ホームページ）
 「千葉市内の高齢者施設一覧」（千葉市ホームページ）
 「地域密着型サービスについて」（四街道市ホームページ）
 「千葉保育園マップ」（千葉市ホームページ）
 「平成29年度保育所入所案内」（四街道市ホームページ）

この地図は、国土地理院発行の1:50,000地形図「千葉」「東金」を使用し、1:70,000の縮尺に編集したものである。



1 : 70,000
 0 700m 1km 2km

図 6-2.6(1) 環境保全への配慮を要する施設
 （医療・福祉施設等（医療施設））



凡 例

- 対象事業実施区域
- ◇ 福祉施設
- · - 市境
- - - 区境

出典：「病院・診療所名簿」（ちば医療なび）
 「社会福祉施設等一覧表（平成27年度）」（千葉県ホームページ）
 「千葉市内の高齢者施設一覧」（千葉市ホームページ）
 「地域密着型サービスについて」（四街道市ホームページ）
 「千葉保育園マップ」（千葉市ホームページ）
 「平成29年度保育所入所案内」（四街道市ホームページ）

この地図は、国土地理院発行の1:50,000地形図「千葉」「東金」を使用し、1:70,000の縮尺に編集したものである。

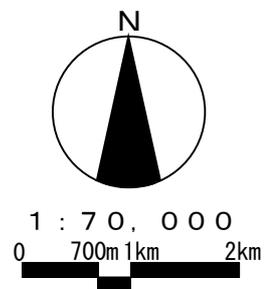


図 6-2.6(2) 環境保全への配慮を要する施設
 (医療・福祉施設等 (福祉施設))



凡 例

- ◎ 対象事業実施区域
- 保育施設
- · - 市境
- - - 区境

出典：「病院・診療所名簿」（ちば医療なび）
「社会福祉施設等一覧表（平成27年度）」（千葉県ホームページ）
「千葉市内の高齢者施設一覧」（千葉市ホームページ）
「地域密着型サービスについて」（四街道市ホームページ）
「千葉保育園マップ」（千葉市ホームページ）
「平成29年度保育所入所案内」（四街道市ホームページ）

この地図は、国土地理院発行の1:50,000地形図「千葉」「東金」を使用し、1:70,000の縮尺に編集したものである。

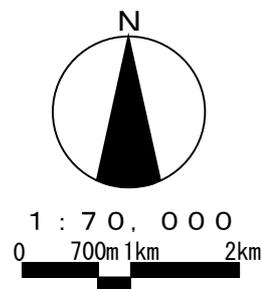


図 6-2.6(3) 環境保全への配慮を要する施設
(医療・福祉施設等 (保育施設))

6-2-7 下水道の整備の状況

千葉市及び周辺市の公共下水道の普及状況は、表6-2.12に示すとおりである。また、千葉市における公共下水道の普及状況の推移は、表6-2.13に示すとおりである。

千葉市の平成26年度の公共下水道普及率は、人口比で97.2%である。

表6-2.12 公共下水道普及状況（平成26年度）

市	行政区域		全体 計画 面積 (ha)	整備 面積 (ha)	処理 人口 (千人)	整備率 (面積比%)	普及率 (人口比%)
	面積 (ha)	人口 (千人)					
千葉市	27,176	962.6	13,191	12,261	936.0	92.9	97.2
佐倉市	10,369	177.4	4,786	2,737	163.6	57.2	92.2
四街道市	3,452	91.2	2,050	1,119	81.4	54.6	89.2
八街市	7,494	73.2	1,030	438	20.1	42.5	27.4

注1) 人口は平成27年3月1日現在、行政区域面積は平成26年10月1日現在の値を示している。

注2) 端数処理のため、総数と内訳が一致しない場合がある。

出典：「千葉県統計年鑑（平成27年）」（千葉県ホームページ）

表6-2.13 千葉市の公共下水道普及状況の推移

年度	行政区域		全体 計画 面積 (ha)	整備 面積 (ha)	処理 人口 (千人)	整備率 (面積比%)	普及率 (人口比%)
	面積 (ha)	人口 (千人)					
平成22年度	27,208	937.0	13,191	12,180	910.2	92.3	97.1
平成23年度	27,208	937.0	13,191	12,189	910.5	92.4	97.2
平成24年度	27,208	958.0	13,191	12,247	931.6	92.8	97.2
平成25年度	27,176	959.0	13,191	12,255	932.9	92.9	97.2
平成26年度	27,176	962.6	13,191	12,261	936.0	92.9	97.2

注) 端数処理のため、総数と内訳が一致しない場合がある。

出典：「千葉県統計年鑑（平成23～27年）」（千葉県ホームページ）

6-2-8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

1. 公害防止関係法令等

(1) 大 気

① 大気汚染に係る環境基準等

環境基本法に基づく大気汚染に係る環境基準及び有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準は、表6-2. 14(1)～(4)に示すとおり定められている。また、環境基準以外の指針値等には、表6-2. 15に示すものがある。

表6-2. 14(1) 大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件	備 考
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1 時間値が0.1ppm以下であること。	—
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が10ppm以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が20ppm以下であること。	—
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μ m以下のものをいう。
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
光化学オキシダント (O _x)	1 時間値が0.06ppm以下であること。	光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

表6-2. 14(2) 有害大気汚染物質に係る環境基準

物 質	環境上の条件	備 考
ベンゼン	1 年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
トリクロロエチレン	1 年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1 年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1 年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	

注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

表6-2.14(3) 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件	備考
微小粒子状物質	1年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5 \mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

表6-2.14(4) ダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件	備考
ダイオキシン類	1年平均値が $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下であること。	基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。

注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

表6-2.15 その他の指針値等

物質	指針値・目標値	根拠
非メタン炭化水素	午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値が、 0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲以下	①
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であること。	②
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が 0.1ppm 以下であること。	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が 20ppm 以下であること。	
光化学オキシダント	1時間値が 0.06ppm 以下であること。	
微小粒子状物質	1年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	
降下ばいじん	月間値の年平均値が $10 \text{t}/\text{km}^2/\text{月}$ 以下であり、かつ月間値が $20 \text{t}/\text{km}^2/\text{月}$ 以下であること。	
ダイオキシン類	年間平均値が $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下であること。	
ベンゼン	1年平均値が、 $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	
トリクロロエチレン	1年平均値が、 $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が、 $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が、 $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	
アクリロニトリル	1年平均値が、 $2 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	
塩化ビニルモノマー	1年平均値が、 $10 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	
水銀及びその化合物	1年平均値が、 $0.04 \mu\text{gHg}/\text{m}^3$ 以下であること。	
ニッケル化合物	1年平均値が、 $0.025 \mu\text{gNi}/\text{m}^3$ 以下であること。	
クロロホルム	1年平均値が、 $18 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	
1,2-ジクロロエタン	1年平均値が、 $1.6 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	
1,3-ブタジエン	1年平均値が、 $2.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	
ヒ素及び無機ヒ素化合物	1年平均値が、 $6 \text{ng-As}/\text{m}^3$ 以下であること。	
マンガン及びその化合物	1年平均値が、 $0.14 \mu\text{gMn}/\text{m}^3$ 以下であること。	
塩化水素	目標環境濃度 0.02ppm 以下	③

〔根拠〕 ①：「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針」（昭和51年8月13日通知）

②：千葉市環境基本計画に定める定量目標

③：環境庁大気保全局長通達（昭和52年6月16日 環大規第136号より）

② 大気汚染に係る規制基準

計画施設は、大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設（廃棄物焼却炉）に該当し、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん及び塩化水素の排出基準が適用される。

また、大気汚染防止法の改正に伴い、平成30年4月1日より水銀の排出基準が適用となる予定である。

さらに、この施設はダイオキシン類対策特別措置法に定める大気基準適用施設に該当し、ダイオキシン類の排出基準が適用される。

ア. 硫黄酸化物

(ア) K値規制

大気汚染防止法では、K値規制として、ばい煙発生施設ごとに排出口（煙突）の高さに応じて硫黄酸化物の許容排出量を次式により定めている。千葉市は $K=1.75$ が適用される。

$$q = K \times 10^{-3} \times H_e^2$$

q：硫黄酸化物の排出量（ $m^3_N/時$ ）

H_e ：補正された排出口の高さ（煙突実高+煙上昇高）（m）

K：地域によって異なる値（千葉市は $K=1.75$ ）

(イ) 総量規制基準

千葉市は、大気汚染防止法に基づき硫黄酸化物の総量規制基準がかかる地域に指定されており、同法及び硫黄酸化物に係る総量規制基準（昭和63年 千葉県告示第65号）により硫黄酸化物の総排出量が規制されている。原燃料使用量の重油換算が500L/時以上の工場又は事業所については、総量規制基準を次式により定めている。

$$Q = 3.3W^{0.88} + 0.5 \times 3.3 \{ (W + W_i)^{0.88} - W^{0.88} \}$$

Q：排出が許容される硫黄酸化物の量（ $m^3_N/時$ ）

W：昭和51年9月30日までに設置されたすべての適用施設を定格能力で運転する場合の原燃料使用量（重油換算 kL/時）

W_i ：昭和51年10月1日以降に設置されたすべての適用施設を定格能力で運転する場合の原燃料使用量のうち当該変更により増加する原燃料使用量を合計した量（重油換算 kL/時）

イ. 窒素酸化物

(ア) 濃度規制

大気汚染防止法では、廃棄物焼却炉については、種類や施設の設置時期に応じて

排出基準が定められている。計画施設の排出基準は、表6-2. 16に示すとおりである。

表6-2. 16 廃棄物焼却炉における排出基準

施設の種類	排出基準 (ppm)	施設設置年月日
廃棄物焼却炉	250 (On=12%)	昭和52年6月17日以降

備考 窒素酸化物の濃度は、次式により算出された濃度とする。

$$C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C : 補正後の窒素酸化物の濃度 (ppm)

0s : 排出ガス中の酸素の濃度 (%) (当該濃度が20%を超える場合にあっては20%とする。)

0n : 標準酸素濃度 (12%)

Cs : 排出ガス中の窒素酸化物の実測値 (ppm) (JIS K 0104による。)

(イ) 総量指導基準

千葉市は、千葉市窒素酸化物対策指導要綱に基づき窒素酸化物の排出総量を指導している。原燃料使用量の重油換算の合計が2 kL/時以上の工場又は事業所について、窒素酸化物の排出総量の指導基準を次式により定めている。

$$Q = 1.86W^{0.95} + 1.31W_i^{0.95}$$

Q : 排出が許容される窒素酸化物の量 (m^3_N /時)

W : 昭和58年3月31日までに設置され通常稼働しているばい煙発生施設で使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したもの (kL/時)

W_i : 昭和58年4月1日以後に設置され通常稼働するすべてのばい煙発生施設で使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したもの (kL/時)

ウ. ばいじん

大気汚染防止法では、廃棄物焼却炉の処理能力に応じた一般排出基準が定められている。さらに、千葉県では排出ガス量に応じた上乘せ基準が定められている。千葉市は上乘せ基準適用地に該当し、一般排出基準と上乘せ基準のいずれか厳しい基準が適用される。排出基準は表6-2. 17に示すとおりである。

表6-2. 17 廃棄物焼却炉におけるばいじんの排出基準

施設の種類	廃棄物の処理能力 (t/時)	上乘せ基準 (g/m ³ _N)	一般排出基準 (g/m ³ _N)	
			H10. 7. 1 以後設置	0n (%)
廃棄物焼却炉	4以上	0.40	0.04	12
	2以上4未満		0.08	
	2未満		0.15	

備考1 「一般排出基準」に掲げるばいじんの濃度は、次の式により算出されたばいじんの濃度とする。

$$C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C : ばいじんの濃度 (g/m³_N)

0n : 標準酸素濃度 (12%)

0s : 排出ガス中の酸素の濃度 (%) (当該濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。)

Cs : 排出ガス中のばいじんの実測値 (g/m³_N) (JIS Z 8808による。)

なお、標準酸素濃度0nが0sの施設及び熱源として電気を使用する施設にあっては、C=Csとする。

- 当該ばいじんの濃度には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん (1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。) は含まれていないものとする。
- ばいじんの濃度が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の濃度とする。
- 上乘せ基準適用施設にあっては、「上乘せ基準」と「一般排出基準」のいずれか厳しい基準が適用される。
- 「上乘せ基準」は標準酸素濃度による補正は行わない。

エ. 塩化水素

大気汚染防止法では、廃棄物焼却炉について塩化水素の排出基準が表6-2. 18に示すとおり定められている。

表6-2. 18 廃棄物焼却炉における塩化水素の排出基準

施設の種類	排出基準 (mg/m ³ _N)
廃棄物焼却炉	700

注) 塩化水素の濃度は、実測値を次式により換算した値とする。

$$C = \{9 / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C : 補正後の塩化水素濃度 (mg/m³_N)

0s : 排出ガス中の酸素の濃度 (%)

Cs : 排出ガス中の塩化水素実測値 (mg/m³_N) (JIS K 0107硝酸銀法による)

オ. 水銀

大気汚染防止法の改正に伴い、平成30年4月1日より廃棄物焼却炉から排出される水銀の排出基準が、表6-2. 19に示すとおり定められる予定である。

表6-2. 19 廃棄物焼却炉における水銀の排出基準

焼却能力	排出基準 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	
	新設	既設 ^{注)}
火格子面積 2m^2 以上若しくは 焼却能力200kg/時以上	30	50

注) 「大気汚染防止法の一部を改正する法律」の施行日(平成30年4月1日)において設置されている施設(設置の工事が着工されているものを含む。)を指す。

カ. ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法では、廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の排出基準が、表6-2. 20に示すとおり定められている。

表6-2. 20 廃棄物焼却炉におけるダイオキシン類排出基準

焼却能力 ^{注1)}	排出基準 ($\text{ng-TEQ}/\text{m}^3_{\text{N}}$) ^{注2)}	O_n (%)
	新設 (H12. 1. 15以後設置)	
4,000kg/時以上	0.1	12
2,000~4,000kg/時未満	1	
2,000kg/時未満	5	

注1) 火床面積 0.5m^2 以上又は焼却能力が50kg/時以上について適用される。

注2) ダイオキシン類の濃度は次の式によって換算した濃度とする。

$$C = \{(21 - O_n) / (21 - O_s)\} \times C_s$$

C : ダイオキシン類の濃度 ($\text{ng-TEQ}/\text{m}^3_{\text{N}}$)

O_n : 標準酸素濃度 (12%)

O_s : 排出ガス中の酸素の濃度 (%)

(当該濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。)

C_s : 排出ガス中のダイオキシン類の実測値 ($\text{ng-TEQ}/\text{m}^3_{\text{N}}$)

(2) 水質

① 水質汚濁に係る環境基準

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準は、公共用水域の基準として人の健康の保護に関する環境基準、生活環境の保全に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている。また、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準も定められている。

ア. 人の健康の保護に関する環境基準及びダイオキシン類の環境基準等

人の健康の保護に関する環境基準は表6-2.21(1)に、ダイオキシン類の環境基準は表6-2.21(2)に示すとおりである。人の健康の保護に関する環境基準は全公共用水域について、ダイオキシン類の環境基準は公共用水域、地下水及び底質について一律に定められている。

また、環境基準以外の指針値として、千葉市の環境目標値がある。人の健康の保護に関する環境目標値は表6-2.21(3)に、ダイオキシン類の環境目標値は表6-2.21(4)に示すとおりである。

表6-2. 21 (1) 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

表6-2. 21 (2) ダイオキシン類に係る水質等の環境基準

区 分	基 準 値
水 質	1 pg-TEQ/L以下
地下水	1 pg-TEQ/L以下
底 質	150pg-TEQ/g以下

備考1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。

2 水質の基準値は、年間平均値とする。

表6-2. 21 (3) 人の健康の保護に関する環境目標値

項 目	目 標 値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。(定量下限値：0.1mg/L)
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。(定量下限値：0.0005mg/L)
PCB	検出されないこと。(定量下限値：0.0005mg/L)
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考1 年間平均値で評価する。ただし、全シアンについては、最高値とする。

2 海域についてはふっ素及びほう素の環境目標値は適用しない。

表6-2. 21 (4) ダイオキシン類に係る水質等の環境目標値

区 分	目 標 値
水 質	1 pg-TEQ/L以下
地下水	1 pg-TEQ/L以下
底 質	150pg-TEQ/g以下

備考1 目標値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。

2 水質の目標値は、年間平均値とする。

イ. 生活環境の保全に関する環境基準等

生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼、海域について利用目的に応じて水域類型を設定してそれぞれの基準が定められている。河川に適用される環境基準は表6-2. 22(1)に示すとおりである。

また、環境基準以外の指針値として、千葉市の環境目標値がある。生活環境の保全に関する環境目標値は表6-2. 22(2)に示すとおりである。

表6-2. 22(1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級及びC以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L以下	25mg/L以下	5 mg/L以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L以下	50mg/L以下	5 mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L以下	100mg/L以下	2 mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められない こと。	2 mg/L以上	—

備考1 基準値は、日間平均値とする。

2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン酸 及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特 A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特 B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

備考 基準値は、年間平均値とする。

表6-2. 22 (2) 生活環境の保全に関する環境目標値

ア

水系	水域区分 (評価地点)	目 標 値		
		生物化学的 酸素要求量 (BOD)	溶存酸素 (DO)	大腸菌群数
都川	都川上流 (高根橋)	3 mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100ml以下
	都川下流 (青柳橋)	3 mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100ml以下
	都川下流 (都橋)	5 mg/L以下	5 mg/L以上	—
	葎川下流 (日本橋)	5 mg/L以下	5 mg/L以上	—
	支線都川 (新都川橋)	3 mg/L以下	5 mg/L以上	5,000MPN/100ml以下
	坂月川 (辺田前橋)	5 mg/L以下	5 mg/L以上	5,000MPN/100ml以下
	葎川上流 (源町407番地地先)	5 mg/L以下	5 mg/L以上	—
鹿島川	鹿島川上流 (下大和田町1146番地地先)	2 mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100ml以下
	鹿島川上流 (平川橋)	2 mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100ml以下
	鹿島川下流 (下泉橋)	2 mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100ml以下
花見川	花見川上流 (花島橋)	5 mg/L以下	5 mg/L以上	5,000MPN/100ml以下
	勝田川	5 mg/L以下	5 mg/L以上	5,000MPN/100ml以下
	花見川下流 (新花見川橋)	5 mg/L以下	5 mg/L以上	—
その他の水域	村田川 (高本谷橋)	2 mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100ml以下
	浜田川 (下八坂橋)	5 mg/L以下	5 mg/L以上	—
	花園川[草野水路] (高洲橋)	3 mg/L以下	5 mg/L以上	—
	浜野川 (浜野橋)	3 mg/L以下	5 mg/L以上	—
	生実川 (平成橋)	3 mg/L以下	5 mg/L以上	1,000MPN/100ml以下

備考 BODの達成状況は、日平均値の75%で評価している。

イ

水系	水域区分 (評価地点)	目 標 値					
		化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	全窒素	全リン	全亜鉛
海域	千葉港 (千葉コン ビナート湾内)	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	1.0mg/L 以下	0.09mg/L 以下	0.02mg/L 以下
	いなげの浜～幕張 の浜 (幕張浜地先)	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	100MNP/100mL 以下	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下	0.02mg/L 以下

ウ. 地下水の水質汚濁に係る環境基準等

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表6-2. 23(1)に示すとおりである。

なお、地下水のダイオキシン類の環境基準は表6-2. 21(2)に示したとおりである。

また、環境基準以外の指針値として、千葉市の環境目標値がある。地下水の環境目標値は表6-2. 23(2)に示すとおりである。

表6-2. 23(1) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

表6-2. 23 (2) 地下水の水質に係る環境目標値

項目	目標値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。(定量下限値：0.1mg/L)
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。(定量下限値：0.0005mg/L)
PCB	検出されないこと。(定量下限値：0.0005mg/L)
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

② 水質汚濁に係る規制基準

一般廃棄物処理施設である焼却施設は、水質汚濁防止法に定める特定施設に該当する。

本事業は、この特定施設を設置するため特定事業場に該当する。

ア. 有害物質に係る排水基準

有害物質に係る排水基準は表6-2.24に示すとおりである。有害物質に係る排水基準は、排水量にかかわらず全ての特定事業場に適用される。

表6-2.24 排水基準（有害物質）

項目	許容限度	備考
カドミウム及びその化合物	0.01mg/L	ごみ焼却施設
シアン化合物	不検出	
有機燐化合物	不検出	
鉛及びその化合物	0.1mg/L	
六価クロム化合物	0.05mg/L	
砒素及びその化合物	0.05mg/L	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005mg/L	
アルキル水銀化合物	不検出	
PCB	不検出	
トリクロロエチレン	0.1mg/L	全業種
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	
ジクロロメタン	0.2mg/L	
四塩化炭素	0.02mg/L	
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L	
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L	
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L	
チウラム	0.06mg/L	
シマジン	0.03mg/L	
チオベンカルブ	0.2mg/L	
ベンゼン	0.1mg/L	
セレン及びその化合物	0.1mg/L	
ほう素及びその化合物	10mg/L	全業種、海域以外
ふっ素及びその化合物	8 mg/L	全業種、海域以外
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L ^{注)}	全業種
1,4-ジオキサン	0.5mg/L	

注) アンモニア性窒素に0.4を乗じ算出した値及び硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の3者の合計を示している。

イ. 有害物質以外に係る排水基準

ごみ焼却施設における有害物質以外に係る排水基準は表6-2.25に示すとおりであり、排水量等によりそれぞれの基準が定められている。なお、計画施設における排水量は未定である。

表6-2.25 排水基準（有害物質以外）

項目		許容限度	備考
生物化学的酸素要求量 (BOD) 又は化学的酸素要求量 (COD)		20mg/L	30m ³ 以上500m ³ 未満
		10mg/L	500m ³ 以上
浮遊物質 (SS)		40mg/L	30m ³ 以上500m ³ 未満
		20mg/L	500m ³ 以上
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	鉱油類含有量	3 mg/L	30m ³ 以上500m ³ 未満
		2 mg/L	500m ³ 以上
	動植物油脂類含有量	5 mg/L	30m ³ 以上500m ³ 未満
		3 mg/L	500m ³ 以上
水素イオン濃度 (pH)		5.8～8.6	海域以外
フェノール類		0.5mg/L	500m ³ 未満
			500m ³ 以上
銅含有量		1 mg/L	500m ³ 未満
			500m ³ 以上
溶解性鉄含有量		5 mg/L	500m ³ 未満
			500m ³ 以上
溶解性マンガン含有量		5 mg/L	500m ³ 未満
			500m ³ 以上
全クロム含有量		0.5mg/L	500m ³ 未満
			500m ³ 以上
大腸菌群数		3,000個/cm ³	500m ³ 未満
			500m ³ 以上
亜鉛含有量		1 mg/L	50m ³ 未満
			50m ³ 以上
窒素含有量		30mg/L	30m ³ 以上
燐含有量		4 mg/L	30m ³ 以上

注) 排水量は、1日あたりの平均排水量。

ウ. ダイオキシン類の排出基準

ダイオキシン類の排出基準は、表6-2.26に示すとおりである。

表6-2.26 ダイオキシン類の排出基準

施設の種類の	排出基準 (pg-TEQ/L)
大気基準適用施設である廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	10

③ 下水道排除基準

対象事業実施区域周辺は、公共下水道の整備区域となっており、本事業では余剰分のプラント系排水及び生活排水は下水道排水となる計画である。

下水道法及び千葉市下水道条例に基づく排除基準は、表6-2. 27に示すとおりである。

表6-2. 27 下水道排除基準

項目	下水道排除基準値
カドミウム及びその化合物	0.01mg/L以下
シアン化合物	検出されないこと。
有機リン化合物	検出されないこと。
鉛及びその化合物	0.1mg/L以下
六価クロム化合物	0.05mg/L以下
砒素及びその化合物	0.05mg/L以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005mg/L以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。
トリクロロエチレン	0.1mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L以下
ジクロロメタン	0.2mg/L以下
四塩化炭素	0.02mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L以下
チウラム	0.06mg/L以下
シマジン	0.03mg/L以下
チオベンカルブ	0.2mg/L以下
ベンゼン	0.1mg/L以下
セレン及びその化合物	0.1mg/L以下
ほう素及びその化合物	(海域) 230mg/L以下
ふっ素及びその化合物	(海域) 15mg/L以下 (30m ³ /日未満) 10mg/L以下 (30m ³ /日以上)
1,4-ジオキサン	0.5mg/L以下
フェノール類	0.5mg/L以下
銅及びその化合物	1 mg/L以下
亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下
鉄及びその化合物 (溶解性)	1 mg/L以下
マンガン及びその化合物 (溶解性)	1 mg/L以下
クロム及びその化合物	0.5mg/L以下
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L以下
水素イオン濃度	5 < pH < 9
生物化学的酸素要求量	600mg/L以下 (50m ³ /日以上)
浮遊物質	600mg/L以下 (50m ³ /日以上)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	5 mg/L以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類)	30 mg/L以下 (50m ³ /日以上)
窒素含有量	240mg/L以下 (50m ³ /日以上)
りん含有量	32mg/L以下 (50m ³ /日以上)
温度	45℃以下
沃素消費量	220mg/L以下 (50m ³ /日以上)

(3) 土 壤

環境基本法に基づく土壤汚染に係る環境基準及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準は、表6-2.28(1)～(2)に示すとおりである。

また、環境基準以外の指針値として、千葉市の環境目標値がある。土壤の環境目標値は表6-2.28(3)～(4)に示すとおりである。

表6-2.28(1) 土壤汚染に係る環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	検液 1 Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液 1 Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液 1 Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壤 1 kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液 1 Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壤 1 kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は 塩化ビニルモノマー)	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.1mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき 1 mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液 1 Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液 1 Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液 1 Lにつき 1 mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1 Lにつき0.05mg以下であること。

備考1 カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壤が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び 1 mgを超えていない場合には、それぞれ検液 1 Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び 3 mgとする。

2 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

3 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

表6-2. 28(2) ダイオキシン類に係る土壌の環境基準

物質	基準値
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g以下

- 備考1 環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。
- 2 環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

表6-2. 28(3) 土壌に係る環境目標値

項目	基準値
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。(定量下限値：0.1mg/L)
有機燐	検液中に検出されないこと。(定量下限値：0.1mg/L)
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。(定量下限値：0.0005mg/L)
PCB	検液中に検出されないこと。(定量下限値：0.0005mg/L)
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。

表6-2. 28(4) ダイオキシン類に係る土壌の環境目標値

物質	基準値
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g以下

- 備考1 目標値は2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキサンの毒性に換算した値とする。

(4) 地盤沈下

千葉市及び周辺市では、地盤沈下を防止するため、工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律（ビル用水法）、千葉県環境保全条例及び千葉市環境保全条例により地下水の採取が規制されている。規制の内容は、表6-2. 29(1)～(2)に示すとおりである。

対象事業実施区域は、千葉市環境保全条例による規制が適用される。

表6-2. 29(1) 地下水採取規制

法令名	技術上の基準		規制対象の揚水機の吐出口断面積	規制対象
	ストレーナーの位置	揚水機の吐出口の断面積		
ビル用水法	650m以深	21cm ² 以下	6 cm ² 超	冷房設備、暖房設備、水洗便所、自動車車庫に設けられた洗車設備、公衆浴場（浴室の床面積の合計が150m ² を超えるもの）
工業用水法	650m以深	21cm ² 以下	6 cm ² 超	工業の用途 製造業（物品の加工修理業を含む）、電気供給業、ガス供給業、熱供給業
千葉県環境保全条例	650m以深 ^{注1)} 350m以深 ^{注2)} 250m以深 ^{注3)}	21cm ² 以下	6 cm ² 超	工業用、鉱業用、建築物用、農業用、水道用、工業用水道事業用、ゴルフ場における散水用

注1) 市川市、浦安市、松戸市、船橋市、鎌ヶ谷市、習志野市、市原市、袖ヶ浦市、長柄町の場合。

注2) 木更津市、君津市、富津市、四街道市の場合

注3) 流山市、野田市、八千代市、柏市、我孫子市、佐倉市、成田市（旧大栄町を除く）、八街市、印西市、白井市、栄町、酒々井町、富里市、山武市（旧山武町に限る）、芝山町の場合。

備考 指定地域 ビル用水法：旦谷町、谷当町、下田町、大井戸町、下泉町、上泉町、更科町、小間子町、富田町、御殿町、中田町、北谷津町、高根町、古泉町、中野町、多部田町、川井町、大広町、五十土町、野呂町、和泉町、佐和町、土気町、上大和田町、下大和田町、高津戸町、大高町、越智町、大木戸町、大椎町、小食土町、小山町、板倉町、高田町及び平川町を除く千葉市域

工業用水法：一般国道357号線と一般国道16号線との交点以北の一般国道357号線及びその交点以南の一般国道16号線以西の地域並びに花見川区幕張町1丁目から5丁目まで（東日本旅客鉄道総武本線花見川橋梁下流の花見川との交点以北の一般国道14号線以西の地域に限る。）及び美浜区のうち一般国道357号線以東の地域に限る。

千葉県環境保全条例：市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、成田市（旧大栄町を除く。）、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、山武市（旧山武町に限る。）、酒々井町、栄町、芝山町、長柄町

表6-2. 29(2) 地下水採取規制

法令名	技術上の基準		規制対象の揚水機の吐出口断面積	規制対象
	ストレーナーの位置	揚水機の吐出口の断面積		
千葉県環境保全条例	650m以深	21cm ² 以下	6 cm ² 超	1. 工業の用途 製造業（物品の加工修理業を含む）、電気供給業、ガス供給業、熱供給業 2. 鉱業の用途 3. 建築物用地下水としての用途 冷房設備、暖房設備、水洗便所、自動車車庫に設けられた洗車設備、公衆浴場（浴室の床面積の合計が150cm ² を超えるもの） 4. 農業の用途 5. 水道事業、簡易水道事業、専用水道、小規模水道の用途 6. 工業用水道事業 7. 開発区域面積が10ヘクタール以上のゴルフ場における散水の用途
	—	—	—	地下水以外の水源を確保することができない場合、許可を受けられる用途 1. 工業及び鉱業の用途のうち、専ら防火その他保安に係る用途 2. 建築物用地下水のうち、水洗便所に係る用途 3. 農業の用途、水道事業・簡易水道事業・専用水道・小規模水道の用途及び工業用水道事業の用途 4. 旧千葉県公害防止条例に基づき許可を受けたとみなされる既設井戸の堀替えの場合で、従前の揚水量を超えず、かつ廃止した井戸に係る用途と同一の用途のもの

(5) 騒音

① 騒音に係る環境基準

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準は、表6-2. 30(1)～(3)に示すとおり定められている。対象事業実施区域は市街化調整区域であり、B類型の基準値が適用される。

また、環境基準以外の指針値として、千葉市の環境目標値がある。騒音に係る環境目標値は環境基準と同等となっており、表6-2. 30(1)～(3)に示すとおりである。

表6-2. 30(1) 騒音に係る環境基準

時間の区分 地域の類型	基準値	
	昼 間 午前6時～午後10時	夜 間 午後10時～午前6時
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

※地域の類型 千葉市 AA：特に静穏を要する地域。千葉市には該当する地域はない。
A：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
B：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域
C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

四街道市 AA：特に静穏を要する地域。四街道市には該当する地域はない。
A：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
B：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

佐倉市 AA：特に静穏を要する地域。佐倉市には該当する地域はない。
A：第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
B：第一種住居地域、第二種住居地域
C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

八街市 AA：特に静穏を要する地域。八街市には該当する地域はない。
A：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
B：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

表6-2. 30(2) 道路に面する地域の騒音に係る環境基準

時間の区分 地域の区分	基準値	
	昼 間 午前6時～午後10時	夜 間 午後10時～午前6時
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。幹線交通を担う道路に近接する空間は、特例として表6-2. 29(3)の基準による。

※地域の区分 表6-2. 29(1)の地域の類型と同様。

表6-2. 30(3) 幹線交通を担う道路に近接する空間の騒音に係る環境基準（特例）

基準値	
昼 間 午前6時～午後10時	夜 間 午後10時～午前6時
70デシベル以下	65デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

② 騒音に係る規制基準等

ア. 特定工場に係る規制基準

特定工場に係る騒音は、騒音規制法及び千葉県環境保全条例で規制されており、規制基準は表6-2.31に示すとおりである。

対象事業実施区域は市街化調整区域であり、第二種区域の規制基準が適用される。

表6-2.31 騒音規制法及び千葉県環境保全条例に基づく特定工場に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間 午前8時～ 午後7時	朝・夕 午前6時～午前8時 午後7時～午後10時	夜間 午後10時～ 午前6時
第一種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第二種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第三種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第四種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

※区域の区分 第一種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域

第二種区域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、第一特別地域、市街化調整区域

第三種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域（ただし、第一特別地域を除く。）、第二特別地域

第四種区域：工業地域、工業専用地域（ただし、第一特別地域及び第二特別地域を除く。)

備考1 第一特別地域とは、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域であって、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域に接する境界から50メートル以内の区域をいう。

2 第二特別地域とは、工業地域及び工業専用地域であって、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域に接する境界から50メートル以内の区域をいう。

3 第二種区域、第三種区域及び第四種区域内に所在する学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域における規制基準値は、表に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。

イ. 自動車騒音の要請限度

騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度は、表6-2. 32(1)～(2)に示すとおりである。

表6-2. 32(1) 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分	基準値	
		昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域		65デシベル	55デシベル
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域		70デシベル	65デシベル
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域		75デシベル	70デシベル

※区域の区分 千葉市 a区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
 b区域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、第一特別地域、市街化調整区域
 c区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域（ただし、第一特別地域を除く。）。工業地域、工業専用地域（ただし、第一特別地域を除く。）
 四街道市 a区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
 b区域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
 c区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域
 佐倉市 a区域：第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
 b区域：第一種住居地域、第二種住居地域
 c区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域
 八街市 a区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
 b区域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
 c区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

備考1 第一特別地域とは、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域であって、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域に接する境界から50メートル以内の区域をいう。
 2 第二特別地域とは、工業地域及び工業専用地域であって、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域に接する境界から50メートル以内の区域をいう。
 3 幹線交通を担う道路に近接する空間は、特例として表6-2. 31(2)の基準による。

表6-2. 32(2) 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例

基準値	
昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
75デシベル以下	70デシベル以下

ウ. 建設作業騒音に係る規制基準

特定建設作業騒音は、騒音規制法及び千葉市環境保全条例で規制されており、規制基準は表6-2. 33に示すとおりである。

対象事業実施区域は、第二号区域の基準が適用される。

表6-2. 33 騒音規制法及び千葉市環境保全条例に基づく特定建設作業に係る規制基準

騒音の大きさ		作業時間		1日の作業時間		作業期間	作業日
基準値	基準点	第一号区域	第二号区域	第一号区域	第二号区域		
85デシベルを超えないこと	敷地の境界線	午後7時から翌日午前7時までの時間内でないこと	午後10時から翌日午前6時までの時間内でないこと	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日ではないこと

※区域の区分 第一号区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域、第一特別地域。近隣商業地域、商業地域、準工業地域（ただし、第一特別地域を除く。）、第二特別地域。工業地域、工業専用地域（ただし、第一特別地域及び第二特別地域を除く。）のうち学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲八十メートル以内の区域
第二号区域：第一号区域以外の市内全域

(6) 振 動

① 特定工場に係る規制基準

特定工場に係る振動は、振動規制法及び千葉市環境保全条例で規制されており、規制基準は表6-2. 34に示すとおりである。

対象事業実施区域は市街化調整区域であり、第一種区域の規制基準が適用される。

表6-2. 34 振動規制法及び千葉市環境保全条例に基づく特定工場に係る規制基準

区域の区分	時間の区分	昼 間 午前8時～午後7時	夜 間 午後7時～午前8時
	第一種区域		60デシベル
第二種区域		65デシベル	60デシベル

※区域の区分 第一種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びに市街化調整区域
第二種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

備考 第一種区域又は第二種区域内に所在する学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域における規制基準値は、表に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。

② 道路交通振動の要請限度

振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度は、表6-2. 35に示すとおりである。

表6-2. 35 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

時間の区分 区域の区分	基準値	
	昼間 午前8時～午後7時	夜間 午後7時～午前8時
第一種区域	65デシベル	60デシベル
第二種区域	70デシベル	65デシベル

※区域の区分 千葉市 第一種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域並びに市街化調整区域
第二種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
四街道市 第一種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
第二種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域
佐倉市 第一種区域：第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域
第二種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
八街市 第一種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
第二種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

③ 建設作業振動に係る規制基準

特定建設作業振動は、振動規制法及び千葉市環境保全条例で規制されており、規制基準は表6-2. 36示すとおりである。

対象事業実施区域は、第二号区域の基準が適用される。

表6-2. 36 振動規制法及び千葉市環境保全条例に基づく特定建設作業に係る規制基準

振動の大きさ		作業時間		1日の作業時間		作業期間	作業日
基準値	基準地点	第一号区域	第二号区域	第一号区域	第二号区域		
75デシベルを超えないこと	敷地の境界線	午後7時から翌日午前7時までの時間内でないこと	午後10時から翌日午前6時までの時間内でないこと	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日ではないこと

※区域の区分 第一号区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域。工業地域のうち、学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね八十メートル以内の区域
第二号区域：一号区域以外の工業地域

(7) 悪 臭

千葉市は、市全域が都市計画区域指定地域であり、臭気指数に基づいて規制が行われている。

悪臭防止法に基づく規制基準は表6-2. 37(1)～(2)に、千葉市及び周辺市の条例に基づく悪臭に係る規制基準は表6-2. 38に示すとおりである。

対象事業実施区域は、市街化調整区域であり、C地域の基準が適用される。

表6-2. 37(1) 悪臭防止法に基づく規制基準（臭気指数）

区域の区分	規制基準	
	敷地境界	煙突排出口 ^{注)}
A地域	12	気体排出口からの悪臭の着地点での値が敷地境界線における規制基準の値と同等になるよう、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第6条の2に定める方法により算出した値。
B地域	14	
C地域	16	

※区域の区分 A地域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
 B地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域
 C地域：市街化調整区域

注) 気体排出口の高さが15m以上と15m未満の施設に分けて設定方法が定められている。

- ・ 15m未満 指標：臭気指数
 大気拡散式：流量を測定しない簡易な方法
- ・ 15m以上 指標：臭気排出強度
 大気拡散式：建物の影響による拡散場の乱れを考慮した大気拡散式

表6-2. 37(2) 悪臭防止法に基づく規制基準（臭気指数）

区域の区分	排水水
A地域	28
B地域	30
C地域	32

※区域の区分 表6-2. 36 (1) と同様。

表6-2. 38 悪臭に係る規制基準

市	内容
千葉市	悪臭の規制基準は、周囲の環境等に照らし、悪臭を発生し、排出し、又は飛散する場所の周辺の人々の多数が著しく不快を感じずると認められない程度とする。
佐倉市	
四街道市	
八街市	

(8) 日 影

建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例では、表6-2.39に示すとおり、都市計画法の用途地域に応じた日影規制が設定されている。

なお、対象事業実施区域は市街化調整区域であり、日影規制は適用されない。

表 6-2.39 日影規制の区域、日影時間の指定

用途地域	高度地区	規制される日影時間		制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	測定時間
		規制される範囲 (敷地境界線からの水平距離)				
		5 m以内	10m以内			
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	—	4 時間	2.5 時間	軒高 7 m 超又は 3 階以上	1.5 m	冬至日の真太陽時による午前 8 時から午後 4 時まで(市内全域 北緯 36 度 東経 140 度 07)
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	第一種	3 時間	2 時間	高さ 10m 超	4 m	
	第二種	4 時間	2.5 時間			
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	第一種 第二種	4 時間	2.5 時間			
	指定無し	5 時間	3 時間			

2. 自然環境保全に係る指定・規制地域

自然環境保全等に係る法令の指定及び規制の状況は、次のとおりである。

(1) 自然公園

自然公園区域は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資するために設けられた区域で、千葉県においては自然公園法に基づく国定公園及び千葉県立自然公園条例に基づく県立自然公園がある。

対象事業実施区域及びその周辺において自然公園に指定されている場所は存在しない。

(2) 自然環境保全地域等

千葉県では、優れた自然環境及び身近にある貴重な自然環境を将来に継承していくため、千葉県自然環境保全条例に基づき、自然環境保全地域、郷土環境保全地域、緑地環境保全地域を指定している。

対象事業実施区域及びその周辺において自然環境保全地域、郷土環境保全地域、緑地環境保全地域に該当する地域は存在しない。

(3) 生産緑地地区

生産緑地地区は、生産緑地法に基づき市街化区域内の農地を保護し良好な都市環境の形成を図ることを目的とするものである。

千葉市及び周辺市の生産緑地地区の指定状況は表6-2.40に、対象事業実施区域及びその周辺の指定状況は、都市計画図（図6-2.2参照）に示すとおりである。対象事業実施区域北西側約600mに、最寄りの生産緑地地区が存在している。そのほか、主に対象事業実施区域西側の京葉道路付近に点在してみられる。なお、対象事業実施区域内に、生産緑地地区に指定されている区域はない。

表6-2.40 生産緑地の指定状況

県市区	地区数	面積 (ha)
千葉市	459	103.57
若葉区	64	15.93
中央区	121	21.81
稲毛区	77	20.04
緑区	76	16.72
佐倉市	15	3.76
四街道市	72	20.87
八街市 ^{注2)}	—	—
千葉県	4,102	1,152.88

注1) 平成27年12月31日現在（周辺区の指定状況については、平成28年12月9日現在）。

注2) 八街市内は市街化区域に指定されていないため、生産緑地法が適用されない。

出典：「生産緑地地区」（千葉県ホームページ）

「生産緑地地区」（千葉市ホームページ）

(4) 鳥獣保護区

鳥獣の保護等については、鳥獣の捕獲を禁止し、鳥獣の保護繁殖を図るため鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律が定められている。

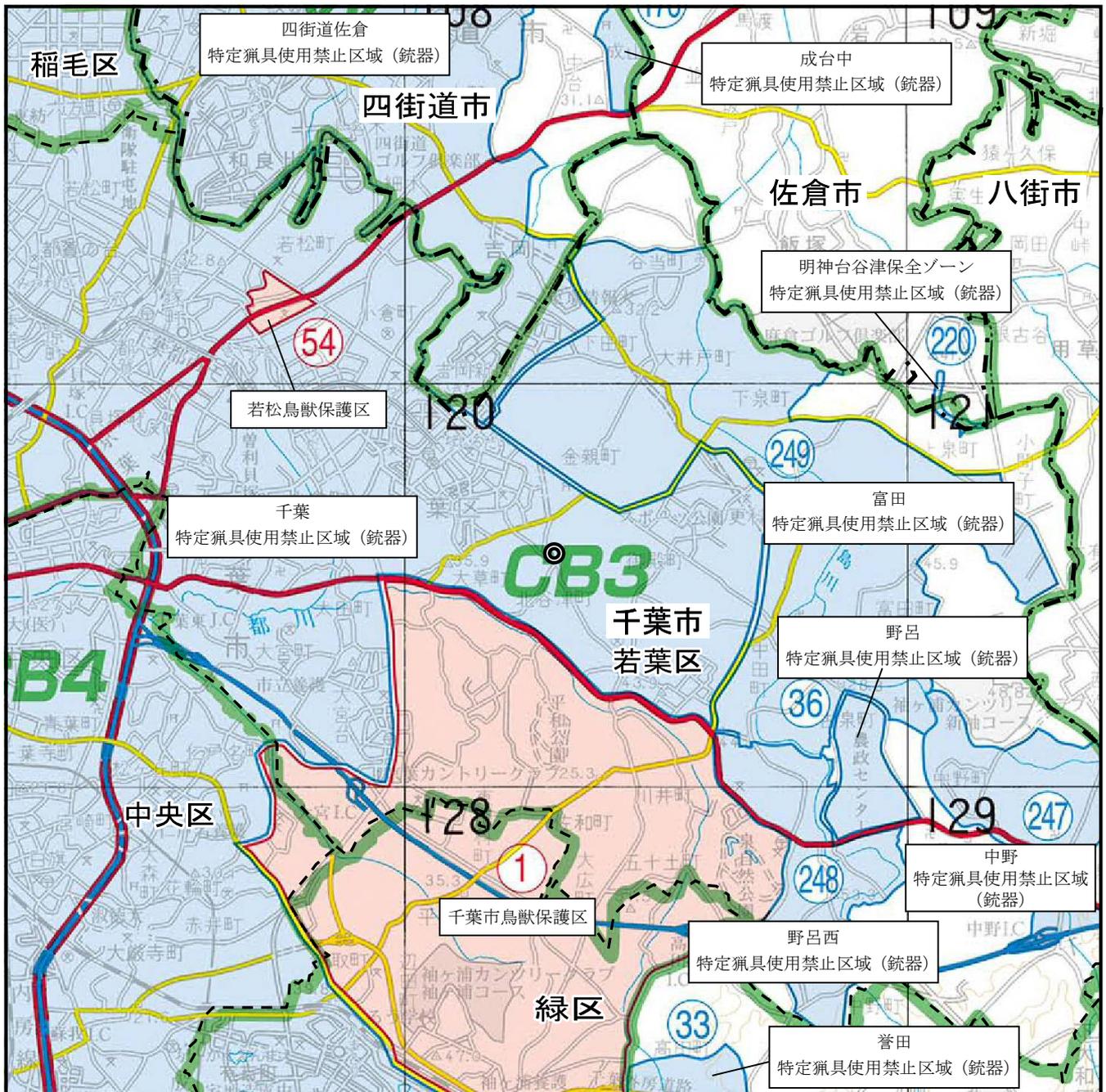
対象事業実施区域及びその周辺における指定の状況は、表6-2. 41及び図6-2. 7に示すとおりである。

対象事業実施区域内は、「千葉特定猟具使用禁止区域（銃器）」に指定されている。また、対象事業実施区域の南側には「千葉市鳥獣保護区」が、北西側には「若松鳥獣保護区」がある。

表6-2. 41 鳥獣保護区等の指定状況

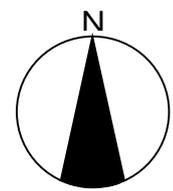
市	区分	名称	面積 (ha)	期間
千葉市	県指定鳥獣保護区	千葉市鳥獣保護区	2,256	平成27年11月1日～平成37年10月31日
	県指定鳥獣保護区	若松鳥獣保護区	30	平成25年11月1日～平成35年10月31日
	特定猟具使用禁止区域（銃器）	野呂 特定猟具使用禁止区域（銃器）	95	平成21年11月1日～平成31年10月31日
	特定猟具使用禁止区域（銃器）	千葉 特定猟具使用禁止区域（銃器）	27,480	平成19年11月1日～平成29年10月31日
	特定猟具使用禁止区域（銃器）	野呂西 特定猟具使用禁止区域（銃器）	338	平成20年11月1日～平成30年10月31日
	特定猟具使用禁止区域（銃器）	富田 特定猟具使用禁止区域（銃器）	1,466	平成21年11月1日～平成31年10月31日
	特定猟具使用禁止区域（銃器）	誉田 特定猟具使用禁止区域（銃器）	150	平成19年11月1日～平成29年10月31日
	特定猟具使用禁止区域（銃器）	中野 特定猟具使用禁止区域（銃器）	347	平成20年11月1日～平成30年10月31日
佐倉市、千葉市	特定猟具使用禁止区域（銃器）	明神台谷津保全ゾーン 特定猟具使用禁止区域（銃器）	9	平成25年11月1日～平成35年10月31日
四街道市	特定猟具使用禁止区域（銃器）	成台中 特定猟具使用禁止区域（銃器）	55	平成19年11月1日～平成29年10月31日
四街道市、佐倉市、千葉市	特定猟具使用禁止区域（銃器）	四街道佐倉 特定猟具使用禁止区域（銃器）	5,600	平成19年11月1日～平成29年10月31日

出典：「鳥獣保護区等の概要（平成28年11月1日現在）」（千葉県ホームページ）



凡 例

- ◎ 対象事業実施区域
- 市境
- 区境
- 鳥獣保護区
- 特定猟具使用禁止区域 (銃器)
- 保護管理ユニット境
- 高速道路及び有料道路
- 一般国道
- 主要地方道



1 : 70,000
0 700m 1km 2km

出典：「平成 28 年度 千葉県鳥獣保護区等位置図（北部地区）」（千葉県ホームページ）

図 6-2.7 鳥獣保護区等の指定状況

6-2-9 その他の事項

1. 資源の利用の状況

対象事業実施区域及びその周辺では、資源の採取は行われていない。

2. 廃棄物の処理等の状況

(1) ごみ処理状況

千葉市及び周辺市の平成27年度のごみ処理状況は、表6-2. 42に示すとおりである。また、千葉市のごみ処理状況の推移は、表6-2. 43に示すとおりである。

平成27年度における千葉市の搬入量は353, 191 t、焼却量は254, 985 tとなっている。

また、千葉市の収集量は概ね横ばい傾向、焼却量は平成26年度までは減少傾向であったものの、平成27年度は微増となっている。なお、1人1日あたりの排出量は減少傾向となっている。

表6-2. 42 ごみ処理状況（平成27年度）

項目	搬入量（t）							処理量（t）		
	総数	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	その他	粗大ごみ	直接搬入量	焼却	埋立	資源化
千葉市	353, 191	241, 715	7, 152	93, 008	443	3, 601	7, 272	254, 985	21, 450	119, 924
佐倉市	46, 742	39, 962	759	3, 607	0	848	1, 566	45, 078	1, 491	11, 383
四街道市	26, 737	19, 416	2, 188	3, 761	26	144	1, 202	20, 922	2, 511	5, 066
八街市	24, 295	17, 283	514	2, 165	15	50	4, 268	20, 222	1, 471	4, 835

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果 平成27年度調査結果」（環境省ホームページ）

表6-2. 43 千葉市のごみ処理状況の推移

項目	収集量（t）						処理量（t）		1人1日あたりの排出量（g）
	総数	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	その他	粗大ごみ	焼却	埋立	
平成23年度	347, 971	253, 632	8, 460	76, 261	410	4, 235	265, 456	29, 576	1, 118
平成24年度	350, 734	252, 837	7, 937	77, 942	472	3, 888	264, 832	30, 856	1, 101
平成25年度	349, 532	250, 429	8, 536	78, 185	416	4, 107	259, 739	25, 485	1, 098
平成26年度	336, 050	240, 091	6, 812	77, 469	472	3, 531	253, 182	20, 972	1, 052
平成27年度	353, 191	241, 715	7, 152	93, 008	443	3, 601	254, 985	21, 450	1, 041

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果 平成23～27年度調査結果」（環境省ホームページ）

(2) し尿処理状況

平成27年度における千葉市及び周辺市のし尿処理状況は、表6-2. 44に示すとおりである。

また、千葉市のし尿処理状況の推移は、表6-2. 45に示すとおりである。

平成27年度における、千葉市のし尿収集量及びし尿処理量はいずれも26, 140kLとなっている。

また、千葉市の収集量及び処理量は、過去5年間で減少傾向となっている。

表6-2. 44 し尿処理状況（平成27年度）

市	項目	収集量 (kL)			処理量 (kL)			合計
					し尿	浄化槽汚泥	自家処理量	
		し尿	浄化槽汚泥	合計	し尿処理施設	し尿処理施設	し尿	
千葉市		5, 809	20, 331	26, 140	5, 809	20, 331	0	26, 140
佐倉市		1, 561	8, 856	10, 417	1, 561	8, 856	0	10, 417
四街道市		751	4, 913	5, 664	751	4, 913	0	5, 664
八街市		3, 204	13, 062	16, 226	3, 204	13, 062	0	16, 266

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果 平成27年度調査結果」（環境省ホームページ）

表6-2. 45 千葉市のし尿処理状況の推移

年度	項目	収集量 (kL)			処理量 (kL)		合計
					し尿	浄化槽汚泥	
		し尿	浄化槽汚泥	合計	し尿処理施設	し尿処理施設	
平成23年度		7, 046	22, 414	29, 460	7, 046	22, 414	29, 460
平成24年度		6, 982	21, 871	28, 853	6, 982	21, 871	28, 853
平成25年度		7, 504	21, 291	28, 795	7, 504	21, 291	28, 795
平成26年度		5, 849	21, 314	27, 163	5, 849	21, 314	27, 163
平成27年度		5, 809	20, 331	26, 140	5, 809	20, 331	26, 140

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果 平成23～27年度調査結果」（環境省ホームページ）

3. 公害苦情の状況

千葉市及び周辺市の平成27年度の公害苦情件数の状況は、表6-2. 46に示すとおりである。

また、千葉市の公害苦情件数の状況の推移は、表6-2. 47に示すとおりである。

千葉市の平成27年度の苦情件数は、騒音が421件と最も多く、次いで水質汚濁が46件であった。主な原因として、騒音は航空機運航、水質汚濁は産業排水となっている。

表6-2. 46 公害苦情件数の状況（平成27年度）

市	項目	典型七公害							廃棄物 投棄	その他	合計	
		大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音		振動	地盤 沈下				悪臭
					低周波							
千葉市		41	46	-	421	-	11	-	43	11	9	582
佐倉市		63	13	-	39	-	3	-	10	243	-	371
四街道市		32	-	1	41	-	4	-	24	2	7	111
八街市		53	-	-	3	-	-	-	-	17	-	73

出典：「平成27年度 公害苦情調査結果報告書」（平成28年12月 千葉県）

表6-2. 47 千葉市の公害苦情件数の推移

年度	項目	典型七公害							廃棄物 投棄	その他	合計	
		大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音		振動	地盤 沈下				悪臭
					低周波							
平成23年度		36	26	-	361	2	21	-	44	4	16	508
平成24年度		36	17	-	709	-	29	-	51	4	13	859
平成25年度		46	15	-	467	-	9	-	49	18	12	616
平成26年度		42	28	-	505	-	15	-	49	14	2	655
平成27年度		41	46	-	421	-	11	-	43	11	9	582

出典：「平成23～27年度 公害苦情調査結果報告書」（千葉県）

4. 文化財

(1) 指定文化財

対象事業実施区域及びその周辺に存在する県及び市の指定文化財は表6-2. 48に、国の登録文化財は表6-2. 49に示すとおりである。また、これらの文化財の位置は、図6-2. 8に示すとおりである。

対象事業実施区域近傍には、指定文化財及び登録文化財は存在しない。

表6-2. 48 指定文化財の状況

市区	指定状況	地点番号	名称	所在地	所有者・管理者	指定年月日
千葉市	若葉区	国史 1	加曾利貝塚	桜木 ^{注3)}	千葉市ほか	昭和46年3月22日
		国史 2	荒屋敷貝塚	貝塚町	千葉市ほか	昭和54年3月13日
		国史 3	花輪貝塚	加曾利町	法人	平成18年7月28日
		県建 4	旧四関家住宅	御殿町	千葉市	昭和53年2月28日
		市史 5	滑橋貝塚	小倉町	個人所有	昭和56年7月20日
		市史 6	千葉御茶屋御殿跡	御殿町	千葉市	平成16年4月21日
		国史 7	月ノ木貝塚	仁戸名町	千葉市ほか	昭和53年3月16日
	緑区	県史 8	長谷部貝塚	平山町	法人	昭和35年6月3日
	中央区	県史 9	大覚寺山古墳	生実町	千葉市	昭和46年3月26日
		市史 10	荒久古墳	青葉町	千葉県	昭和36年3月31日
		市史 11	森川家累代の墓碑	生実町	重俊院	昭和43年3月21日
四街道市		市史 12	吉岡下夕山の福星寺館跡	吉岡	自治会	昭和58年4月15日
	市史 13	吉岡軽戸の木出城跡	吉岡	法人	昭和46年10月1日	
	市建 14	中台の宝暦二年庚申塔	中台	中台地区	昭和58年4月15日	
	市建 15	小名木の寛文十二年庚申塔	小名木	春日神社	昭和58年4月15日	
	市建 16	吉岡の享保二年庚申塔	吉岡	吉岡地区	昭和58年4月15日	
	市建 17	下志津新田金比羅宮の安政二年子安塔	下志津新田	下志津新田地区	昭和58年4月15日	
	市建 18	四街道十字路の道標石塔	四街道	個人所有	昭和58年4月15日	

注1) 表中の指定状況の区分は、略称であり正式名称は、以下に示すとおりである。

- ・国 史 : 国指定史跡
- ・県 建 : 県指定有形文化財(建造物)
- ・県 史 : 県指定史跡
- ・市 史 : 市指定史跡
- ・市 建 : 市指定有形文化財(建造物)

注2) 表中の文化財は、主に屋外に存在している有形文化財(建造物)、記念物(史跡)を示している。

注3) 加曾利貝塚周辺は現在、若葉区桜木となっている。

出典: 「市内に所在する国指定文化財」(千葉市ホームページ)

「市内に所在する県指定文化財」(千葉市ホームページ)

「千葉市指定文化財」(千葉市ホームページ)

「四街道市指定文化財一覧」(四街道市ホームページ)

表6-2. 49 登録文化財の状況

市区		指定 状況	地点 番号	名称	所在地	所有者・ 管理者	指定 年月日
千葉市	中央区	国登録	A	大巖寺書院	大巖寺町	大巖寺	平成23年7月25日
			B	大巖寺本堂	大巖寺町	大巖寺	平成23年7月25日
			C	千葉県水道局 千葉高架水槽	矢作町	千葉県	平成19年7月31日
四街道市		国登録	D	木村家住宅	四街道	個人	平成11年7月8日
			E	近藤家住宅ほか	下志津新田	個人	平成16年11月8日

注) 表中の指定状況の区分は、略称であり正式名称は、以下に示すとおりである。

・国登録 : 国登録有形文化財(建造物)

出典: 「県内の国登録有形文化財」(千葉県ホームページ)

「千葉市内に所在する国登録文化財」(千葉市ホームページ)

「四街道市内指定文化財一覧」(四街道市ホームページ)



凡 例

- | | | | |
|-------|----------|---|--------|
| ◎ | 対象事業実施区域 | ○ | 国指定文化財 |
| - · - | 市境 | □ | 県指定文化財 |
| - - - | 区境 | ◇ | 市指定文化財 |
| | | ☆ | 国登録文化財 |

出典：「市内に所在する国指定文化財」(千葉市ホームページ)
 「市内に所在する県指定文化財」(千葉市ホームページ)
 「千葉市指定文化財」(千葉市ホームページ)
 「千葉市内に所在する国登録文化財」(千葉市ホームページ)
 「四街道市指定文化財一覧」(四街道市ホームページ)

この地図は、国土地理院発行の1:50,000地形図「千葉」「東金」を使用し、1:70,000の縮尺に編集したものである。

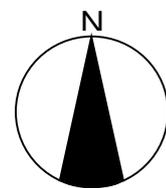


図 6-2.8 指定文化財及び登録文化財の状況

(2) 埋蔵文化財

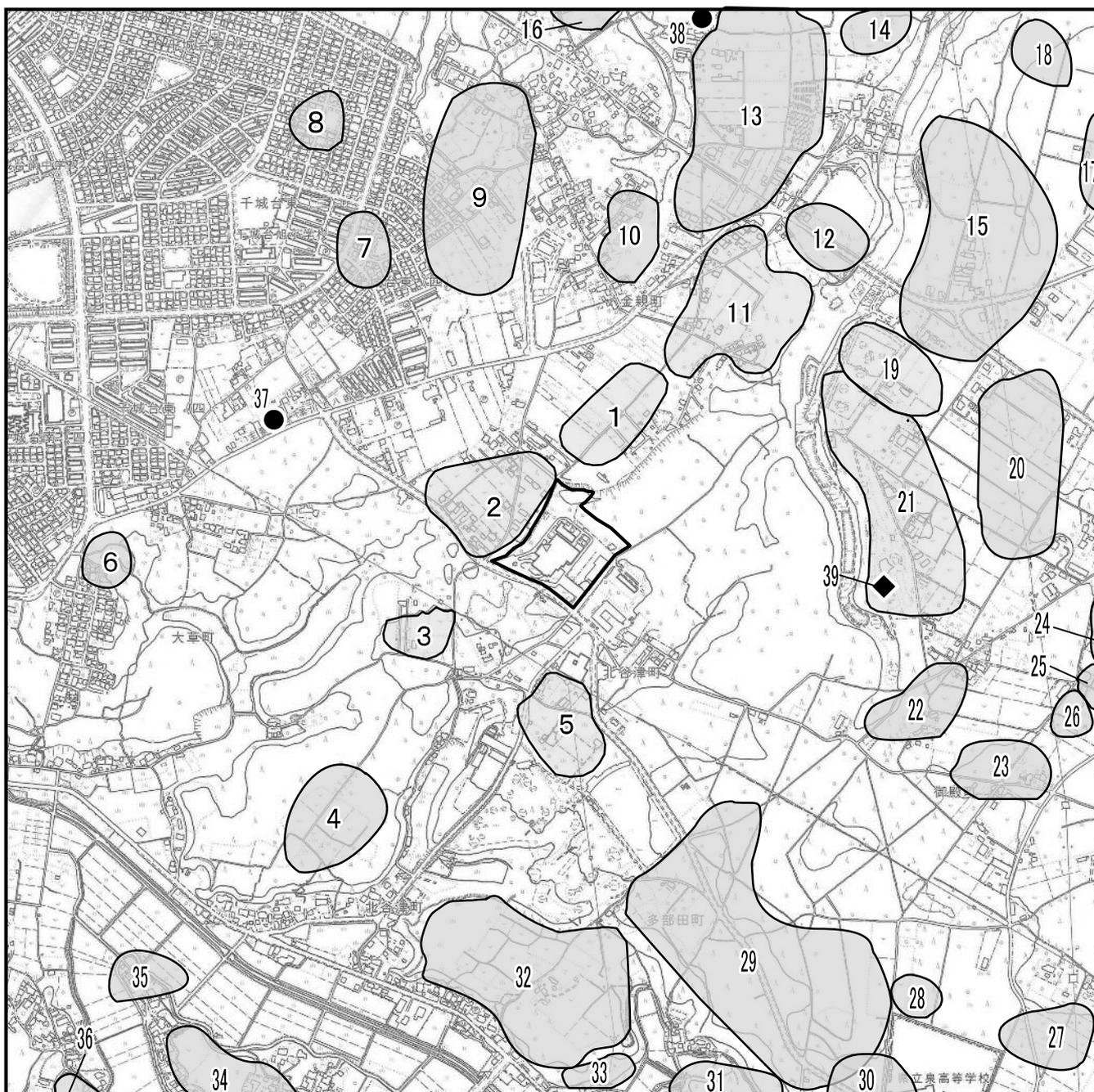
対象事業実施区域近傍に存在する周知の埋蔵文化財包蔵地の指定状況は表6-2.50に、位置は図6-2.9に示すとおりである。

対象事業実施区域内には、周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されていない。

表6-2.50 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

区分	地点番号	名称
 埋蔵文化財包蔵地	1	細田遺跡
	2	細田南遺跡
	3	鴻ノ巣遺跡
	4	岩入遺跡
	5	広遺跡
	6	大草台遺跡
	7	大田遺跡
	8	大山遺跡
	9	荒立遺跡
	10	前畑遺跡
	11	南寺山遺跡
	12	南寺山北遺跡
	13	北寺山西遺跡
	14	北寺山遺跡
	15	宇津志野遺跡
	16	中原東遺跡
	17	宇津志野原第2遺跡
	18	宇津志野窯跡
	19	宇津志野南第1遺跡
	20	宇津志野南第2遺跡
	21	宇津志野南第3遺跡
	22	宇津志野南第4遺跡
	23	宇津志野南第5遺跡
	24	宇津志野南第7遺跡
	25	宇津志野南第8遺跡
	26	宇津志野南第9遺跡
	27	ワリ山東遺跡
	28	ワリ山遺跡
	29	光連寺台遺跡
	30	高根塚群
	31	八石遺跡
	32	北谷津・上ノ台遺跡
	33	上ノ台下遺跡
	34	多部田城跡
	35	多部田低地第2遺跡
	36	ハサマ遺跡
● 塚、古墳	37	新堀塚
	38	北寺山古墳群
◆ 生産跡	39	宇津志野南窯跡群

出典：「ふさの国文化財ナビゲーション」（千葉県ホームページ）
「千葉市資料」



凡 例

-  対象事業実施区域
-  埋蔵文化財包蔵地
-  塚、古墳
-  生産跡

出典：「ふさの国文化財ナビゲーション」（千葉県ホームページ）
「千葉市資料」

この地図は、千葉市発行の 1:10,000 「千葉都市基本図 NO.2」を使用し、1:12,000 に編集したものである。

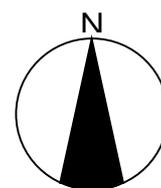


図 6-2.9 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

5. 温室効果ガスの状況

「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 年次報告（平成27年度版）」（千葉市環境局）によると、平成27年度における千葉市内の3清掃工場での焼却処理に伴う温室効果ガス排出量（売電、熱供給に伴う間接削減量を含む）は、表6-2.51に示すとおり、89,814 tとなっている。

表6-2.51 温室効果ガス排出量の内訳

単位：t

項目	清掃工場稼働に伴う発生量 (A)	廃棄物の焼却に伴う発生量 (B)	売電、熱供給に伴う間接削減量 (C)	合計 (A+B-C)
計画	—注)	—注)	—注)	86,553
実績	16,047	103,763	29,996	89,814
実績－計画	—	—	—	3,261

注) 計画値は、全体の排出量のみ計上している。

出典：「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 年次報告（平成27年度版）」（千葉市環境局）